

点検・評価報告書

目 次

序 章	1
1. 理念・目的	4
2. 教育研究組織	17
3. 教員・教員組織	21
4. 教育内容・方法・成果	
4-1. 「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」	31
4-2. 「教育課程・教育内容」	55
4-3. 「教育方法」	73
4-4. 「成果」	93
5. 学生の受け入れ	104
6. 学生支援	122
7. 教育研究等環境	129
8. 社会連携・社会貢献	141
9. 管理運営・財務	
9-1. 管理運営	148
9-2. 財務	154
10. 内部質保証	161
終 章	170

序章

1 桐蔭横浜大学の沿革

桐蔭横浜大学は、横浜市に、1964(昭和 39)年に設立された学校法人桐蔭学園を母体とする。桐蔭学園は、高等学校、中等学校、中学校、小学部、幼稚部を設置し、文部両道の学園として大きく発展してきた。大学は、学園の理想である一貫教育を達成するため、1988(昭和 63)年、工学部 2 学科(制御システム工学科および材料工学科)からなる「桐蔭学園横浜大学」として設置された時に始まる。

その後の発展は次のとおりである。

1992(平成 4)年に大学院工学研究科修士課程を開設し、1993(平成 5)年に法学部法律学科を開設した。1994(平成 6)年に大学院工学研究科博士後期課程を開設、1997(平成 9)年に校名を「桐蔭横浜大学」に変更、同年、大学院法学研究科修士課程を開設、1999(平成 11)年に大学院法学研究科博士後期課程を開設、そして同年、工学部の学科改組(4 学科へ)を行った。2003(平成 15)年に大学院工学研究科修士課程を改組、2004(平成 16)年に大学院法務研究科(法科大学院)を開設、2005(平成 17)年に医用工学部(2 学科)開設、同年工学部の学科改組(2 学科へ)、同年大学院工学研究科博士後期課程を改組した。2008(平成 20)年にスポーツ健康政策学部を開設、2009(平成 21)年に医用工学部の学科改組を果たした。

こうした発展のほか、1994(平成 6)年に大学情報センターの開設、1999(平成 11)年に先端医用工学センターおよび生涯学習センターの開設、2001(平成 13)年に旧横浜地裁陪審法廷およびサヴィニー文庫を擁するメモリアルアカデミウムを開設し、高等教育機関にふさわしい体制を整え今日に至っている。

なお、2009(平成 21)年に工学部の募集停止を決定し、2010(平成 22)年度から募集は行っていない。

2 大学評価を申請するまでの経緯

(1)現在までの自己点検・評価活動

本学における自己点検・評価の活動は、大学設置基準が改正されたその年、すなわち1991(平成 3)年に、教員が出版した図書、学術論文さらには国際会議ならびに学会での発表、公開講座、セミナーなどの活動状況を『学術交流レポート』として公刊したことにはじまる。

1993(平成 5)年に、第 1 次自己点検評価委員会を組織し、最初の自己点検・評価報告書『桐蔭学園横浜大学の歩み』を公刊した。なお、1991(平成 3)年以来、教育についての自己点検・評価活動として「授業アンケート調査」を行っており、また、個別の教員を対象とした自己点検・報告書の作成を毎年前期末と後期末の 2 回に分けて実施してきた。

2000(平成 12)年には第 2 次自己点検評価委員会を組織し(平成 12 年 9 月「桐蔭横浜大学自己点検評価規程」制定)、学部学科・大学院の再編、カリキュラム改善、入試改革など新たな展開を経て、2003(平成 15)年に『桐蔭横浜大学の現状と課題 - 自己点検・評価報告書 2003.2 -』と題する報告書をまとめ公表した。同年、第 3 次自己点検評価委員会を組織し、改めて大学の現状についての分析評価および改善策の検討を経て、2004(平成 16)年 4 月、認証評価制度発足の第一陣として大学基準協会に相互評価の申請をし、2005(平成 17)年 3 月に大学基準に「適合」している旨の認証評価を得た。同年 4 月、相互評価の結果をホー

ムページ上に公表し、あわせて『桐蔭横浜大学自己点検評価報告書 - 大学基準協会による相互評価ならびに認証評価結果 - 』として公刊した。

なお、2008(平成 20)年、本学法科大学院については大学基準協会に認証評価の申請をし、2009(平成 21)年 3 月に「適合」とされた。

2005(平成 17)年以降、大学基準協会から指摘された自己点検・評価の体制を組織的に取り組むことに留意し、2009(平成 21)年には大学の課題一覧を完成させ、また、各年度に教員の自己点検・評価シートを作成し、到達度を点検・評価する方法で自己点検・評価活動を継続して実施しており、現在に至る。

以上の経緯を基礎に、前回の評価結果を受け止め、教職員が一丸となって組織的に自己点検・評価活動を実施し、ここに認証評価申請の基礎となる『点検・評価報告書』をまとめあげた。

(2)大学基準協会に大学評価を申請するための活動体制

今回の認証評価申請は、2004(平成 16)年の学校教育法改正に伴う認証評価制度導入に対応するものであり、本学の 2004(平成 16)年の相互評価による大学基準認定から数えて改正学校教育法の規定する 7 年目の申請に当たる。本学は、今般の認証評価制度の導入をわが国の高等教育機関を取り巻く社会情勢の変化に対応するものと捉え、認証評価機関による第三者評価を受ける意義を、本学の教職員が自ら点検・評価した結果を第三者が外部評価の形で追評価することで、その問題点や課題をより客観的総合的に把握し、改善の方向性が明確になることにあると認識している。この認識を踏まえ、本学は、今回の大学評価申請の基礎となる『点検・評価報告書』をまとめるにあたり、次のような組織体制をとることとした。すなわち、学長を中心とする大学運営会議(大学設置以来大学運営の中心的役割を担い、会議の構成員すべてが自己点検評価委員である)が自己点検・評価報告書の「編集委員会」の実質的役割を担い、これまで継続し積み重ねてきた本学の自己点検・評価活動を総合し、全体に係わる運営・調整等を図る組織として、各学部等の専門委員で構成される自己点検評価委員会小委員会(報告書作成部会)を設置し、あわせて担当事務を学長室とした。

課題であった「組織的取組み」については、次のように行われた。2008(平成 20)年 11 月、大学運営会議において大学の認証評価の準備を進めることを決定した。2009(平成 21)年 2 月、同会議において、質保証に関して、「入口(入学者受け入れの方針)」「中身(教育課程の編成・実施の方針)」「出口(学位授与の方針)」のトータルな管理をいかに構築するかを本学の課題とすることに決定した。そして、これまで大学は「何を」、「どこまで実行したか」、「将来の課題は何か」を網羅的に明らかにするために、各学部および各研究科での検討を経て大学運営会議および大学評議会において集約し、全学的な取組みとして大学の課題一覧(鳥瞰図)を作成することにした。

さて、以上の組織体制による活動の実際は、おおよそ次のように進められた。自己点検評価報告書作成部会において、大学基準に対応した大項目ごとに、点検・評価の基準を本学にあてはめて議論を行い、2009(平成 21)年 9 月に作成部会案が完成した。同時に、大学の課題について全学的集約が行われた。その後、大学基準協会の新しい認証評価基本方針に基づき、大学運営会議において作成部会案の見直し方針を決定し、作成部会を再構成し、

自己点検評価委員会において執筆方針が決定された。また、学長室が中心となって大学基礎データおよび大学データ集を取りまとめることになった。さらに、自己点検評価委員会副委員長(学長補佐)をリーダーとする自己点検評価進行管理チームを置き、2010(平成 22)年 7 月、自己点検評価書草案が完成し、同年 9 月、学長 = 自己点検評価委員長に提出された。続いて、自己点検評価委員会での確認・修正作業、大学運営会議および大学評議会での審議を経て、ここに『点検・評価報告書』の完成をみた次第である。

3 本報告書の編集に関する本学の基本方針

2010(平成 22)年 5 月 1 日を基準時とする大学の自己点検・評価ではあるが、その後の取組みの進展も取り入れたものにする、そして学年完成前のスポーツ健康政策学部および学生募集を停止した工学部についても自己点検・評価の対象とすることにした。

大学評価申請の基礎となる本報告書については、大学基準協会編集『大学評価ハンドブック』に記載されている大学基準の評価項目および評価の視点に基づき「現状の説明」、「点検・評価」、および「将来に向けた発展方策」について記載することにした。記載にあたっては、大学の課題一覧作成過程の議論も取り込み、大学の問題点や課題を明らかにすることにした。

1 理念・目的

1. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

本学は、大学設置以来、1964(昭和 39)年に発足した学校法人桐蔭学園の建学の精神を大学の理念として教育研究を行ってきた。その理念とは、「社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ」「学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ」「道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ」「国を愛し、民族を愛する国民たれ」である。

そもそもこの理念は高等学校を母体とした学園の建学の精神であり、大学としての理念を定めたものではなかった。2005(平成 17)年の認証評価の際に提出した自己点検・評価報告書では、この建学の精神を基調とし、高等教育機関としての大学の使命を真摯に捉えなおし、それを実現するための具体的な本学の目標を、「個の充実」「実務家養成」「開かれた大学」「国際交流」として確認した。

認証評価を経たその後、日本における大学改革の経緯に基づき、本学においても大学の理念を明確化することが課題になった。大学運営会議、大学評議会、各教授会等大学運営の基本的な会議体において全学的議論を経た結果、2009(平成 21)年 4 月に大学の目的として「建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、さらに、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的および応用力をもった有為な人材を育成することを目的とする。」と学則に規定された。

なお、前述の四つの具体的な大学の目標については、現在においても教育研究の指針としている。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 1 条 P1701

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 1 条 P4101

<2>法学部

1)理念・目的の明確化について

2004(平成 16)年の法科大学院開設により、全国の法学部は、その理念・目的および教育目標の変更を迫られることになった。学部開設以来ずっと「実務家養成」を理念に掲げてきた本学部もまた、この理念をそのまま維持することは不可能となり、理念・目的の変更を余儀なくされた。本学部では「幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成」を人材育成の新たな理念に設定し、「法学専門教育から法学基礎教育へ」、「経済、国際関係、歴史、文化、哲学、数学、文学、芸術、情報、科学などの広範囲に及ぶ深い知識と理解」、「外国語」の三点を再構築の柱に据えた。

ただし、法学教育の根幹がリーガルマインドの養成であることについては、依然として変わりはない。法的な判断は、個々具体的な状況を構成する生きた人間に係わる判断であり、人間性と法をめぐる深い洞察(=リーガルマインド)に基礎づけられるべき判断であるから、リーガルマインドの養成は、単に法学専門教育の教育目標をなすだけでなく、同時

にグローバル化が進む現代に広く必要とされる問題解決能力の育成にも有益である。

このような見地から、2009(平成 21)年に本学部の理念・目的を学則に明確に規定した。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 4 条の 2 第 1 項 P1702

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部の理念・目的については、法科大学院との関係からそのあり方について未だ不分明なところがあるが、本学の現状からみて、棲み分けの一つのあり方として、幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成を新たな人材育成の理念に加えて法学部の学士課程の構築を試みているものである。

3)個性化への対応について

本学部では、「対話」を重視した少人数教育、基礎から習得する英語、充実した体験型授業を学びの特色として掲げている。なお、グローバル化に備えた国際的な法律家の養成という極めて高い目標を掲げ、バイリーガル・コース(外国の法曹資格の取得をめざすコース)を設けている。特にこのコースでは、アメリカの法曹資格取得を目標としてアメリカ法の入門を学ぶことができるようにする授業科目を配するほか、アメリカのロースクールの教授による集中授業を設け、学習インセンティブ・モチベーションを高めるように配慮している。バイリーガルとは、本学独自の造語である。

この他、「ピアツツァM」と呼ぶ自主的な本学部学生の社会人基礎能力を育む場を設けたり、「法学部ゼミナール連合会(イン・ゼミ)」による法律討論会を開催するなど、学生の自主的な取組みを支援している。

<3>医用工学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は生命医工学科と臨床工学科の 2 学科からなり、「医学」と「工学」を融合したメディカル新時代を担う新しいタイプの学部であり、工学技術に軸足を置いた医療人を育成することを目的とする。

生命医工学科は、2009(平成 21)年度に生命・環境システム工学科より改組された学科であり、生物工学の技術に基づき、医用材料の開発および再生工学技術の発展に寄与し、医学、医療の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。特に多様化する臨床検査の分野において、高度にシステム化された検査機器を適切に運用し、工学的思考に基づく科学的分析能力に優れた臨床検査技師を育成するためのカリキュラムも設置している。

臨床工学科は、高度医療に対応できる臨床工学技士を育成するとともに、最先端の医療技術を工学的見地から研究、開発することを目的とする。本学科は前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出し、医用工学を臨床領域へ展開している。また、医療器具などの開発研究を通して、現代医療の質の向上に貢献し得る人材教育を行うことにより、医療技術の発展に寄与している。

学部ならびに学科の理念・目的を学則に規定している。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 4 条の 2 第 2 項 P1702

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

工学部から引き継いだ教員に加えて医療技術者を育成するための専門的有資格者を教員として採用している。また、実験設備等においても工学部の実験室を改修し、新しい設備

を導入することにより教育の充実を図っている。

実績については、前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出している。以上により、理念・目的の実現は可能であるといえる。

3)個性化への対応について

本学部における学士課程人材育成の目標は、臨床現場で働く医用工学者に求められる健全な人間性、チームプロジェクトで活躍できる協調性・社会性、自律的にキャリアパスを開拓できる積極性および国際的なコミュニケーション能力である。本学部では、臨床検査技師および臨床工学技士国家資格の取得を奨励しているが、この課題は本学の学士課程人材育成の結果として達成されるものである。毎年開催される桐蔭医用工学国際シンポジウムにおける学生の英語によるプレゼンテーションも同様である。このような人材育成の目標に従って、本学部では、学生募集(A0 募集)における選考基準として、学生の協調性・社会性を重視する独自のアドミッションポリシーを実施している。

<4>工学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は、工学に関する幅広い知識と専門的能力を身に付けた人材の育成をめざすとともに、哲学、心理学、語学など他の学問分野にも通じ、世の中の幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目的に設置された。

電子情報工学科は、従来の電子・情報技術に加え、ユビキタス・コンピューティングや電子商取引などの電子通信技術を基にした新しい概念によって創出される情報通信サービス産業を支える自立した研究者・技術者を養成することを目的とする。

ロボット工学科は、実際のものに触れたり作ったりすることから始め、技術に強く興味を持ち、もの作りへの意欲があり、工学の知識を応用する能力を備えた人材を養成することを目的とする。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部 P129, PP162-163

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部卒業生の多くは、電気系、情報系、機械系の技術者として就職しており、現代の日本を支える情報通信技術や制御技術の技術者に対する社会のニーズを考えれば、本学部の理念・目的は適切である。また、スペシャリストの養成にも力を尽くし、京浜工業地帯を中心とした企業への人材の輩出を図っている。教員・設備・研究費については、潤沢とは言えないが目的の実現には特に問題はない。

3)個性化への対応について

本学部では、ますます増大する技術のグローバル化の中で、幅広い機械、電子、情報通信技術に対応すべく、関連するさまざまな専門科目を開講してきており、それらを各自の目的に沿って比較的自由に選択することができるようになっている。また、それに加えて本学部の特長でもある小人数教育を活用し、一人ひとりに対応した教育指導を行っている。さらに、本学部ではじめた「インディ・カフェ」というスペースでは、授業の質問・補習から大学院受験支援まで、訪れた学生一人ひとりのニーズに合わせて個別対応を行っている。

<5>スポーツ健康政策学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は、2008(平成 20)年 4 月にスポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科の 3 学科をもって開設された学部である。設置申請に際し、その主旨は、スポーツ健康政策に関する専門性を高めるとともに、社会・経済的な状況を含む時代的要請と、地域からの要請に応えることであると、具体的には次のように記した。

社会・経済的な状況を含む時代的要請について

文化スポーツの持つ理想の姿とは、言語の異なる民族間においても交流を可能とし、平和を象徴するというものである。しかしながら、オリンピック競技大会やサッカーのワールドカップに代表されるように、現代のチャンピオンシップ・スポーツは各国間や地域間の代理戦争の様相を呈し、国家的な規模で行われているドーピングの問題なども含め、健全な社会に貢献しているとは判断しがたい状況にある。つまり、一部のチャンピオンシップ・スポーツのみを用いて世界の友好と平和を保つことには多大な困難が伴うといわねばなるまい。このような時代に求められるスポーツの役割は、チャンピオンシップ・スポーツのみならず、世界中に存在する民族の歴史や伝統、文化などを理解したうえで土着の民族スポーツをも含めた広い概念の文化やスポーツを振興することであり、それらを通して異文化を深層から理解することであると考える。したがって、文化スポーツを専門的に学ぶ本学部は、文化スポーツを社会的、経済的、政治的、文化的、歴史的な側面からも捉えるための専門的な教育研究体制を整備し、文化スポーツを通じて深層にあるさまざまな実情を知り、それらを理解する必要があると考えた。そしてこのことが、ひいては世界の友好と平和に繋がるものであると考える。また、国内に目を向けると、少子高齢化の急激な進展という現実問題に直面しているが、こうした問題解決に対しても文化スポーツは多大な貢献を果たすものであると考える。

地域からの要請について

神奈川県は 2004(平成 16)年 3 月に「かながわ文化芸術振興指針」を策定し、2007(平成 19)年 2 月には「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」が開催されるなど、文化振興への取り組みが活発な自治体である。また、2004(平成 16)年 12 月には神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定し、「スポーツのあるまち・くらしづくり」を基本理念として、県民一人ひとりがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指している。このように、本学の所在する神奈川県は文化およびスポーツの振興に強い期待を有している地域であるといえる。本学部は、従来の体育・スポーツ系の学部とは異なり、スポーツも文化の 1 つとする文化スポーツを柱とする学部であり、豊富な専門的知識やアイデアを持った質の高いスポーツ指導者を養成することによって、こうした地域からの要請に応えることが可能であると考えた。

このような状況を踏まえると、今後の我が国の文化スポーツ領域において求められる人材とは、国際化時代に対応できることはもちろんのこと、政府および地方自治体における文化スポーツ・健康の政策立案ができる者をはじめ、スポーツ・健康スポーツの指導が行える教員(中高保健体育、小学校)や、トレーナー、インストラクター、医療機器およびスポーツ関連機器の操作および開発など、多方面から健康増進にかかわることができる技術・能力を有する者であり、国際交流の推進団体(NPO、NGO)の運営者であると判断する。したがって、本

学部では、我が国の教育界およびスポーツ界のみならず、それらの関連業界すべての健全な発展を推進することのできる人材養成という理念を掲げ、その理念を具現化するために高度な文化スポーツに関連する専門的な教育を施し、現代社会が抱える諸問題を広い概念のスポーツを通して解決することをめざすことで、社会的責務を果たす指導者の養成を行うことを目的とした。

なお、専門教育科目を担当する教員として、医師免許を有する教員、理学療法士の資格を有する教員、小学校教諭の経験を有する教員をはじめ、「文化スポーツ」の振興を図るため、文化人類学、国際政治学、社会学を専攻する教員など、本学部の理念・目的、教育目標を実現するために、他の体育・スポーツ系学部には類を見ない専任教員を配置している。

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部の理念・目的を設定するに際し、具体的には文化スポーツに関連する事象を大きく次の5つの領域で捉えることとした。つまり、現代社会に対応した教師としての資質を高めるための事項、スポーツ現場で迅速かつ柔軟に対応することができるトレーナー、インストラクターとしての資質を高めるための事項、スポーツ用器具および身体装具や医療機器の操作や開発の知識に長けた技術者としての資質を高めるための事項、政府や地方自治体において健康や文化スポーツ分野での政策立案者としての資質を高めるための事項、世界を視野に入れ文化スポーツを通じて異文化交流を図る資質を高めるための事項であり、これらについて教育研究を行うものである。

こうした主旨を踏まえ、本学部の理念・目的および各学科の教育研究上の目的を学則に次のように示した。「スポーツ健康政策学部は、我が国のスポーツ、文化そして教育のみならず、関連するすべてについて健全な発展を推進するという理念を掲げ、現代社会が抱える諸問題を広い概念の文化スポーツを通して解決することができる人材の養成を目的とする。スポーツ教育学科は、複雑化する現代社会の要請にこたえることができ、かつ、正確で柔軟な指導法を身につけた教育職員や、さらには生涯学習時代におけるスポーツの指導者等の人材を養成することを目的とする。スポーツテクノロジー学科は、スポーツを支える指導者や、スポーツエンジニアの育成を目指し、スポーツ科学および工学、そして関連する領域の専門的な知識とともに、科学的・総合的な見識と技能等を持つ人材を養成することを目的とする。スポーツ健康政策学科は、文化やスポーツさらには健康にかかわる政策立案に必要な柔軟な発想と、豊富な知識を持った人材や、スポーツや文化芸能などを使いこなすことができ、次世代の文化スポーツ交流の担い手となる人材を養成することを目的とする。」

学則に示すように、本学部の理念・目的は文化スポーツを通して実現されるものであり、このことによって他の体育・スポーツ系学部との個別化が図られていると考えている。

《資料20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第4条の2第3項 PP1702-1731

3)個性化への対応について

文化スポーツという用語は、体育・スポーツ系学部としては本学部が初めて使用する用語であることから、特に受験生、あるいは社会に対しては大学案内等を通じておよそ次のように解説している。

これまでスポーツは、勝ち負けを争う競技や健康増進のためのものと考えられてきたが、「マッスルミュージカル」や「YOSAKOIソーラン祭り」が文化でありスポーツでもあるよう

に、スポーツをもっと大きな「世界につながる扉」ととらえて欲しいこと。つまり、スポーツやさまざまな身体運動は、私たちのあらゆる感覚を刺激し、新しい表現やコミュニケーションを生み出し、そこから、福祉や教育、街づくりや国際関係など、現代社会が抱える諸問題を解決する糸口が生まれてくる可能性があること。したがって、本学部が養成する人材は、アスリートや保健体育教員にとどまらない。たとえば、スポーツ行政に取り組む公務員、アスリートから高齢者・障害者まで活用できるスポーツ用品やトレーニング機器の技術開発者、身体を動かして豊かな心を育むことのできる小学校教員や中学校・高等学校の保健体育教員、スポーツを通して国際交流を促進できるスポーツトレーナーなど、実にさまざまな可能性を有していること。そして、スポーツ経験者には、自分を表現する「積極性」とチームプレーで身につく「他人を理解する力」という立派なベースがあることから、それらを活かしつつ、4年間で「想像する力」「コミュニケーションする力」「つらくてもがんばる力」を身につけ、これからの社会を有意義に変えることのできるような人材となって欲しいことである。

<6>法学研究科

1) 理念・目的の明確化について

本研究科修士課程の理念・目的については、「法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成するもの」として、この旨を大学院学則に規定している。この理念・目的をより具体化するために以下のような教育研究の方向性を明らかにしている。

修士課程は、法律学専攻のみを設置し、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野の4つの研究分野から学び、さらに高度な法律知識を身につけるために博士後期課程に進学する途、日本司法支援センター（法テラス）や法律事務所等法知識を必要とする機関に就職する途、企業や財団などの内部で、法律知識を生かすポストにつく途、などの方向をめざす人材を養成するものとする。

本研究科博士後期課程の理念・目的については、大学院学則に規定し、より具体化するために、修士課程における法学研究教育を基礎とし、かつ、それに接続して日本の将来の法律学および法実務のより高度な発展を支えることができる研究者および高度の専門的職業人、特に比較法的方法を体得し、外国法や国際関係法に精通し、高度の専門的法学実務に従事する資質を備えた人材を養成するものとする。

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 3 条の 2 第 1 項 P4102

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 4 条の 2 第 1 項 P4102

2) 実績や資源からみた理念・目的の適切性について

各分野の担当教員の数も質も充実しており、留学生サポート（英語による指導のできる）を担当できる教職員も用意されている。

3) 個性化への対応について

経済法を学ぶ中国からの留学生、国際政治を学ぶウィグル、モンゴル、ネパールなどの留学生、司法の比較研究を目的とした中国の弁護士、韓国からの現役の警察幹部や検察事務官、そして税理士や司法書士などの社会人学生がその専門分野をより深めるための研究など、多様な学生の研究目的に対応している。

<7>工学研究科

1)理念・目的の明確化について

本研究科は、修士課程として医用工学専攻と情報・機械工学専攻の二専攻を設け、これら二専攻の修士課程の教育を学位(博士)の授与につなげるための博士後期課程として医用工学専攻を設置して一本化している。人材発掘とともに人材育成では、独自の視点で問題解決、判断処理する能力を持ち国際的に活躍できる専門家の養成を目指しているが、社会が求める学生の姿は刻々と変貌している。しかし、本研究科では、一時の流行に流されることなく、本学の提示した具体的な4つの理念を柱として大学院における人材育成を進めている。

このような見地から、2009(平成21)年に本研究科修士課程および博士後期課程の理念・目的を大学院学則に明確に規定した。

《資料21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第3条の2第2項 P4102

《資料21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第4条の2第2項 P4102

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

1998(平成10)年度から2007(平成19)年度に実施した文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業や学術フロンティア推進事業等において整備された先端機器を用いた研究実績は高く評価されている。ハイテク・リサーチ・センター整備事業では、「癌および遺伝的難病に対する低侵襲かつ迅速な診断・治療技術とそのための新素材の研究開発」をテーマにして3つのプロジェクトを立ち上げて、学術論文104報、総説・解説11報、図書9冊、学会発表440件、特許11件の成果を上げている。また、世界的なレベルでのロボット技術、例えば、小型ロボットのための3次元計測可能なCompact Stereo Vision(超小型ステレオビジョン)やロボット制御の新展開をめざすInteger Inverse Kinematics(整数逆運動学)も高い評価を受けている。これらの研究成果・実績を基にした専門領域の技術・知識をさらに極める本研究科の理念・目的は適切である。

《資料100》平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサーチ・センター整備事業)研究成果報告書(1/2)

《資料101》平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサーチ・センター整備事業)研究成果報告書(2/2)

3)個性化への対応について

中央教育審議会の「大学院における高度専門職業人養成について(答申)2002.8.5」において提唱されている個性化の対応に関しては、本研究科の場合は医用工学分野という特殊な分野の複合領域に特化した高度専門職業人養成を指向していると言える。すなわち、基礎分野においては、自己免疫疾患・リウマチなどの難病、生活習慣病、不妊などの原因遺伝子の追及や生活改善のための天然資源の探索、応用分野においては癌や嚔下に対する診断法、診断機器の開発や車いすや医療補助具の改善・開発、医療現場や災害地などで機能を発揮するロボットの開発など特殊な分野の研究に大学院生は従事し、社会で貢献できるように育成されている。

また、本研究科の全ての学生は、本学で開催される桐蔭医用工学国際シンポジウムにおいて研究成果を英語で口頭あるいはポスター発表することが義務付けられている。また、

博士後期課程の場合には、この国際シンポジウムにおいて発表した内容を英文で本学の研究紀要である『桐蔭論叢』に発表している。

《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

1)構成員に対する周知方法と有効性

教員に対しては教授会、研究科委員会、学科会議および全体会議において理念・目的の明確化についての議論を行い、周知が図られている。学生に対してはオリエンテーションにおけるガイダンス、加えて履修要項を配布し周知されている。この他に、本学の特色である少人数教育が全学年を通じて実践されており、これを体現するゼミナール等により、理念と目的は教員および学生に浸透している。

2)社会への公表方法

社会に対しては、大学ホームページ、『大学案内パンフレット』およびオープンキャンパス等を通じて、学びの特色を端的に分かりやすいかたちでアピールしている。現在のところ、いずれも有効に機能しており問題はないと考えている。

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

学部・研究科においては、その理念や目的の適切性を定期的に検証する仕組みは、現状ではない。しかし、絶えず変化する社会的要請に対して迅速に対応すべく、学部・研究科に関する内容については教授会・研究科委員会および各学部等に置かれている各種の委員会において議論している。大学に関する内容は、大学運営会議および大学評議会に諮り、検討している。このように、学部・研究科の個別的な検証の仕組みと大学横断型の検証を行い、適宜改善策を検討し実施している。

2. 点検・評価

<1>大学全体

効果が上がっている事項(優れている事項)

各学部、各研究科それぞれの目的に応じた個性化への対応策を着実に実践している。

改善すべき事項

大学の理念・目的は、学則に明文化されたが、これをもって事足りるとするものではなく、大学全体に共有され、組織的な取組みの原点に位置付けられなければならない。この

意味で本学における理念・目的の明確化は未だ不十分な面もあり、引き続き明確化への努力を行わなければならない。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

法科大学院設置後の法学教育のあり方について学部全体での検討を踏まえ、法学専門基礎教育を中核としつつ、幅広い教養を基礎としたコミュニケーション能力の育成をはじめ、社会人としての一般的な学力を身に付けさせる方向に教育実践を行っている。

改善すべき事項

法学専門基礎の修得目標(達成)をどこに置くべきかさらに検討する。特に法科大学院が設置されたことにより、今までの法学部における教育研究指導の基本を見直すことになった。このため、本学部では、法学専門教育から法学基礎教育へ、および一般教養科目の充実という展開を教育方針に掲げた。この方針が真の法学部教育として相応しいか否かについて検証する必要があると考える。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

学科改組したことにより、本学部は医療系ライセンスに特化した学部になり、卒業後のビジョンが明確化されたため、志願者および入学者に目的意識が高く、入学定員の充足に加えて授業の質や学生の成績がよい方向に向かっている。

改善すべき事項

本学部の歴史はまだ浅いものの、卒業生の進路については就職先からの評価も得ている。しかし、一般社会からの認知度は決して高くはなく、ターゲットとする医用工学を学びたいと考える高校生や高等学校からはいまだ十分な認知を得ていない点である。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部はこれまで多くの優秀な技術者を輩出し、日本の産業に貢献をしてきた。たとえば、鉄道、情報通信などの日本を代表する企業へも多く就職し、重要な役割を果たしている。

改善すべき事項

情報通信・ロボット技術等の電子・情報・機械技術は日本社会の発展にとって必要不可欠であることは言うまでもないが、さらにこれからは、持続可能なエネルギー利用や地球環境を考えることができる技術者が必要になるが、それを支える理系の若者が育っていない。そこで本学部では、いわゆる文系志望だが実は理系に向けた人材を発掘し、さらに「ゆとり教育」世代に対応した新しい教育内容を備えた環境分野を含む新しい教育課程を整え、学生募集を行った。しかしながら、学生募集には十分な成果があらなかった。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部は2008(平成20)年4月の開設以来、3年間継続して定員を上回る入学者を確保できていることから、文化スポーツをキーワードとした本学部の理念・目的、教育目標は社会的に認知されているものと考えている。こうした本学部の理念・目的を記した出版物である『ivonca(イヴォンカ)』や『カラダ哲学』を発行して全国の高等学校等の関連機関に郵送し、好評価を得ている。

《資料103》ivonca(イヴォンカ)

《資料104》カラダ哲学

改善すべき事項

現在のところ、理念・目的、教育目標について改善すべき点は見当たらないが、毎年、点検・評価を行い、2011(平成23)年度の完成年度を待ってその適切性を検討したいと考えている。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

修士課程で学んだことを生かした就職をする者が次第に増えている。母国に帰り、弁護士、裁判官、研究職に就く留学生や、司法支援センターの職員としてあるいはJRの開発部門で企画を担当する者もいる。

博士後期課程については、やや時間をかけて研究ポストにつける人材を育てており、最近では常勤の教育研究職に就いている者も現れ始めた。

実務家の社会人がその専門分野(不動産法や消費者法)をさらに究めんとして修士および博士の学位取得を目指している。なお、本学の学術雑誌である『桐蔭論叢』に研究論文を掲載する者も少なくない。

改善すべき事項

法科大学院と法学研究科の二つの法学に関する研究科を設けていることもあり、法学研究科の研究の方向性と法科大学院の目的との違いをどのように区別し、また、いかなる重なり方があるかを検討する。さらに、入学志願者の確保が十分ではないので、その方策について検討しなければならない。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

「国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を育成する」ことが目的であり、本研究科医用工学専攻の教育と研究の成果は、特に修士課程の論文発表の充実において見ることができる。研究分野はいずれも臨床応用を目標とした医用計測についての材料工学とソフトウェア開発、遺伝統計学、分子生物学、ドラッグデリバリーシステム等、広範に及んでいる。

実質的な成果としては、修士課程学生は権威ある国内外の学会で発表することに意欲的であり、修了までに筆頭発表者として複数の発表経験を持つのが通例である。近年、日本学生支援機構による奨学金の返還免除制度が実施されるようになったことを契機として、修士課程における研究発表件数を点数化して客観評価することとなった。このことは、修士課程学生の研究発表へのインセンティブを与えている。特に英語による口頭発表に対し

て高い評価を与えているので、本学が主催する国際シンポジウムで口頭発表を行う学生が増加している。奨学金返還免除制度の適用を申請する医用工学専攻の奨学生は例年採択されていることも特筆される。また、博士後期課程については、これまでに優秀な研究者、技術者を輩出し、社会に貢献している。特に、社会人の博士後期課程修了者は、各企業や大学に修得した技術、知識を生かして活躍している。

改善すべき事項

修士課程の研究成果を客観評価することが活発な研究発表を促したことは積極的に評価される一方、発表件数の確保に走り、研究内容の質に顧慮しない傾向をもたらしかねないことが懸念される。英語によるコミュニケーション能力の開発に対するインセンティブを高めることにおいては一定の成果を見ることができたが、大学院入学者の基礎的な英語能力はむしろ低下している。英語に限らず、大学院入学者の基礎学力が低下傾向であることは、教員の共通認識であり、クラスワークを通じた基礎学力の確保が課題となっている。

博士後期課程においては今後も内部進学率の下方に停滞している。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

個性の充実、知的・道徳的応用力を持った人材の育成という大学の目標を充実させるために全学、各学部および各研究科における自己点検評価委員会において、今後は毎年大学の理念・目的の見直しが必要か否か討議を行う。この検討を行うための機関として、学長を最高責任者とする特別大学改革委員会(仮称)を発足して実施する。メンバーには学長の他に各学部長や若手の教員および事務部門において、検討チームを立ち上げる予定である。

<2>法学部

本学部設置 20 周年に向けた本学部事業計画の策定に取り組み、これを契機として本学部の教育力を向上させることである。試みとして 2011(平成 23)年度から「社会経営コース」を置き、地域社会に貢献できる人材の育成に取り組む。

<3>医用工学部

本学部の歴史はまだ浅く、一般社会からの認知度が低い。これを克服するためには、国家試験の合格者数を増やし、質の高い医療技術者を輩出し続けることにより、社会的な信用と知名度を上げていくことである。これには多大な時間を要するが、本学部教員が一丸となって教育指導の質をさらに高める努力を怠らないことである。具体的には、実験・実習を重視する教育プログラムをより一層実質化し、マルチメディアを通じた多量の情報(画像およびテキスト等)から診断に必要な情報を読み取らせ、手書きによるレポートを課題とするなど、人間的な認知能力と論理的叙述能力の開発に力を入れる。

さらに本学が育成している医療技術者の仕事の内容、社会的な位置づけ、魅力等を中等教育機関へ周知を図っていきたい。具体的には、自治体や地域のコミュニティが実施する、大学理科系分野への啓発活動(かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア、大学進学フ

エスタ in Yokohama など)に積極的に参加し、地域の中高等教育機関における課外活動、キャリアパス教育への参加を通じて、医用工学分野の進歩と医療技術者の重要性について啓蒙し、本学部の人材養成の目的についての周知を図っていく。

<4>工学部

本学部は、2009(平成 21)年 3 月 27 日の桐蔭学園理事会において、募集停止が決定された。なお、在学生の教育については不利益を与えないよう万全を尽くす。

<5>スポーツ健康政策学部

完成年度を迎える 2011(平成 23)年度には、学生の就職状況も把握できるようになるので、それらも一つの指標とし、本学部の理念・目的、教育目標の実現の程度を評価、分析したいと考えている。

<6>法学研究科

効率的に成果を達成できるタイプの入学者はあまり期待できないが、たとえば、留学生に対する日本語文献の読解についてじっくりとした指導が実り、比較法的な視野から分析する視点を身につけつつある。この充実した状態をより広く社会に知らせて、入学者のレベルを上げる。

また、実務家養成を法科大学院に委ねたことにより、研究科においては法学研究者の育成をより明確にする。今後は、有能な法学研究者を誕生させるために基礎法学を深く掘り下げ、きわめていく研究を指導していく。

入学志願者の拡大方策については、学内に加えて対外的広報活動を展開することである。

<7>工学研究科

博士後期課程進学者の確保については、内部進学も引き続き努力をするが、停滞傾向に鑑み、外部から進学者を獲得することに努める。内部の進学については、本研究科は教員一人あたりの学生数が少ない少人数教育を標榜しており、その学生指導を継続することで進学に結びつける。外部から進学については近隣地域企業から社会人入学者の獲得をめざし、企業の連絡会、工業会に連絡をとり様々な催しに参加する。また、留学生を確保するために入学案内やパンフレットを充実させる。

4. 根拠資料

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

《資料 100》平成 15 年度～平成 19 年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサ

ーチ・センター整備事業)研究成果報告書(1/2)

《資料 101》平成 15 年度～平成 19 年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサ

ーチ・センター整備事業)研究成果報告書(2/2)

《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月

《資料 103》ivonca(イヴォンカ)

《資料 104》カラダ哲学

2 教育研究組織

1. 現状の説明

(1)大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織理念・目的に照らして適切なものであるか

1)教育研究組織の編制原理

本学は「大学基礎データ」に記載のとおり、学士課程として、法学部、医用工学部、工学部およびスポーツ健康政策学部の4学部を編成し、大学院課程として、法学研究科と工学研究科を設け、高度な教育研究の要請にも応えることを目的としている。なお、本学の目標の一つである「実務家養成」の目的から、専門職大学院として法科大学院をも設置している。これら教育研究機関を支え、かつ将来的発展の基礎となるよう、大学情報センター、法律プロフェッショナルセンター、国際交流センター、先端医用工学センター、生涯学習センター、西洋法史研究所、日本法史研究所、メディアエーション・交渉研究所、文化政策研究所を設けている。

本学は基本的に伝統的な学部・学科制をとっている。ただし学部の名称から推察される以上の幅広い分野をカバーしている。法学部においては、法律学科の1学科で構成しているが、法律分野のみならず、経済学、財政学、簿記、会計学、国際政治、政治思想史など政治経済の科目を充実させている。医用工学部においては、生命医工学科と臨床工学科の2学科を設けており、生命医工学科は「臨床検査技師」の育成を、臨床工学科は「臨床工学技士」の育成を目的としつつ、幅広く「医学」と「工学」の両面に重点を置いた教育研究を行っている。スポーツ健康政策学部については、スポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科およびスポーツ健康政策学科の3学科を擁し、スポーツと文化の融合を図った広領域の新しい学部である。

なお、工学部については、電子情報工学科とロボット工学科の2学科で構成されてきたが、医用工学部の学科改組(生命・環境システム工学科から生命医工学科への充実発展)を果たすとともに、スポーツ健康政策学部の1学科としてのスポーツテクノロジー学科の設置も踏まえて、2010(平成22)年度に募集を停止した。

研究科については、法学研究科と工学研究科を設けており、いずれも修士課程および博士後期課程を設けて、高度な専門家の養成とともに研究者の養成も目標としている。法学研究科については法学部との教育連携を図り、修士課程および博士後期課程に法律学専攻を置いている。工学研究科については医用工学部および工学部との教育連携を図り、修士課程については医用工学専攻および情報・機械工学専攻を置き、博士後期課程については医用工学専攻のみを置いている。なお、専門職大学院として法務研究科法務専攻(法科大学院)は、法学部および法学研究科との連携を図っている。

《資料2》大学基礎データ表1

2)理念・目的との適合性

本学は法論理的な思考ができる人材、科学的な思考ができる人材、そして文化スポーツを担う人材を全学的に擁し、それぞれの理念・目的が社会の要請する人材と適合するようなバランスの取れた大学のあり方を探求している。このような立場から本学の学部・学科・

研究科等の設置については教育研究の対応・連携関係を明確にし、理念・目的を有効に機能するものとなっている。

3)学術の進展や社会の要請との適合性

本学における教育研究において醸成された成果を社会に還元するとともに、社会から要請される諸課題につき深く研究し、本学における教育研究を豊穰化させるための研究機関およびセンターを設置している。

以下は、本学において設置されている研究機関等である。

〔大学情報センター〕

本学の図書館および情報システム室を運営し、大学の教育研究の使命を達成するために一層の充実を図ることを目的としている。

〔法律プロフェッショナルセンター〕

各種の法律関連資格をめざす学生のための学習支援と、地域貢献や社会貢献として学外に開放した無料法律相談所からなる。法律相談員は、学外の桐蔭学園に関係が深い法律家で構成されている。

〔国際交流センター〕

国際学術交流の推進、外国人留学生の育成等に寄与することを目的としている。

〔先端医用工学センター〕

医用工学系先端技術の研究開発を目的として、文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業の一環として設置された。同整備事業の期間は終了したが、現在は医用工学部の研究機関として引き続き専門研究を行っている。

〔生涯学習センター〕

同センターで行う生涯学習講座は、大学の知を広く社会に開放することを目的としている。その主なものに文化教養講座があり、受講者の多くは近隣地域住民等である。講師陣は本学教員等により構成されている。

〔西洋法史研究所〕

サヴィニー文庫およびカーザー記念文庫という貴重な資料を保管しつつ、公開の講義も提供している。本学終身教授が所長を務め、法学部の教員が研究を行っている。

〔日本法史研究所〕

戦後のBC級戦犯の裁判が行われた旧横浜地方裁判所の陪審法廷を移設し、保存している。陪審制度の研究のほか、裁判員制度について随時市民(自治体)研修に対応を行っている。法科大学院と法学部の教員がスタッフである。

〔メディエーション・交渉研究所〕

メディエーションと交渉について、学生をはじめ一般市民に研修の場を提供する。法科大学院の実務家教員を所長に、法学部の教員がサポートする態勢である。大学における講義の支援のほか、弁護士、調停委員、消費生活相談員などを登録会員とする公開研究会を開催し、メディエーション交渉研究通信を発刊している。

〔文化政策研究所〕

当初は、スポーツ健康政策学部の立ち上げを担ったが、文化スポーツを考える雑誌『ivonca(イヴオンカ)』を発行している。スポーツ健康政策学部の教員が所長およびスタッフである。

- 《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 7 条～第 8 条の 5 PP1701-1702
- 《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項 PP3202-3203
- 《資料 38》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター規則 P2209
- 《資料 39》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学国際交流センター規程 PP2230-2247
- 《資料 40》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学先端医用工学センター規程 PP2248-2249
- 《資料 41》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学生涯学習センター規程 PP2250-2251
- 《資料 42》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法律プロフェッショナルセンター規程
PP2228-2229
- 《資料 103》ivonca(イヴォンカ)

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

教育研究組織の適切性について定期的な検証を行ってはいないが、学部および学科の改組については大学運営会議において随時協議しており、また将来構想会議においても検討することになっている。

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

医用工学部の学科改組およびスポーツ健康政策学部の設置を行い、大学としての新たな目的を実現している。

改善すべき事項

研究機関等の行っている内容が学内外に周知されたものになっているかどうかは判然としない。これら研究機関等の円滑な推進を図るために、全学がその目的等を周知共有する環境づくりや、時代の進展や環境の変化に対応するべくこれら機関の改廃への迅速な対応について検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

現在の学部・研究科の教育研究の更なる充実を図り、それを基礎とした発展を見極めていきたい。研究機関等については、今回の自己点検を行うことにより運営方法に関する問題点や改善策が明白になった。これは、研究機関等が設置された当時の目的と現在の実施運用等に違いがあるためと考えられる。今後は見直しや役割も含め、早い時期に諸研究機関の責任者と協議する。

4. 根拠資料

- 《資料 2》大学基礎データ

- 《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則
- 《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項
- 《資料 38》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター規則
- 《資料 39》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学国際交流センター規程
- 《資料 40》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学先端医用工学センター規程
- 《資料 41》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学生涯学習センター規程
- 《資料 42》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法律プロフェッショナルセンター規程
- 《資料 103》ivonca(イヴォンカ)

3 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか

<1>大学全体

1)教員に求める能力・資質等の明確化

本学では、教員に求める能力・資質等については基準を定め明確化を図っている。教員については、その基準に基づいて学歴、研究歴、教育歴、職歴等を考慮して選考を行っている。なお、学部教育の特殊性に基づいて国家資格等を有する者を配置する学部がある。

《資料 29》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員資格選考基準 PP2535-2536

2)教員構成の明確化

教授、准教授、講師、助教、助手について資格を明確に定めている。なお、教員の男女比率および外国人教員数については明確に定めてはいない。教員の年齢構成については、定年教員に関する規則を定めている。

《資料 30》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学定年規則 PP2539-2540

3)教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、原則的に月 1 回行われる教授会、学部・学科会議および必要に応じて開催される教務委員会、学生委員会等において連携体制をとって明確化につとめている。

各研究科についても同様に研究科委員会において連携体制をとって明確化に努めている。

<2>法学部

1)教員に求める能力・資質等の明確化

本学部では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学設置基準第 14 条～第 17 条の規程に基づく相当な資格や経験を有する者をあてている。

2)教員構成の明確化

本学部専任教員の人数は 2010(平成 22)年度現在 27 名で、教員一人あたりの在籍学生数は約 30 人であり、少人数教育の徹底を掲げる本学部の教員構成である。

年齢構成は、50 代 11 名、40 代 5 名、30 代 11 名である。50 代と 30 代が同数でもっとも多く、40 代は数的に谷間をなしているが、60 代の教員が一人もいないことに現れているように、年齢構成は極端に高齢化しているわけではなく、全体としてはむしろ中堅若手を中心にした若々しい編成になっている。なお、性別で見ると男性 22 名、女性 5 名である。また、専任の外国人教員として 2 名を擁する。

専門教育については、法律学の基本科目である「憲法」「民法」「刑法」「商法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」のほぼすべての授業に専任教員を配置している。

必修科目の専兼比率は専門教育で 94.9 パーセント、一般教育で 81.8 パーセントであり、必修演習科目の専任教員担当の割合は、専門・一般を問わず 100 パーセントである。

《資料 2》大学基礎データ表 2

<3>医用工学部

1) 教員に求める能力・資質等の明確化

本学部では厚生労働省の通達に準拠した有資格者を設置している。個別の教科については、大学設置基準第 14 条～第 17 条の規程に基づく相当な資格や経験を有する者をあてている。たとえば、「病理学概論」「臨床病理学」の講義には、病理学および臨床病理学を専門とする医師があたっている。また、「微生物学」の講義には、臨床微生物学分野に詳しい、臨床検査センター勤務の臨床検査技師があたっている。実験・実習指導にも「臨床工学技士」および「臨床検査技師」の有資格者が中核的な役割を果たしている。

2) 教員構成の明確化

本学部に所属する教員は、現在 19 名おり、在籍学生数は 286 名であるから、平均すると教員一人あたりの学生数は約 15 名になる。また卒業研究やゼミ等の配属学生数は、1 研究室あたり 3 名程度である。

年齢構成は、60 代 4 名、50 代 6 名、40 代 5 名、30 代 3 名、20 代 1 名であり、若手・中堅がやや少ない。性別で見ると、男性 17 名と女性 2 名である。

キャリアとして、企業・病院出身者が 10 名おり、また、医療従事者(医師 1 名、臨床工学技士 1 名、臨床検査技師 3 名)がいる。

一般教育については他学部、特に工学部と共通の授業を開講している。一方、専門科目の多くは学部教員が担当しているが、一部外部の医師や有資格者に委ね、医療現場の実態を直接学生に伝えている。

《資料 2》大学基礎データ表 2

《資料 120》大学データ集表 2

<4>工学部

1) 教員に求める能力・資質等の明確化

本学部では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学設置基準第 14 条～第 17 条の規程に基づく相当な資格や経験を有する者をあてている。

2) 教員構成の明確化

本学部に所属する教員は、現在 16 名おり、在籍学生数は 153 名であるから、平均すると教員一人あたりの学生数は 10 名弱になる。また卒業研究やゼミ等の配属学生数は、1 研究室あたり 3 名程度である。

年齢構成は、60 代 3 名、50 代 7 名、40 代 4 名、30 代 2 名であり、若手・中堅が極めて少ない。性別は男性 14 名、女性 2 名である。

キャリアは、本学卒業生 1 名、情報通信系企業出身者が 3 名、元他大学教員 10 名、その他(元高専、高校教員)2 名であり、電気系、情報系、機械系のほか、環境系、ヒューマンケアを専門とする人材も揃えている。外国籍が 1 名在籍している。

本学では任期制は採っていないが、2001(平成 13)年度から新規採用の教員については、採用後の 2 年間に審査期間としている。

専兼比率については、一般教育科目は約 40 パーセントであるが、専門科目は 80 パーセ

ントを超えている。

本学部では、教員組織の編成方針を特に明確に定めているわけではないが、それは逆に言えば、今まで、問題になるような教員編成に陥ることはなかった、ということである。

《資料 2》大学基礎データ表 2

《資料 120》大学データ集表 2

<5>スポーツ健康政策学部

1)教員に求める能力・資質等の明確化

本学部では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、相当な資格や経験を有する者をあてている。

2)教員構成の明確化

必要専任教員数は、大学設置基準で定められる必要専任教員数を上回っている。完成年度である 2011(平成 23)年度を迎えた際の専任教員一人あたりの学生数(各学科定員 80 名×3 学科×4 年、専任教員 38 名として)は 25.2 名となる。なお、教授数については、スポーツテクノロジー学科において 1 名基準を充たしていない状況にあるが、これは 2008(平成 20)年度末に教授 1 名が退職したことによるものであり、完成年度までに補充すべく 2010(平成 22)年 6 月 4 日に公募を開始したところである。

年齢構成は、70 代 1 名、60 代 9 名、50 代 7 名、40 代 10 名、30 代 9 名、20 代 1 名である。平均年齢は 49.2 歳(2010 年 5 月 1 日現在)となっており、適切に構成されている。

男女構成は、専任教員 37 名のうち女性教員は 5 名である。

教員組織における外国人の受け入れ状況は、現在、中国国籍を有する専任教員が 1 名在職している。専任教員の受け入れについて国籍の条件はない。

《資料 2》大学基礎データ表 2

3)教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

学部・学科における教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、学部運営会議、学部教務委員会、学部学生委員会、学科会議、教授会といった場面で行われる。学部運営会議は、学部長、各学科長および学科長補佐、各委員会委員長の 9 名で構成される会議であり、学部に関連した課題の原案を検討、作成し教授会へ提案する機能を果たしている。

授業展開上の問題(施設・用具、担当者、学生の受講態度等)が生じた場合、個々の教員が所属する学科会議に報告され、そこで解決が図られない問題については学科代表の教務委員が学部教務委員会に提案することになっている。問題解決の為に必要に応じて学部教務委員会、学部学生委員会が開催され、審議された結果は学科会議に戻される。また、学科を越えた問題については、学部運営会議を通して教授会の議題として扱われ審議される。学科にかかわる諸問題を解決するための学科会議は、学科長の招集により定例で毎月 1 回(8 月を除く)開催、教授会も学長の召集により原則月 1 回(8 月を除く)定例で開催されている。なお、教授会構成メンバーは教授となっているが、現状はオブザーバーとして准教授、講師、助教も出席し、審議、議決に加わっている。

教育研究支援職員については、サービス・ラーニング実習、インターンシップ実習、国際コミュニケーション実習、教育実習など、多くの実習科目を開設している。こうした実

習の人的補助体制充実の為にアルバイトを3名採用している。1名は主にサービス・ラーニングを担当し、週3日の勤務、もう1名は主に教育実習を担当し、週5日勤務している。ともに主な業務は、実習受け入れ先との連絡調整、連絡文書の作成等である。さらに他の1名は専門的経験を生かし、教育実習の事前研修および実習校、教育委員会との連絡調整、教員採用試験に関する論作文、面接の指導等であり、週3日勤務している。

外国語教育は外部委託のため、授業に対する人的補助体制は設けていない。委託先との連絡調整は教務委員会が行っている。

本学にはティーチング・アシスタント(T.A.)およびティーチング・アシスタント・エクストラ(T.A.E.)制度がある。本学部においては、2009(平成21)年度からT.A.E.を授業の補助要員として採用している。2009(平成21)年度は、実技科目を中心に10科目、計27クラスで、38名のT.A.E.が授業補助に当たった。情報処理教育もその中に含まれており、3クラスで6名のT.A.E.が授業を支援している。2010(平成22)年度は、17科目、54クラスで66名のT.A.E.が授業の補助要員として従事している。

<6>法学研究科

1)教員に求める能力・資質等の明確化

本研究科では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学院設置基準第9条の規定に基づいた相当な資格や経験を有する者をあてている。

2)教員構成の明確化

本研究科の修士課程の専任教員は29名であり、その内訳は学部専門課程の教員のうち研究科の研究指導教員として認定された者(20名)と法科大学院の教員のうち研究指導教員として認定されたもの(9名)である。

博士後期課程の専任教員は21名であり、その内訳は学部専門課程の教員のうち研究科の研究指導教員として認定された者(9名)と法科大学院の教員のうち研究指導教員として認定されたもの(12名)である。

本研究科全体の教員数は32名、教授25名、准教授7名である。その年齢構成は、60代5名、50代14名、40代6名、30代7名で、そのうち女性は4名である。また、外国籍は1名である。

《資料2》大学基礎データ表2

《資料120》大学データ集表2

<7>工学研究科

1)教員に求める能力・資質等の明確化

本学研究科では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学院設置基準第9条の規定に基づいた相当な資格や経験を有する者をあてている。例えば、医療系の教科は、薬剤師(薬剤学特論)、臨床工学技士(生体機能代行装置学特論、生体計測装置学特論)の資格を有する教員が担当している。また、企業から招聘した教員による実践的な教科として光通信工学特論(元NTT研究所所長)、医療データ解析特論、ソフトウェア工学特論(元NTT研究所研究員)や生体電気化学特論(元富士フィルム研究員)がある。

2)教員構成の明確化

本研究科の授業担当教員は 32 名、そのうち研究指導教員は 28 名である。研究指導教員は学部専門課程の教員(26 名)と専任の研究科教員(2 名)で構成されている。なお、専任の研究科教員は 4 名であり、そのうち 2 名は研究指導補助にあたっている。授業担当教員に先端医用工学センター所属の教員(1 名)および工学部教員(1 名)が含まれている。

修士課程から博士後期課程までの学生定員の総数は 75 名であり、平均すると教員一人あたりの学生数は約 2 名ときわめて少なく、きめの細かい研究指導が可能である。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

<1>大学全体

1)編制方針に沿った教員組織の整備

必要な専任教員については、大学設置基準に準拠している。兼任講師の割合については、教育水準を維持するために最小限必要なものととどめている。

学部については大学設置基準に従い、各学部および各研究科等の教務委員会において適合性を判断している。

大学院設置基準に基づき、研究科担当教員を決定している。完成年度以後は各研究科委員会において教育研究業績を勘案して決定している。

2)授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

授業科目と担当教員の適合性については、各学部および各研究科に委ねており、大学全体としてはその判断に委ねている。

なお、スポーツ健康政策学部の専任教員は、全員が本学部設置申請の際にそれぞれ授業科目との適合性について審査を受け、当該授業科目を担当することについて承認を得ている。なお開設後、授業担当者を変更していない。

<6>法学研究科

3)研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

修士課程担当教員については、准教授以上の中から教育経験や研究業績との科目適合性を踏まえて配置するほか、博士後期課程担当教員については教授の中から同じく研究指導に適合したものを配するようになっている。

<7>工学研究科

3)研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

修士課程担当教員については、教育経験や研究業績との科目適合性を踏まえて配置するほか、博士後期課程担当教員については研究指導に適合したものを配するようになっている。

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

<1>大学全体

1)教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化については、人事委員会

規則、教員資格選考基準に基づいて行っている。

《資料 29》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員資格選考基準 PP2535-2536

《資料 31》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学人事委員会規則 P2171

2) 規程等に従った適切な教員人事

規程等に従った適切な教員人事については、人事委員会において教育実績を十分に評価し、研究業績に偏らないような人事提案を行うものとしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

<1>大学全体

1) 教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の教育研究活動に対する評価として、2007(平成 19)年度までは、各教員が学期ごとに教育面や研究面などについて自己点検・評価を行い、学長に提出してきた。評価書は「教育」「研究」「学内外の活動」の三項目からなり、前期終了時には「教育」のみ、後期終了時には三項目すべての点検を行ってきた。

従来の教員評価を一層徹底させるため、現在試行段階ではあるが、2008(平成 20)年度から桐蔭横浜大学教員評価規程の策定を前提にした教員評価を行っている。試行期間は2008(平成 20)年度から3年間を予定しており、評価を受けるのは対象期間に6カ月以上在職し、かつ、評価実施時期に在職する専任教員すべて(学長・研究科長・学部長および助手を除く)である。評価は、活動評価と目標評価を合わせた総合評価で行われる。活動評価は、教育・研究・社会貢献・大学運営の4領域における教員の活動実績に関する評価であり、目標評価は、前年度当初の目標、年度末の自己評価に関する評価である。評価対象期間は、評価を行う年度の前年度とし、第一次評価を学部長・研究科長が、第二次評価を学長が行うことになっている。

まだ試行期間のため変更の余地を多分に残しているが、新しい教員評価方法は、以前の方式が教員自身の主観的な自己申告であったのに比べて、より厳格かつ客観的であり、その意味で評価方法の有効性は大いに高まったといえることができる。

また、研究活動については、全学的な取組みとして毎年、学術活動報告を Web 上で入力することになっており、それらは『学術交流レポート』という冊子にとりまとめて刊行し、さらにホームページ上でも公開している。

《資料 105》学術交流レポート 2009

2) ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性

ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、学部により教育指導方針や指導内容が異なるため、各学部に委ねている。なお、本学の教員には、政府、各種の学会、公的団体等の委員や役員の任にあたっている者が多く、これらの活動の成果がFD活動に有効な効果をもたらしている。

各学部においてFD委員会を設けて、教員相互の授業参観や学生による授業評価アンケートという各学部共通のテーマや学部の特色を生かした活動を行っている。

2. 点検・評価

<1>大学全体

効果が上がっている事項(優れている事項)

学生一人あたりの教員数は同規模大学に比べて多く、学生把握を十分に達成できる教員数を確保している。

本学の教員には、政府、各種の学会、公的団体等の委員や役員の任にあたっている者が多く、これらの活動の成果がFD活動に有効な効果をもたらしている。

改善すべき事項

大学全体として授業改善効果の評価方法を確立するに至っていない。計画・実行・評価・改善のいわゆるPDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルによる授業改善の仕組みの整備が必要である。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

外国人教員を擁することで留学生の指導が充実している。また女性の教員が増え、女子学生への対応が円滑になった。

改善すべき事項

法科大学院の設置の関係で、本学部から法科大学院へ移籍した教員の多くが経験に富む教授であったため本学部教員の平均年齢は若くなっており、教員構成としては問題ないものの経験不足は否めない。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

医療技術者の資格を持つ若手教員を採用し、教員構成の若返りと活性化が進んでいる。また、教員一人あたりの学生数が少なく、きめの細かい教育を実施している。

改善すべき事項

本学部の教員について、若手、特に女性教員の数が少ない。在籍する女子学生の割合も高くなっており、医療教育カリキュラムの改革に合わせて教員組織の充実を図る必要がある。

《資料 121》医用工学部における女子学生および女子教員数の割合の推移について

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部教員の経歴は、企業出身者、元高校教員など様々で、専門分野も電子、情報、機械、環境、ヒューマンケアまで幅広く、小さい学部ながら学生個々の幅広いニーズに応え、教育研究指導および就職支援を行うことができた。

改善すべき事項

専門科目の講義を、定年後も継続して非常勤講師としてお願いしているので、上に示したように兼任比率が非常に高くなっている。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

なし

改善すべき事項

なし

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

教授への昇任人事が停滞することなく行われており、大学院の科目担当者が増えている。

改善すべき事項

法科大学院設置の際、法学研究科博士後期課程の専任教員については、法科大学院の専任教員が兼務することが当分の間認められている。しかし、本研究科の博士後期課程研究指導教員のうち、法科大学院の専任教員の兼担比率が57パーセントとなっており、文部科学省の兼務解消目標年も近づいているので早急に改善に着手したい。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

学部教員のほとんどが兼担しているため、学部からの継続した教員研究が行われており、学会発表などにおいて大きな成果が上がっている。

改善すべき事項

授業科目の改善と新たな人材の確保を行う。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

授業改善を組織的・効果的に進めるには、授業アンケートの集計結果に対するアクションプランの提出を授業担当者に義務付け、それを学部・学科でフォローする仕組みが必要であり、目標管理と達成度確認(PDCA)の導入と合わせて具体的な実施方法を早急に確立する。

<2>法学部

教員の経験不足については、その解消策として、FD活動をより充実させ、教員個人の質を高める。また、大学内に置かれている各委員会業務に従事することにより、大学運営に積極的に参加する。既に本学部においては授業公開等のFD活動が定着しているため、今後は教育指導の活性化に繋げる。また、FD活動をより充実させるために他大学との比較を行いつつ、さらに発展させる。

<3>医用工学部

臨床現場と医療教育の経験を持つ若手教員を 1 名採用する予定である。今後、教員の定年退職に伴い、若手教員とりわけ女子教員の採用を進め、本学部の教育目標の達成に必要な教員組織の充実に努めるとともに、企業などから非常勤教員を採用して教員の流動化と活性化を図る。

<4>工学部

廃止までの間、本学部の学生に対して教育研究上の不利益を与えないように、非常勤講師を含む人材を確保していくことが最善の方策である。

<5>スポーツ健康政策学部

完成年度である 2011(平成 23)年度の後にはカリキュラムが改定されるような場合は、適切な機関を設けてその授業科目と担当教員の適合性を判断するようにしたい。

スポーツテクノロジー学科における教授 1 名の欠員について、早急に補充する。

専任教員の担当授業科目数について、可能な限り一様化を図る一方で、学内業務で多忙な教員の負担を軽減する。

本学部の特性を踏まえ、教育研究活動に関する評価のみならず、運動部活動の指導実績、およびその成果についても評価できるような方法を検討する。

早急に学部 FD 委員会の活性化を図ると共に、学生による授業アンケート結果の活用方法を検討する。

<6>法学研究科

本研究科担当教員の充実、特に博士後期課程の教員については法科大学院の専任教員の兼務の解消を見据えた補充ができるように方策を講じる。

<7>工学研究科

授業科目の改善としては、本大学院は複合領域に特化した高度専門職業人養成を標榜していることから、専任教員で担当できない分野を非常勤講師を充当することにより充実させる。博士後期課程には多くの社会人博士が在籍していることから、本務で役立つような補助的な授業として第一線で活躍している企業経営者、技術者を招いて最先端の実践的な知識を身に着ける講座を定期的に関催する計画を練っている。また、若い教員を新たに加えることにより、授業科目、研究課題などで新陳代謝を円滑に進めなければならない。

4. 根拠資料

《資料 2》大学基礎データ

《資料 29》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員資格選考基準

《資料 30》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学定年規則

《資料 31》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学人事委員会規則

《資料 105》学術交流レポート 2009

《資料 120》大学データ集

《資料 121》医用工学部における女子学生および女子教員数の割合の推移について

4 教育内容・方法・成果

本学の教育内容・方法・成果については、まず、社会の役に立つ人づくりという目標を立てたうえで構成されている。実務家養成については、めざすべき職業・資格に合致した教育課程が用意され、日々再検討されている。人格形成については、少人数教育をとおして手厚く対応している。

さらに、多様な学生のニーズに合わせて、学生にとって自由度の高い教育課程性を用意し、常に新たな方法や分野に挑戦している。とりわけ、学外での活動や、海外での活動を広く単位認定する方針である。具体策については、各学部および各研究科において決定している。

4 - 1 「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

<1>大学全体

本学は、教育目標に基づく学位授与方針について、各学部および各研究科それぞれ固有の教育目標を学則に明記するとともに、各学部等の学位授与要件を学則に明示している。各学部および各研究科の教育目標等については以下に詳述するとおりである。

<2>法学部

1)教育目標の明示

これまで法学部が第一義に求めてきた法律プロフェッションの養成という課題は、法曹養成に関わる大学院・大学改革を経て、今後もっぱら法科大学院にその使命が要請されることになった。それに応じて、学士課程としての法学部たる本学部は、教育目標および教育課程の抜本的な見直しを迫られたのである。

学部開設以来法科大学院設置まで「実務家養成」を教育目標に掲げてきた本学部は、法科大学院の開設以後、教育目標の方向性を大幅に変更することになった。それは同時に「大学全入時代」における大学教育のあり方の見直し、ならびに一般学生、社会人学生、留学生、スポーツ学生といった多様な学生を抱える本学部の実情に対応したものであったといえる。本学部では、これまで教育目標の基本であった「高度な法実務家養成を目的とした法学についての専門性の要求」を改め、新たに法学専門基礎教育に加えて「幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成」を目標に設定した。具体的には「法学専門科目の再編」、「経済、国際関係、歴史、文化、哲学、数学、文学、芸術、情報、自然科学などの広範囲に及ぶ科目提供」、および「外国語科目の充実」を図っている。

本学部学士課程の教育目標を実現する教育方法として、次の五点がある。

全学年を通じての少人数の演習の設置

多様な進路と多様な学生生活の可能性を確保し、幅広い選択肢を用意する。この演習を通じて学生のコミュニケーション能力の養成を図り、教員と学生との人間関係を保ちながら学生を鍛える。

特定のメニューを学生に押し付けないこと

本学部の教育目標を細分化して特定メニューを押しつける方式は、学生自身が目標を見つけ学習の意欲を持つといった自己発見の機会を損なうおそれがある。

「自分探し」をするための時間を与えること

法学部教育を社会に巣立っていくための自分探しの時間として位置づけ、自分に適した学習領域や将来の進路を自ら発見するための方向付けを行う。

資格試験・能力認定試験に対応できるカリキュラムを用意

履修指導や履修相談を徹底し、様々な資格試験や能力認定試験にも対応できる科目選択を助言する。

読む訓練

幅広い教養が知識の羅列に陥る弊を防止すると同時に、論理的な思考力を養うために徹底した読む訓練を行う。

なお、日本法の習得と同時に外国法の基礎を学ぶことを目的とするバイリーガル・コースを2008(平成20)年度から設置している。

日米の経済関係がきわめて密接になった今日においては、法的に処理すべきビジネストラブルもまた頻発する。日米の法文化のズレと細かなルールの相違などが些細なトラブルを悪化させてしまうこともあり、また、双方の法体系をよく理解する法律家が介在すればトラブル自体の予防が可能と思える状況も多い。両法体系を熟知する法律家の養成は、日米双方の課題と言えよう。このような観点の下に、バイリーガル・コースは、アメリカ法に精通する法律家を育成することを主眼とし、同時に日本法も精通する法律家を育成することを目的としている。

一般に日本人弁護士や日本企業の法務部のスタッフがアメリカのロースクールに留学することが行われてきたが、法学部教育のレベルからアメリカ法の基礎の習得とコモロローに特有のボキャブラリーを習得させることでより多くの、かつ、より広い層の実務担当者を育て、ビジネスに限らず、日米の多面的な絆を強化していくことが可能となり、グローバルな時代における法学教育の新しいあり方を示し、新しい社会貢献への道を開いていこうとするものである。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP2-3

2)教育目標と学位授与方針との整合性

本学部は、前述の教育目標に基づいて学士課程の教育プログラムを新たに策定し、学位授与方針と整合性を図っている。方針の第一は、演習の大幅な充実である。本学部では開設以来、少人数教育によるきめ細かな指導を実現してきたが、これを一層徹底する方向を打ち出し、全学年に演習を設置してマンツーマン教育のさらなる強化を図った。1年次では「フレッシュマン・ゼミ」、2年次では「名著を読む演習」、3年次・4年次では「法律演習」を開講し、それぞれの担当教員を担任にあてている。いずれの演習も平均5~15名の学生数で構成され、少人数教育の実質を担保している。方針の第二は、不動産法、コンピュータ犯罪といった新しい時代に即応した科目展開である。これらの方針の確定は、教育課程

の体系性を確保しようとする試みである。

なお、バイリーガル・コースの学生には、このコース専用の「フレッシュマン・ゼミ」「名著を読む演習」「法律演習」が用意されている。これらに加えて、アメリカ人講師によるアメリカ法の授業、日本人教員によるアメリカ法入門、英作文、英語リスニング、法律英語講読といった科目が設定され、アメリカ法の基礎をしっかりと習得できるよう徹底した語学教育と専門知識の教授を行うように配慮している。具体的には、「インテンシブリスニングクラス」「英作文特訓」「法律英語講読」「アメリカ民法入門」「アメリカ刑事法入門」「アメリカ公法入門」などの科目を置いている。

3) 修得すべき学習成果の明示

本学部の再編成と教育目標の変更に伴い、卒業要件もまた変更されることになった。法律プロフェッションの養成を目標にしていた時期において、卒業要件となる 126 単位の配分は、一般教育科目が 44 単位、専門教育科目が 82 単位であり、専門必修科目は 48 単位と定められていた。これに対して再編成後の卒業要件は、総単位数を 124 単位に減らし、そのうち一般教育科目に 40 単位、専門教育科目に 60 単位、そして前者でも後者でも自由に選択できる自由選択科目に 24 単位を配分している。一般学生の必修科目は、一般教育科目が 4 単位(「フレッシュマン・ゼミⅠ」「フレッシュマン・ゼミⅡ」)、専門教育科目が 20 単位(「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「刑法Ⅰ」「名著を読む演習Ⅰ」「名著を読む演習Ⅱ」「法律演習Ⅰ」「法律演習Ⅱ」)である。これに対して、スポーツ法学コースの学生は演習科目 12 単位(「フレッシュマン・ゼミⅠ」「フレッシュマン・ゼミⅡ」「名著を読む演習Ⅰ」「名著を読む演習Ⅱ」「法律演習Ⅰ」「法律演習Ⅱ」)、留学生は日本語科目 12 単位を必修単位に定めている。社会人学生には必修科目を設けておらず、すべての科目が選択科目である。

<3> 医用工学部

1) 教育目標の明示

21 世紀初頭にあって、わが国では高度成長型の社会から脱却して、低成長型で地球環境を保全する社会へ移行することを促されている。このような社会的背景において、本学部は、勤労者とその寿命の限り疾病に陥らせず、その生産的な健康と高い生活の質を維持して、わが国の社会を高齢者介護による疲弊から解放する科学技術の進歩に貢献する。

本学部における教育目標は、急速に進歩しつつある工学関連分野の専門知識、国際的コミュニケーション能力、プロジェクトマネジメント能力を身につけ、先端医療とその周辺諸分野で活躍するエンジニアを育成することにある。

生命医工学科は、化学・生物学を基礎とする生命工学の知識と技術によって、先端的な医療システムで責任ある役割を果たす臨床検査技師の育成に力点を置くと同時に、新時代の社会的要請に応え、医用材料、医薬品、食品、化粧品などのメーカー、医療機関、基礎医学研究機関等、幅広い職種で活躍できる人材の育成に努める。

臨床工学科では、数理科学を基礎とした機械工学・電子工学の技術によって、診断と治療のための機器開発を行い、臨床現場で活躍する臨床工学技士の育成に努める。

2009(平成 21)年度をもって本格化した国家資格取得に力点を置く本学部の新しい教育目標の設定は、「実務家養成」「国際交流」を標榜する本学の理念・目的と整合するものであ

る。

本学部学士課程の新しい教育目標は、資格取得を通じて自覚的、自律的にキャリアパスを開拓できる人材の育成をめざすものであり、特定の職業人養成の目的に著しく分化したものである。

2)教育目標と学位授与方針との整合性

本学部は、前述の教育目標に基づいて学士課程の人材育成の目標を以下の四項目とし、学位授与方針と整合性を図っている。

医用工学者に求められる健全な人間性

医療とその周辺のさまざまな職種で活躍する医用工学者に要求される特質の第一は、社会連帯の中で与えられた職務を重んじる責任感、データを偽らない正義感、個人の尊厳を重んじる倫理観を兼ね備える健全な人間性である。このような人間性は、コンピュータ利用の多様なメディアを通じた教育ではなく、教員と学生との充実した人格的交流を通じた教育において涵養される。本学部ではきめの細かい少人数教育の特徴を生かし、科学技術教育の全プロセスを通じてこの理想的な人格教育を実現する。

チームプロジェクトで活躍するエンジニア

近年科学技術開発のあらゆる局面において、個人ではなくプロジェクトチームによる作業が必要となり、その参加者には集団における社会性、自己表現能力が求められ、さらに指導的立場につく者にはプロジェクトマネジメント能力が求められる。本学部では早くから研究活動の訓練においてこれらの資質についての能力開発が行われる。

自律的にキャリアパスを開拓するエンジニア

学生の積極的な資格取得を支援し、地域の企業コミュニティ、大学発ベンチャー企業等におけるインターンシップを通じて自律的にキャリアパスを開拓するエンジニアを育成する。

国際的なコミュニケーション能力を持つエンジニア

近年の医用工学技術開発では、臨床試験を海外で行うなど国際協力の必要が高まっている。「生命医工学科」の基礎教育においては英語教育を重視し、TOEIC等の国際的英語検定試験において十分な能力を示しうる教育に努め、海外の短期留学制度、桐蔭医用工学国際シンポジウムでの研究発表等を通じて学生に英語能力開発への強いインセンティブを与え、国際的な研究・開発の現場で活躍するエンジニアに必要な英語によるコミュニケーション能力を開発する。

学位に付記する専攻分野の名称は「工学」とする。医用工学の基礎は数理科学と化学、生物学でありこれらの基礎科学の基礎力と応用力を身につけた本学部の卒業者は他の工学分野においても十分その能力を発揮することができる。このように、本学部の教育目標と学位授与方針とは整合している。

3)修得すべき学習成果の明示

卒業認定には、原則4年以上在籍し、一般教育科目20単位以上(必修8単位、選択12単位以上)、専門科目80単位以上(必修35単位、選択45単位以上)を含み、一般教育科目および専門科目の合計126単位以上の修得が必要である。一般教育科目における必修科目は本学部の専門科目を履修するにあたり必要となる基礎的な数学・物理学の学力を確保することを目的とした科目群である。以上が基本的な卒業要件である。

資格取得をめざす学生には別途、履修モデルが明示されている。生命医工学科において、臨床検査技師国家試験の受験資格を得るためには、一般教育科目 30 単位以上、専門科目 119 単位以上に加えて、資格科目 30 単位以上、合計 178 単位以上の取得を必要とする。一方、臨床工学科において、臨床工学技士国家試験の受験資格を得るためには、一般教育科目 28 単位以上、必修科目 30 単位以上、専門科目 81 単位以上、合計 139 単位以上の取得を必要とする。以上の学位授与の要件は履修要項に明示されている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P9,PP31-33

<4>工学部

1)教育目標の明示

電子情報工学科およびロボット工学科では、学則にある設置目的を達成するために、それぞれ以下のような教育目標を掲げ、それを履修要項等に明示している。

まず電子情報工学科の教育目標は、急速に発展している情報通信技術 (ICT) を担うべく、電子回路や通信技術などの電子系の技術およびコンピュータやプログラムなどの情報系の技術を持ち、これらを社会に生かすことができる人材の育成にある。しかし最近では、これらの技術はいわゆる工学分野のみならず、ビジネス・経営、医療・福祉、デザインなど様々な分野において必要とされている。またこれからは、環境を配慮した持続可能な社会をめざす技術が求められている。そこで電子情報工学科では、従来の工学の枠を広げ、ビジネス・経営、医療・福祉、デザイン、そして 21 世紀に求められる「持続可能な社会」を築くことができる新しい技術者の育成を目標にしている。

一方、ロボット工学科では、機械・電気・コンピュータなどに関する知識を有するとともに、ロボットのユーザである人間に関する知識も有する技術者の育成を教育目標にしている。

これらの教育目標を明示した履修要項は、入学時および各年度初めに配布するとともに、各学期はじめの学科オリエンテーションにおいて説明を行い、その内容の周知を図っている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P129, P162

2)教育目標と学位授与方針との整合性

本学部では「工学士」の学位が授与されるが、学位授与は、工学部所定の課程を修了した者に対して行われる。所定の成績とは、一般教育科目 20 単位以上、各学科の専門科目 80 単位以上を含む合計 126 単位以上の取得および、その集大成である卒業研究に合格することであり、卒業研究は、構想発表、中間発表、最終発表の計 3 回の発表および卒業論文を提出し審査にパスすることによって、はじめて合格になる。これらの教育研究の課程は、教育目標である工学分野の技術者を育成するためのものであり、教育目標と学位授与方針には整合性がある。

3)修得すべき学習成果の明示

上述のように、本学部における卒業要件(学位授与要件)は、126 単位の取得である。その中には、卒業研究の単位も含まれており、卒業研究を行い合格しなければ卒業は認められない。また 126 単位のうち、人間形成・外国語・修学必須の各科目からなる一般科目から 20 単位以上、専門科目から 80 単位以上の取得が求められている。必修科目は実験科目を中

心に 30 単位設定され、学部・学科として修得しなければならない単位が明示されている。

さらに、126 単位に無理なく達する目安を与え、スムーズな卒業を促すために、学期ごとに 18 単位以上取得するよう指導しており、これに満たない場合は、注意・警告を与え、教員と面談を行うことにより周知徹底を図っている。

個々の授業科目における学習内容や到達目標については、シラバスに明示されているとともに、授業の初回で担当の教員から説明される。

学習成果については、基本的には各学期末に個別に配布される成績表によって S,A,B,C,D の 5 段階評価および GPA の数値(0~5) によって明示している。

修得すべき学習内容の明示の一つとして、かつては学力確認試験を行っていたが、分野が広がり、統一的な確認試験が難しくなったこともあり、最近は統一的な学力確認試験は行っていない。そのかわり情報系においては、情報検定(J 検)、IT パスポート試験、基本情報技術者試験等の資格試験の内容が、一つの修得すべき学習内容の明示になっている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P132,P163

《資料 15》シラバスネット

《資料 122》注意・警告者数一覧

<5>スポーツ健康政策学部

1)教育目標の明示

スポーツ健康政策学部には 3 学科 4 コースが設けられている。3 学科は「スポーツ教育学科」、「スポーツテクノロジー学科」、「スポーツ健康政策学科」であり、4 コースは、スポーツテクノロジー学科の[スポーツトレーナーコース][スポーツテクノロジーコース]と、スポーツ健康政策学科の[スポーツ健康政策コース][スポーツ国際交流政策コース]である。学部の理念・目的、および各学科の教育上の目的は学則に示されているが、より具体的な教育の基本理念、各学科の教育目標は、「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」、および各年度のキャンパスガイドに、それぞれ表現は若干異なるものの、およそ以下のような内容で示されている。

スポーツ教育学科は、中学校および高等学校の教員、ならびに小学校教員の養成はもとより、生涯スポーツ、社会の各方面で活躍する人材の育成をめざす学科である。本学科では、子どもの発達段階と体とのかかわりについて理解を深めること、さらに、教育とは何か、教師の役割とは、といった教育の根本的な問いを自らに発し、その解決を目指していく学びを 4 年間通して行なうことも課題としている。つまり、教員養成の原点に返って体と教育のあり方を見つめ直そうという学科である。卒業後の進路としては、小学校の教員、中学校および高等学校における保健体育科教員、民間および公共のスポーツ施設における指導者、その他スポーツ界で活躍する指導者を考えている。

スポーツテクノロジー学科は、最新のスポーツ科学をベースに各種トレーニング技術を身に付けたスポーツ指導者・トレーナーを育成するスポーツトレーナーコースと、スポーツ・トレーニング機器開発の専門家を育成するスポーツテクノロジーコースからなっている。とくに後者は、スポーツ用品の製造や技術開発だけでなく、トップアスリートの育成、高齢者や障害者などの健康維持・促進などに寄与する身体機能と、工学の融合領域に深い知見を持った専門家の育成を目指している。卒業後の進路としては、スポーツトレーナー

コースが地域(総合型地域スポーツクラブ等)のスポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、およびプロ、社会人、学生のスポーツクラブの指導者、スポーツテクノロジーコースは、スポーツおよび医療関連における用器具の開発者および技術者、プログラマー、デザイナーなどを考えている。

スポーツ健康政策学科のスポーツ健康政策コースは、全国自治体のスタジアム、ホールなどの公共施設の管理運営などに携わりながら「文化スポーツ」の可能性を追求する人材の育成をめざすもので、公務員養成が大きな柱になっている。一方、スポーツ国際交流政策コースは、スポーツ関係に限らず、広く NGO などの国際機関で活躍できる人材を育てることをねらいとしている。卒業後の進路としては、スポーツ健康政策学科が地方自治体における政策立案者(公務員)、文化・スポーツ関連団体職員、公共の文化・スポーツ施設の管理者など、スポーツ国際交流コースは国際的な文化・スポーツ組織の職員、青年海外協力隊の隊員、NGO 職員、NPO 職員などを考えている。

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 PP15-18

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 4 条の 2 P1702

2)教育目標と学位授与方針との整合性

前述(1)-1の教育目標に明示されている学部の理念・目的、および各学科の教育目標を実現するための教育課程の科目区分、そして学位取得に必要な単位数は、学則に示すと共に、学生に対しても「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に示されている。

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 P23

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 27 条 P1737

3)修得すべき学習成果の明示

いずれの学科も、基礎教育科目 20 単位以上、専門養育科目 104 単位以上の計 124 単位以上が卒業に必要な単位となっている。そして、所定の単位を修得し卒業した者に対しては、学則の定めにより「学士(スポーツ健康政策)」の学位が授与されることになる。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 35 条 PP1739-1740

<6>法学研究科

1)教育目標の明示

修士課程においては、法に通暁した高度専門職業人の養成と、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、より高度な研究が継続できる能力を身につけさせる。

博士後期課程においては、法律学に関する専門的な研究職および高度な法律専門職等を志望する者を養成する。

以上については大学院学則に明記されているほか、学生便覧、入学試験要項、大学ホームページに公開している。

《資料 5》平成 23(2011)年度大学院法学研究科修士課程入学試験要項

《資料 6》平成 23(2011)年度大学院法学研究科博士後期課程入学試験要項

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 P29

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 3 条,第 3 条の 2,第 4 条,第 4 条の 2 P4102

《資料 89》大学ホームページ(法学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law-grad/

2)教育目標と学位授与方針との整合性

修士課程については、基礎法学分野および実定法学分野に置かれている授業科目の中から研究科担当教員の履修指導を経てそれぞれの専門分野に沿った科目を30単位以上修得し、修士論文の審査に合格することを条件として学位を授与している。

博士後期課程については、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野を担当する教員の研究指導を受けて、博士論文の審査に合格することを条件として学位を授与している。

3)修得すべき学習成果の明示

修士(法学)および博士(法学)の学位授与の要件については、学位規程に詳細に定められている。この内容は、学生便覧に明記されている。

《資料13》平成22年度(2010年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP19-23

《資料22》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学位規程 PP2865-2897

<7>工学研究科

1)教育目標の明示

本研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究ならびに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成することを目的とし、博士後期課程はさらに、専門領域の研究ならびに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力をもつ研究者を養成することを目的としている。そのような研究者を育成するために、医用工学、生態環境工学、遺伝子工学、生体機能分子工学、応用情報工学、知能機械工学などの専門分野の教授陣による授業および研究が学生に教授されている。学士課程における教育の延長としての大学院教育があるが、前述したような研究者を養成するために大学院課程ではより細分化された内容を深く教育し、より専門性を高めることをめざす。

教育目標および内容は大学院工学研究科学生便覧および履修要項に明記されており、それを入学時および各学期初めの専攻オリエンテーションにおいて説明を行い、周知を図っている。

《資料14》平成22年度(2010年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 PP6-7, PP45-125

2)教育目標と学位授与方針との整合性

本研究科では、修士(工学)、博士(工学)の学位を授与する。学位授与の要件については、学位論文の内容のみならず、外部発表の経験についての客観的事実も重視し、特に博士論文の要件については、英語による国際学会での発表経験を要件としている。このことは、医用工学専攻の教育目標とよく整合する。

3)修得すべき学習成果の明示

本研究科における修士の学位は、所定の単位を修得した後に修士論文を提出する。所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者が最終試験を受け、この最終試験に合格した者が研究科委員会の議を経て学長より学位を授与される。博士の学位を申請する者は、予め研究の進捗状況が学位申請に値するか否かについて、予備審査を受けなければならない

い。予備審査の結果は主査が専攻会議に報告する。専攻会議は予備審査結果と審査委員候補者名簿を研究科委員会に報告し、研究科委員会が論文の受理と審査委員指名を行う。学位申請にあたっては、学位授与の日までに、権威ある学会誌に、査読付きの論文一通以上が掲載又は、掲載決定されることが確実になければならない。さらに国際学会で筆頭著者として研究発表を行い、同時に筆頭著者である英文論文が当該学会のプロシーディング等に掲載されている、もしくは掲載予定となっていなければならない。審査委員は本学の博士後期課程担当教員である主査を含め、3名以上とする。学位授与の可否は審査委員の合議の結果に基づき、研究科委員会が決定する。

以上の学位授与の要件は、学位規程に詳細に定めている。また、学生便覧にも明示されている。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 PP20-27

《資料 22》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学位規程 PP2865-2897

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

<1>大学全体

学則に学部ごとの教育目標を明示し、個々の目標に整合性のあるカリキュラムを編成し実施しており、これらは大学ホームページや『大学案内パンフレット』で明示している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則および学部の履修要項に明示している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP2-3,PP6-8

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部
PP25-26,PP61-62,PP129-130,P132,PP162-163

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 PP15-20,P23

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則 PP1702-1731,P1747

《資料 85》大学ホームページ(法学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law/

《資料 86》大学ホームページ(医用工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_bm_engin/

《資料 87》大学ホームページ(工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin/

《資料 88》大学ホームページ(スポーツ健康政策学部)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/csp/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

<2>法学部

1)教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本学部では、教育指導の有効性を維持するため、2009(平成 21)年度に履修コースを以下の五つに再編し、それぞれのコース内容の充実を図っている。

法曹・上級公務員コース(E コース)

法科大学院進学や法職関連の資格を取得し法律家をめざす学生のほか、より高度な法律の知識が求められる国家公務員(Ⅰ種・Ⅱ種)、地方公務員(上級)をめざす。憲法、民法、刑法など基本となる法律科目を重点的に学ぶ。法職の資格試験を対象とした法律演習を設けるほか、法科大学院進学の指導も行う。公務員試験をめざす場合は、教養試験に向けた指導も行う。

企業ビジネス・公務員コース(Gコース)

民間企業への就職のほか、警察官・消防官などの公務員をめざす。ビジネスや公務員試験に関連する法律科目を履修するほか、コミュニケーション能力をはじめ、社会人に必要な総合的スキルや教養を身につける科目を学ぶ。海外語学留学やインターンシップといったプログラムも用意しており、幅広い視野を養い、さまざまな問題を発見し、解決できる能力を開発する。

バイリーガル・コース(Bコース)

日本とアメリカの法律を学び、卒業後はアメリカのロースクールに留学して国際弁護士をめざす。外国人教員による法律学の講義や、英語のリスニング、文書作成の能力を習得する授業も用意し、独自の教育プログラムをなしている。

スポーツ法学コース(Sコース)

野球部、柔道部などに所属する学生のためのコース。「フレッシュマン・ゼミ」をはじめゼミナール科目を必修とし、法律学の学習とスポーツ活動に取り組みながら、学士の学位取得をめざす。一般教育科目として日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会免除プログラムも用意する。

教職課程(学生の希望で追加的に選択するコース)

法律学科のカリキュラムに加え、教職課程を履修することで、高等学校「公民」や中学校「社会」の教員免許状を取得することができる。免許状取得後、希望する学生には教員採用試験の受験指導も行う。

以上の五つのうち、 から のコースは少数の学生に特化したものであり、一般学生は の E コースか の G コースのいずれかのコースに所属することになる。この二つのコースについては、演習科目を軸に区分しており、学生のめざす進路に見合った教育課程になるよう、コース内容の見直しや担当教員の配置などの工夫を適宜行っている。

本学部の学年定員は 180 名であり、実際の授業規模は比較的小さい。それでも大教室での授業では 200 名を超えることがあるが、双方向の指導に工夫が必要である。そこで、すべての学年に演習を設置して少人数教育を徹底し、きめ細かな指導と責任体制の確立につとめている。演習は年間で 80 クラス以上提供しており、本学部が教育目標に掲げる少人数教育の実質は確保されている。

本学部では 3 年以上 4 年未満の卒業(いわゆる早期卒業)が実施されている。早期卒業は前期入学生(4 月入学生)については 3 年次後期末(3 月卒業)、後期入学生(9 月入学生)について 4 年次前期末(9 月卒業)とし、在学期間が 3 年 6 ヶ月を超える者については認定を行っていない。

早期卒業の運用にあたっては、卒業に要する単位を優秀な成績(GPA 3.0 以上)をもって修得したと認められ、大学院等へ進学するなど卒業後の計画が具体的であり、早期卒業を認める合理的な理由がある者を対象としている。希望者にはオリエンテーションの出席が義

務づけられ、その場で説明と指導が行われる。手続きとしては、まず 3 年次前期の履修申告期間中に、希望学生は学務部教務課に備えられている「早期卒業希望届」を提出し、その後、担当教員から履修指導を受ける。そして 3 年次後期 12 月の第 2 週末までに、学務部教務課所定の早期卒業認定を希望する理由書など必要な申請書を提出することになっている。早期卒業は、早期卒業認定会議を経て学長より認定される。

上述の要件を満たし、「早期卒業希望届」を提出した学生は、3 年次前期より、4 年次配当の授業科目を履修することができるようにしており、これまでのところ制度の運用にあたって混乱はなく、学生からの苦情・要望も一切寄せられていない。その限りで本学部の早期卒業制度は適切に機能しているといえることができる。なお、この制度を利用して卒業した学生は 2007(平成 19)年度は 4 名、2008(平成 20)年度は 2 名で、いずれも本学大学院ないし法科大学院へ進学している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP24-53

2)科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

本学部の授業科目は一般教育科目と専門教育科目とで構成される。一般教育科目は人文科学、社会科学、自然科学、外国語、保健体育、特別講義に区分される。このうち外国語科目は 56 単位で、バイリーガル用の英語科目を加えると 76 単位になる。卒業に必要な一般教育科目の単位数は、区分にかかわらず 40 単位である。外国語科目の中に必修科目を設置していないが、一般教育科目全体に占めるその割合からして、外国語科目の単位をまったく修得せずに卒業するのは事実上不可能になっている。

専門教育科目の区分は、基礎法学、公法学、刑事法学、民事法学、外国法学、政治経済学、演習となっている。外国法学にはバイリーガル・コースの科目が 30 単位含まれている。卒業に必要な専門教育科目は、区分にかかわらず 60 単位である。開設授業科目の見直しは教務委員会によって随時行われており、例えば 2009(平成 21)年度から「法哲学」を開講するなど、区分間に授業科目数の偏りが生じないように努めている。以上のことから、開設授業科目数および一般・専門の配分については適切である。

カリキュラム改革の結果、必修・選択科目の量的配分は大きく変更され、必修科目は削減されることになった。この措置は、本学部の教育目標を細分化して「特定のメニューを学生に押し付けない」という新たな基本方針からしても、また一般学生を始め、留学生、社会人学生、帰国生徒学生、バイリーガル学生といった多彩な学生を擁する本学部の現状からしても、妥当な措置だと考えている。必修科目の配分は、学生の種類によって異なっている。一般学生ならびにバイリーガル学生については、必修科目の総単位数は 24 単位であり、うち専門教育科目の必修科目は「憲法」や「民法」の講義科目 12 単位と演習科目 8 単位の合計 20 単位、一般教育科目は「フレッシュマン・ゼミ」の 4 単位が必修である。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP28-29

<3>医用工学部

1)教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本学部では、2009(平成 21)年度の学科改組に伴って、生命医工学科および臨床工学科それぞれにおいて、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を取得して、医療機関への就職をめざす教育課程と、一般企業への就職と大学院進学をめざす教育課程の編成を行い、それぞ

れのコース内容の充実を図っている。それぞれの学科において初年時からコース分けは行っていない。初年時においては、数理科学の基礎を扱う修学必修科目 8 単位と人間形成科目および外国語科目と、実習を主とする必修科目(「工学ワークショップⅠ」、「工学ワークショップⅡ」)の履修が課される。履修申告を行う上限の単位数は 24 単位に定められているので、初年時において履修科目を選択できる余地はほとんどない。各学科において 2 年次以降に設定されているいくつかのチェックポイントを通じて、自己の適性に合わせたコース選択を行うことになる。

生命医工学科では、臨床検査技師資格取得のためには 2 年次以降に開講されている資格科目(自由科目)を取得することが必要であるが、1 年次終了までに 36 単位以上を修得すること、日常生活態度、授業態度や出席状況が良好であることを進級条件に掲げている。臨床検査技師資格取得をめざす「臨床コース」と一般企業への就職あるいは大学院進学をめざす「生命医工学コース」の二つのコース選択は、基本的には学生個人の選択に委ねられ、初年時後期に個人面接を行って決定しているが、実質的には 2 年次への進級時の成績がチェックポイントとなる。現状では、在籍学生のほぼ 90 パーセントが国家資格取得を志望し、「生命医工学コース」を選択する学生は 10 パーセント程度である。4 年次への進級においては、108 単位以上修得することが必要であるが、臨地実習を履修する条件は、3 年次までにすべての必修科目を取得していること、「医学概論」、「臨床検査学概論」等、国家試験受験資格の獲得に必要な 20 科目の専門科目すべてを履修していることが求められる。このように、生命医工学科では、チェックポイントの要件によって、「臨床コース」のコース分けが実質的に行われる制度を実施しているが、「生命医工学コース」を選択する学生の教育が疎かにされることはなく、むしろ大学院進学が推奨され、4 年次の卒業研究発表において、桐蔭医用工学国際シンポジウムでの英語による研究発表が課せられるなど、「生命医工学コース」の充実に特段の配慮がなされている。

臨床工学科では、資格取得のためには、毎年「日本生体医工学会」が行う「第二種 ME 技術実力検定試験」を 2 年次から 3 年次の間に合格しておくことを要件としている。このための補講対策として、「第二種 ME 技術実力検定試験対策セミナー」を授業以外にも開講している。4 年次において、「臨床実習」を実施しており、「臨床実習」の履修要件は、「医用工学実験」「医用工学専門実験」等の 3 年次指定科目をすべて取得していること、日本生体医工学会が主催する「第二種 ME 技術実力検定試験」に合格していること、日常の授業態度や出席状況、医療従事者として要求される生活マナーが良好であること、と定められている。臨床工学科では、国家試験を受験しない学生の教育が疎かにされることはなく、むしろ大学院進学が推奨され、4 年次の卒業研究において充実した研究が行われ、桐蔭医用工学国際シンポジウムでの英語による研究発表が課せられるなど、その教育課程の充実に特段の配慮がなされている。

本学部では、在学期間 3 年以上 4 年未満での早期卒業を認めることができる。その場合には卒業に必要な単位を全て修得し、GPA3.0 以上でなければならない。但し、例外的措置であるため、担任および卒業研究指導教員による適切な学習指導を受けていること、また教育的見地から見て十分な理由がある場合にのみ、許可される。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P10

2)科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

本学部の教育カリキュラムは以下のような科目によって構成される。

一般教育科目は、修学必修科目、人間形成科目、外国語科目の3つに分類される。修学必修科目は、専門科目を履修するにあたり必要となる基礎的な数学・物理学の学力を確保することを目的とした科目である。人間形成科目は、指導的役割を果たす社会人に求められる教養と人間性を涵養するための人文科学系科目である。履修者には特に倫理規範、関係法規等の基礎となる「倫理学」「法学」等の履修が推奨される。外国語科目は国際的な共同研究等で必要となる英語能力の涵養を目的として設定された科目である。1・2年次の「英語Ⅰ」から「英語Ⅳ」、「英語コミュニケーションⅠ」から「英語コミュニケーションⅣ」では、基礎的な読解力および会話能力が培われる。3年次に配当される「英語Ⅴ」以降の科目では、TOEIC受験、英文マニュアル・医学関連文献の講読のための訓練等に力点を置く。

専門科目のうち、工学と科学を学ぶために必須となる数学・物理学・化学および生物学の基礎を学ぶ工学・科学基礎科目群は生命医工学科と臨床工学科に共通する。また、実験系科目群、研究関連科目群についても、1年次は両学科共通のテーマを「工学ワークショップⅠ」および「工学ワークショップⅡ」で取り扱い、2年次以降は、それぞれの学科の教育方針に従って実験テーマを設定される。実験系科目群に含まれる「プロジェクト研究Ⅰ」から「プロジェクト研究Ⅵ」は、学生が自主的に目標を定め、授業時間以外の時間に自主的に研究することを推奨して設けた科目である。医用診断技術の中核をなす様々な医用センサの原理と応用を取り扱う生体計測系科目群や、医学系科目群、情報系科目群も、両学科で学ぶ授業科目である。その他「インターンシップ」や「キャリア研究」も両学科に設定されている。

一方、生命医工学科には、学科教育の中核となる生物工学系科目17科目が設定されている。また臨床検査技師国家試験の受験資格を得るために必要となる資格科目群は、「臨床検査学実験」「臨床実習」の他10科目の講義が設定されている。これらはいわゆる自由科目であり、修得した単位は卒業要件の単位数に含まれない。臨床工学科には医用生体技術系6科目と電気・電子・応用物理系7科目が存在する。

<4>工学部

1) 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

教育目標に基づき、本学部の授業科目は、幅広い知識を涵養する「一般教育科目」と深い専門知識を教授する「専門科目」に大別されているが、本学部の大きな特長の一つは、専門科目を「専門基礎科目」と「専門発展科目」に分け、基礎的な内容と発展的な内容を明示した点にある。

専門基礎科目は1・2年次に配当され、工学部として最低限必要な内容の教授を行う科目群である。この内容は、工学部教員の考えるミニマム・リクワイアメントをもとに決められたものである。一方、専門発展科目は3・4年次に配当され、より深い専門的な知識や技術を教授する科目群である。これらは、本学部教員のそれぞれの専門分野に関連した科目である。これが工学部の教育課程の編成・実施方針である。

また、科目は必修科目と選択科目に分かれるが、本学部では「実務家養成」に重点を置いており、実験科目を重視しているため、実験科目はすべて必修科目にしている。当然、卒業研究も必修科目である。その他の科目は、学生の多様化もあり、選択科目であるが、

低学年の専門基礎科目は、工学部としての基礎科目であるので、全員が履修するように指導している。

なお、改組の当初は、数学、英語、物理の一般教育科目を修学必須科目に分類し、必修科目としていたが、これらの科目は入学時の基礎学力確認試験でクラス分けされ、実質的に全員が受講するので、本学部では現在すべて選択科目になっている。

本学部では、選択必修科目等を伴うような履修コースは設けていないが、最近では、従来の電子・情報・機械系の科目に加え、経営・ビジネス、医療・福祉、デザインおよび環境系の科目を開講しているので、進路に合わせてこれらの科目を効率よく履修させるための大まかな履修モデルを設定している。そして履修申告の際には、各担当が一人ひとりと面談しながら履修指導を行い、各学期に履修すべき科目を決めている。

各科目には、本学部のカリキュラムに沿って標準履修学年が示されており、履修の順番や流れが分かるようになっている。しかしこれは原則であり、学習の状況や目的により、高学年の科目を履修することも可能である。特に、基礎学力のある新入生には、一部 2 年次科目から履修する指導を行い、さらに優秀な学生のために、早期卒業(3年卒業)の制度を設けている。

本学部では、108 単位以上の取得を卒業研究に着手する条件にしており、これを満たさない場合、留年になる。また、卒業要件を満たさなくても留年になる。ただし、本学に在学できる期間は最大で 6 年であるので、6 年で卒業する見込みがなくなった時点で、退学の勧告を行う。

本学部では、従来に比べ教育内容が多様化しているが、今のところ、ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー制度は導入していない。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P10

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則 P1731

2)科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

本学部の授業科目は、一般教育科目と専門科目に分類され、さらにそれらは必修科目と選択科目に分かれている。また、難易度とは異なるが、基礎的な内容か応用的な内容かによって、専門科目を専門基礎科目と専門応用科目に分類している。

科目は、カリキュラムに従って標準履修学年が明示されているが、これは履修学年を指定あるいは限定するものではなく、あくまで履修順序の目安である。

本学部は Semester 制を採用しており、単位数は、基本的に 1 コマの講義科目で 2 単位、実験・実技科目は 1 コマあたり 1 単位である。演習や語学は講義と同じ扱いで、予習復習と伴う科目として 1 コマ 2 単位である。これら単位数は、履修要項に授業科目ごとに明記されている。

卒業要件は、前述のように、人間形成・外国語・修学必須の各科目からなる一般教育科目から 20 単位以上、専門科目から 80 単位以上(うち必修科目 30 単位)を含む 126 単位以上である。さらに、卒業論文の提出およびその発表会を行う「卒業研究」に合格しなければならない。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P130, P132, P163, P167

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則 PP1737-1738, PP1823-1843

<5>スポーツ健康政策学部

1)教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本学部の教育目標を実現するための教育課程は、基礎教育科目、専門科目、自由科目、教職に関する科目、その他資格取得に関する科目によって構成されている。

基礎教育科目は、人間形成科目(教養豊かな社会人育成のための授業)と外国語科目(現代の国際社会に通用する人材を育成するための多様な語学の授業)で編成されており、これらを総合した教養が豊かな人間性の涵養に繋がると考えている。

専門科目は、スポーツや健康、およびそれらに係る政策を総合的、横断的に学ぶことを通して専門の学芸を高めるための授業科目であり、学部共通科目(スポーツや健康を総合的、横断的に学ぶための授業)と、学科共通科目、学科専門科目(いずれもより専門的で高度な知識と実技力を身につけるための授業)の3つで編成されている。そして、それらは授業の形態によって講義科目、実技科目、演習科目に分けられる。

自由科目は、卒業要件単位(124単位)としては認められないが、学生が興味・関心に応じて学習することのできる科目として設けられているものである。

教職に関する科目は、小学校教諭の免許状、および中学校、高等学校の保健体育科教員の免許状取得に必要な科目である。スポーツ教育学科においては、中学校、高等学校の保健体育科教員免許状取得に必要な授業科目が教育実習を除きすべて必修となっている。ただし、小学校教諭の免許状に必要な科目はすべて自由科目として位置づけられている。

その他資格取得に関する科目は、在学中にスポーツに関連した資格を取得するために必要な科目である。これらは、資格の種類によって必要な授業科目が定められていることから、特定の資格を取得しようとした場合は、それに対応した授業科目を履修することになる。こうした教育課程の基本構成は、「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に明示されている。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP56-69

2)科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

基礎教育科目については、人間形成科目は39科目、外国語科目は32科目が開設されている。学生は人間形成科目の中から16単位以上、外国語科目の中から4単位、計20単位以上取得することになる。人間形成科目の16単位はすべて選択になっており、これは学部共通である。外国語科目の4単位は英語コミュニケーションが学部共通で必修となっている。

専門科目については、学部共通専門科目としては、12の講義科目(24単位)と、6つの実技科目(6単位)、3つの演習科目(6単位)の計36単位が必修として位置づけられている。専門科目の学科共通科目、および学科専門科目については、学科・コースごとに必修・選択の別が異なっている。

単位数等の明示については、大学設置基準の定めにしたがい、大学の学則に示されおり、単位数を計算している。本学部の授業は、授業形態に応じて a.講義・演習・外国語、b.実習、実技に分けることができ、それぞれ単位の認定が異なっている。学生には1単位の時間数とは a.講義・演習・外国語が15時間、b.実習、実技が30時間と示している。そして、各授業科目に与えられる単位数の基本的な算定基準を「スポーツ健康政策学部ハンドブッ

ク」に次のように示している。

講義、演習科目は、1週1時限(1コマ)の授業が半年(半期)を通して開設されている講義・演習をもって2単位とする。

語学科目は、1週(40分×3コマ)の授業が半年(半期)を通して開設されている語学を持って2単位とする。

実技、実習科目は、1週2時限(2コマ)の授業が半年(半期)を通して開設されている実習・演習をもって1単位とする。

15回に満たない授業時数についての補講はこれまで実施していないが、休講に対する対応としては、前期、後期とも3日間の補講期間を設けている。試験については定期試験週間を授業期間とは別に1週間確保している。なお、本学部ではセメスター制度を導入しているが、演習科目を除きセメスター制を採用している理由は、半期完結型の授業を行うことにより、授業の目的を明確化できること、1科目に配当される単位数を少なくして広範囲にわたる科目の履修を可能とすることの2点である。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP21-37

《資料20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則 P1739, PP1823-1856

<6>法学研究科

1) 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

修士課程では、法律学専攻のみを置いているが、そのなかで、司法書士養成コース、専修コース、比較法コース、学術コースの4コースを置いている。コース相互の履修制限はないが、それぞれの目的を明確化し、履修指導の目安としている。

2) 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

本研究科では、セメスター制をとり、修士課程2年間4学期のなかで必要とされる単位30単位を修得させる。必修科目は設定しないが、指導教員の指導を受けることは当然である。普通合計4・5人の教員の指導を受ける必要がある。これらについては学生便覧に明記されているとおりである。

《資料13》平成22年度(2010年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP29-38

<7>工学研究科

1) 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本研究科修士課程に係わる教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成、医用工学分野、生体環境工学分野、遺伝子工学分野、生体機能分子工学分野、応用情報工学分野、知能機械工学分野を含む履修コースの設定、標準年限の延長措置の手続きについては、学生便覧に明示されている。特に優秀な学生のための標準年限の短縮措置については、修士課程においては、優れた業績を上げたものについて、大学院に1年以上在学すれば足りるものと規定している。また、博士後期課程では、優れた業績を上げたと認められるものについては、大学院に3年以上在学すれば在学期間は足りるものと規定している。

2) 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

修士課程においては、専攻科目について必修を含む30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けねばならない。博士後期課程では、単位制による授業は行なわれないが、学

生の指導教授が所属する研究分野で、特別演習および特別研究を選択必修として必要な研究指導を受けねばならない。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか

<1>大学全体

大学では教授会、学科会議、全体会などを通じて教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について周知するとともに、学生に対してはオリエンテーション、履修要項・学生便覧等を通じて周知に努めている。なお、『大学案内パンフレット』、大学ホームページを通じて社会にも公表している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

<2>法学部

1)周知方法と有効性

教育課程編成に関する検討は、まず法学部教務委員会で行われ、教授会の承認を得た後、その後に開かれる法学部全体会議で周知徹底されている。この連絡調整はきわめて円滑に機能しており、有効性に関しては基本的に何も問題はない。学生に対しては、毎年全員に履修要項を配布して教育課程のすべてを明示するだけでなく、学年はじめにオリエンテーションを開いて、学年ごとの履修の目安や各学期開講科目について説明している。特に新入生には、4 月はじめの数日を費やしてきめ細かなオリエンテーションを行い、本学部の教育目標や教育課程について周知している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP6-64

2)社会への公表方法

本学部の教育目標および教育課程については、『大学案内パンフレット』や大学ホームページなどを通じて社会へ公表している。特にホームページでは、本学部の五つの履修コースと本学部の教育課程の特色を、簡潔かつ分かりやすく説明するよう配慮している。

《資料 85》大学ホームページ(法学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law/

<3>医用工学部

1)周知方法と有効性

教育目標は、全教員で組織される両学科会議で議論され、学部会議での議を経て周知徹底が図られている。学生に対しては毎年全員に履修要項とシラバスを配布し、教育課程のすべてを明示するだけでなく、学期初めのオリエンテーションを開いて、学年ごとの履修の目安や各学期開講科目等について説明している。特に新入生に対しては、4 月初めの数日

を費やしてきめ細かなオリエンテーションを行い、本学部の教育目標や教育課程について周知している。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP8-97

2)社会への公表方法

本学部の教育目標および教育課程については、大学ホームページを通じて社会へ公表している。

《資料 86》大学ホームページ(医用工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_bm_engin/

<4>工学部

1)周知方法と有効性

教育目標は、全教員で組織される両学科会議で議論され、周知徹底が図られている。学生に対しては、毎年全員に履修要項およびシラバスを配布して教育課程のすべてを明示するだけでなく、学期初めにオリエンテーションを開いて、学年ごとの履修の目安や各学期開講科目について説明している。特に新生には、4月初めの数日を費やしてきめ細かなオリエンテーションを行い、本学部の教育目標や教育課程について周知している。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

PP8-22,PP128-190

2)社会への公表方法

本学部の教育目標および教育課程については、大学ホームページを通じて社会へ公表している。

シラバスについてはインターネットによる閲覧が 2010(平成 22)年度から導入されているが(<https://syllabus.toin.ac.jp/syllabus/index.jsp>)、これを見るにはパスワードが必要であり、現時点では一般に公開はされていない。

《資料 87》大学ホームページ(工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin/

<5>スポーツ健康政策学部

1)周知方法と有効性

大学構成員(教職員および学生)に対する本学部の教育の基本理念、学修に関する基本事項、教育課程の基本構成等の周知は、毎年、学部全学生および学部全教員に配布される『スポーツ健康政策学部学生ハンドブック』に掲載されている。

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 PP15-20

2)社会への公表方法

本学部の教育目標、教育課程の内容等については、毎年発行されるキャンパスガイド、オープンキャンパス、学部ホームページ等を通じて社会に公表されている。

《資料 88》大学ホームページ(スポーツ健康政策学部)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/csp/>

<6>法学研究科

1)周知方法と有効性

研究科を担当する常勤教員全員が、原則月一回(第三木曜日)集まる、大学院法学研究科委員会において周知している。

大学院生に対しては、入試の際に十分に話し合うなかで伝達している。研究計画と卒業後の進路について尋ね、在学中に具体的に何を学ぶかを詰めている。入学後は、 Semester開始期に、毎回オリエンテーションを開催している。また、学生に対して、専攻長が随時相談に応じている。

2)社会への公表方法

社会に対する公表については、大学ホームページに、修士課程の開校科目を全て公表している。教員の紹介も、法学部教員紹介にリンクしている。

《資料 89》大学ホームページ(法学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law-grad/

<7>工学研究科

1)周知方法と有効性

教育課程編成に関する検討はまず各専攻会議で行われ、大学院工学研究科委員会の承認を得た後、周知徹底されている。この連絡調整はきわめて円滑に機能しており、有効性に関しては基本的に何も問題はない。修士課程の大学院生に対しては、学期初めにオリエンテーションを開いて、履修の目安や各学期開講科目について説明している。

2)社会への公表方法

本研究科の教育目標については、大学ホームページを通じて社会に公表している。

《資料 90》大学ホームページ(工学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin-grad/

(4)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方法の適切性について定期的に検証を行っているか

<1>大学全体

大学としては各学部および各研究科の学位授与の結果を踏まえ、大学運営会議において教育目標や教育課程の実施方法について見直しが必要かどうか検討している。

<2>法学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方法の適切性については、毎月定例で開催している法学部全体会において現状の問題を随時検討している。この検討に基づいて法学部教務委員会から卒業認定状況に伴う履修指導改革や教育課程の編成・実施の改革案が提案される。

<3>医用工学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を学科会議において検討し、その後、教授会において審議し議決する。このような

プロセスによって必要に応じて検証している。

<4>工学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を学科会議において検討し、その後、教授会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

<5>スポーツ健康政策学部

教育目標、学位授与方針については、まだ卒業生を出していないため定期的な検証は行なわれていないが、教育課程の編成・実施方法については、これまでの実績に基づき学科ごとに学科会議を通じて点検がなされ、その結果を踏まえて完成年度である2011(平成23)年度以降のカリキュラム改訂に関する検討が始まっている。

<6>法学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を専攻会議において検討し、その後、法学研究科委員会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

<7>工学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を専攻会議において検討し、その後、工学研究科委員会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

2. 点検・評価

<1>大学全体

効果が上がっている事項(優れている事項)

教育目標の検討に基づく教育課程の編成・実施について、時代の変革に対応すべく各学部および各研究科において迅速に対応している。法学部においてはコースの充実を図るために見直しを毎年すすめている。医用工学部においては2009(平成21)年度の学科改組後、資格の取得という目標をコースの専門科目の着実な履修に向けてシンポジウムでの研究発表や検定試験対策セミナーなども含めた履修指導の成果があがっている。

改善すべき事項

教育目標等について、社会への周知をより効果的に達成することが課題になっている。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部の教育課程については、法科大学院の開設、大学全入時代といった時代の変化の中で、実情に合わせた適切な再編成を成し遂げたと評価することができる。新しいカリキ

ユラム編成は、もはや法律プロフェッションの養成を一義的な目標としない本学部にとって、妥当な措置である。またそれに伴う少人数教育の強化も、本部の特色を一層強く打ち出すことができたという点で、評価に値すると思われる。

改善すべき事項

教育目標や実施方針の明示自体については特に問題はないが、目標と実態とがまだかなり乖離していることが問題点であろう。ことに外国語教育についてそれが妥当する。様々な措置を試みているにもかかわらず、学生の多くは英語の不得意意識を払拭できず、大学以前の基礎的な学習にとどまっているのが、残念ながら現状である。本学部再構築にあたっては外国語の重視を柱の一つに掲げただけに、この問題はなおさら喫緊である。この他、専門教育についても、大学院との関係も踏まえ、「基礎専門」の内容を確定することが不十分となっている。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部では2009(平成21)年度の学科改組を契機として、いわゆる「ゆとり教育」のもとに育った学生の基礎学力の補強のみならず、チーム医療の現場で働く人材に求められるコミュニケーション能力と社会性を備え、専門分野の知識と経験によって自律的にキャリアパスを開拓できる人材の育成を推進するため、「臨床検査技師」および「臨床工学技士」の国家試験受験資格が得られる教育課程に再編成し、結果、目的意識性が強く学習意欲の高い入学者を獲得することに成功し、学生の授業における態度、積極性などの雰囲気は従来と比べて顕著に改善した。

改善すべき事項

本学部では、教育目標の具体化と社会に対するその明示によって、目的指向性に富み、学修意欲の高い入学者の獲得に成功を見た。しかしながら、入学者の基礎学力の欠如は深刻な問題となっている。学部の初年度において、専門科目の履修に必要な基礎学力の補習を達成することはきわめて困難であり、修学意欲が高くても目標達成から脱落する学生が年ごとに増加する傾向にあることは否めない。今後、初年時の補習教育プログラムの充実に注力するとともに、効果的な学生募集の方法を検討する。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

学位授与方針については学生も含め全員が理解しており、それに向けた教育課程が適切に実施されている。

改善すべき事項

多様化・個性化に対応して、教育課程の編成も拡充されてきたが、その結果、学年ごとに教育課程が若干異なっており、複雑になっている。具体的には、2005(平成17)年度改組当時は、一般教育科目の「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「物理Ⅰ」「物理Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」および専門科目の「プログラミング入門」が修学必須科目であった(この名称は修学必修科目に改められている)。この時点では、改組前の学生(上記科目は全て選択)との2種類が混在する状況で、止むを得ないことではあったが、翌年の2006(平成18)年度入学生からは、早く

も英語とプログラミング入門が選択科目に戻り、さらに2009(平成21)年度からは、数学と物理も選択になっており、必修科目すなわち卒業要件の異なる3通り学年が共存する事態になった。また、2009(平成21)年度より環境系の科目として「物質と環境」など14科目が新たに開講されることになったが、これらの開講は年次進行であり、さらに募集停止に伴って低学年の科目の中には履修者が見込めず開講しないものもあり、履修要項等を確認すれば分かることではあるが、現実問題としては複雑で分かりにくい。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

なし

改善すべき事項

現行の教育課程は、2011(平成23)年度の完成年度までは変更なく展開される。それ以降の編成・実施のあり方については、各学科会議において点検が開始されている。

授業回数の確保については学年暦作成時に明らかにされることであるから、授業回数の不足がわかっている曜日については、それを満たすための方策が前もって計画されていないと考えている。なお、15回の授業回数確保については2011(平成23)年度から開始できるよう検討中である。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

大学院学則と学位規程が整備され、学位授与方針は明確であり、学生への伝達も十分な話し合いの中おこなわれている。修士課程の定員減を果たした後は、修士と博士の学生数が全員で30名程度となった。そのため、専攻長による学生の個別的な把握が容易となり、指導教員まかせにならない周到な指導ができるようになってきている。

改善すべき事項

法学研究科の設置当初に比べ、特に法科大学院設置後、実定法科目を研究する者が少ないという状況がある。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

本研究科の修了生は、本学教員や東大医科学研究所、産業総合研究所などのアカデミックな職種、臨床工学技士の資格を生かした総合病院での勤務やチャールズ・リバー、テルモ等の研究を根底で支える企業において活躍している。

また、毎年研究成果の発表の場である修士論文発表会、博士論文発表会では活発な質疑応答が行われている

改善すべき事項

国際的に通用する研究者の育成を標榜し、桐蔭医用工学国際シンポジウムを毎年開催することで国際会議での発表練習、英語教育の充実を図っているが、学生の多くは英語の不得意意識を払拭できず、基礎的な学習にとどまっているのが現状である。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

各学部の教育目標に向けて大学全体として相互の協力のあり方を検討していく。

<2>法学部

大多数の学生が企業に就職している現状に鑑みれば、コース制の中で企業ビジネス・公務員コース(G コース)の教育プログラムを社会人としての基礎学力を身に付けさせるために充実させる。

<3>医用工学部

初年時の補習教育の充実については、すでに能力別で実施する基礎教育科目(修学必修科目)を通じた補修授業を、緻密な自律的学修支援プログラムとの連携において実施する体制を整えているが、この方法をさらに拡充・実質化する。具体的には、従来実施している高等学校数学、化学、物理学、生物学と英語についての自律的学修支援プログラムに加えて、中学校までの義務教育で扱われる国語能力、計算能力についての充実、キャリアパス開拓に必須である「適性能力」開発を主眼とするプログラムを実施し、早くから学生の個性に合わせた進路指導を行う。さらに、本学部独自のアドミッションポリシーを強化し、本学部の人材育成の目標に対して適性ある学生の募集に努める。

<4>工学部

本学部は、廃止が予定されているので、カリキュラムにこれ以上の変更はなく、改善すべき事項に挙げた複雑な教育課程は年次進行に伴い自然に解消される。実際、「数学」「物理」「英語」および「プログラミング入門」が必修の学生は、現在は全て卒業し在籍していないので、2010(平成 22)年度は、「数学」と「物理」が必修の3~4年次生と、「数学」と「物理」も選択科目の2年次生(1年次生はいない)の2パターンになっている。また、環境系の科目も、2011(平成 23)年度は全て開講され、低学年で履修者のいない科目から順次開講しなくなるので、複雑ではなくなる。廃止まで教育目標を維持し、学位授与ならびに教育課程を適切に実施し、在学生を全員社会に送り出せるよう努めることが将来の方策である。

<5>スポーツ健康政策学部

休日の月曜日を授業日とする、長期休暇を短縮するなどして15回の授業を確保する。

<6>法学研究科

多様な出身国の留学生が増えてくる中で、英語による指導力の向上を図り、また、コース編成を見直し、より充実した科目設置を検討する。実定法科目履修者が減少しているという点について、法科大学院の単位認定制度の活用策を講じることも法科大学院側と協議していく。

<7>工学研究科

研究室単位での英語論文の読書会の充実、新たなネイティブスピーカーの英語授業の立ち上げを行う。

4. 根拠資料

《資料 5》平成 23(2011)年度大学院法学研究科修士課程入学試験要項

《資料 6》平成 23(2011)年度大学院法学研究科博士後期課程入学試験要項

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項

《資料 15》シラバスネット

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則

《資料 22》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学位規程

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 85》大学ホームページ(法学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law/

《資料 86》大学ホームページ(医用工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_bm_engin/

《資料 87》大学ホームページ(工学部)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin/

《資料 88》大学ホームページ(スポーツ健康政策学部)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/csp/>

《資料 89》大学ホームページ(法学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law-grad/

《資料 90》大学ホームページ(工学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin-grad/

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

《資料 122》注意・警告者数一覧

4 - 2 「教育課程・教育内容」

1 . 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

<1>大学全体

大学は、学務部を中心として教育課程の実施、授業科目の開設に不断の注意を払うとともに、例年、カリキュラム編成にあたり、大学として学長を中心に教育課程の編成に周到的な注意を払うよう、企画検討会議等で要請を行っている。教育課程・教育内容については、各学部および各研究科が、将来選択する職業・資格に適合するように編成を定めている。少人数教育について、学年の配置を工夫している。また、多様な学生のニーズに対応できるように多彩な開講科目を用意するとともに、学習すべき順番を考慮して授業科目の学年配当している。

<2>法学部

1)必要な授業科目の開設状況

2009(平成 21)年度の本学部の開講科目は総計 430 単位で、そのうち人文科学、社会科学、自然科学、外国語など一般教育科目が 196 単位、憲法、民法、刑法など法律基本科目のほか政治学系統の科目も含めて専門教育科目が 234 単位であり、学士課程で必要な科目が開講されている。ただし、留学生の対象科目とバイリーガル・コースの対象科目をここから除くと 372 単位(一般教育科目 170 単位、専門教育科目 202 単位)となる。

なお、バイリーガル・コースの 1 年次から 3 年次には、独自の演習が設置されているだけでなく、「英作文特訓」「インテンシブリスニングクラス」「アメリカ民事法入門」「アメリカ公法入門」「アメリカ刑事法入門」といった科目が設定されているほか、アメリカ人講師による「Contract & Torts」の集中授業が設けられ、アメリカのロースクールで学ぶ際に支障がないよう、徹底した語学教育と専門知識の教授に配慮している。

授業は Semester 制で実施している。前期、後期ともに 15 週を授業日とし、補講も組み入れて 15 回を基準に実施している。授業形態は、講義科目と演習・実習・実技の二つを組み合わせ、特に演習などの少人数教育に比重を置いている。

基本的には、すべての科目が 2 単位に統一されている。Semester 制へ切り替える移行期には、4 単位科目をいくつか残したまま、多くの 2 単位科目がそれに並存するという、若干不規則な事態が生じたが、その後の制度改革の流れの中で現在ではすべての科目を 2 単位に統一することができた。例外は、実技科目である「体育実技Ⅰ」から「体育実技Ⅳ」とバイリーガル・コースに配当されている「インテンシブリスニングクラスⅠ」から「インテンシブリスニングクラスⅣ」で、これらはすべて 1 単位である。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP28-29

2)順次性のある授業科目の体系的配置

専門科目については、原則として入門レベルに相当する科目を 1・2 年次に配置し高校教

育との接続について配慮している。また、専門科目の順次的な配置については、 Semester 制を活用しながら学習できるようにしている。例えば、民法については、「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」まで1年次前期から2年次後期までの4学期のなかで順次学習することができるように順次的に配置している。その他、外国語教育についても同様に1年次前期から3年次後期まで基礎から専門的外国語まで体系的に配置している。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP28-29

3) 教養教育・専門教育の位置づけ

本学部では、前述の教育目標の変更に応じて、教養教育を担う一般教育科目の履修の意義を高め、教養教育と専門教育の位置づけを見直した。ただし、そのことは専門教育の意義を低く捉えたことでは決してない。学士課程における専門教育の在り方が「実務家養成」を目標とした専門教育から法学基礎専門に重点を移行してきたのである。

卒業要件とする修得単位数は124単位であり、一般教育科目は40単位(以上)、専門教育科目60単位(以上)、そして一般教育科目と専門教育科目の双方で自由選択科目として24単位(以上)を定めている。

一般教育科目の必修科目は、演習2科目(「フレッシュマン・ゼミ」)4単位である。他方、専門教育科目の必修科目については、六つの講義科目(「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」など)および四つの演習科目(「名著を読む演習Ⅰ」「法律演習Ⅰ」など)計20単位とし、再編前の48単位から大幅に削減した。また、国際学术交流の中心を学部から大学院へ移行させ、学士課程では基礎学力の強化向上を教育課程編成の基本方針にした。教養教育と専門教育の位置づけは、これらの措置からすでに明らかである。

<3> 医用工学部

1) 必要な授業科目の開設状況

2010(平成22)年度の本学部の開講科目は、総計472単位で、そのうち一般教育科目が106単位、専門教育科目が366単位である。留学生対象科目をここから引くと460単位(一般教育科目94単位、専門教育科目366単位)となる。原則としてSemester制を採用しているが、実習科目、卒業研究等については通年で実施している。

授業は前期、後期ともに15週とし、補講も組み合わせて15回を基準に実施している。授業形態は、講義科目と実験・演習・実技を組み合わせ、特に実験・演習に比重を置いている。

本学部では、教育目標に沿って体系的に科目を配置している。

《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部 P38, P76

2) 順次性のある授業科目の体系的配置

修学必修科目を高等学校の教育との接続として位置づけ、1年次に配置している。科目は共通科目と各系列の科目に体系的に整理されている。また順次性のある科目は「物理学Ⅰ」「物理学Ⅱ」のような科目名にして配置している。

《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部

PP38-59, PP76-97

3) 教養教育・専門教育の位置づけ

本学部における教養教育は、専門教育のための基礎学力の育成として主に位置づけられ

る。特に修学必修科目の内容は数学と物理学であり、総単位数は 8 単位と必ずしも単位数において大きな割合を占めていないが、充実した能力別の少人数体制で実施される必修科目である。外国語科目として開講されているのは、合計 44 単位(留学生を対象とした日本語 12 単位を除く)であるが、実質 8 単位が必修と同等の扱いとなっている。これらの科目において実施されているのは、実質的には高等学校の補習に重点が置かれており、基礎学力の育成は大きな課題となっている。

専門教育科目のうち、必修の実験系科目は初年時の「工学ワークショップ」(8 単位)と 2 年次から 3 年次の専門実験(8 単位)、および「卒業研究」(8 単位)である。これらの実験系科目は必修科目であって、本学部における主要な専門科目として位置づけられている。

専門科目のうち、生命医工学科について 30 単位、臨床工学科について 4 単位が資格科目とし、国家試験受験資格を獲得するための専門科目として位置づけられている。

<4>工学部

1)必要な授業科目の開設状況

2005(平成 17)年度の改組の際、従来の電子・情報・機械系分野以外に、ビジネス・経営、医療・福祉、デザインなど様々な分野にも対応するため、従来の電子・情報・機械系の科目に加え、ビジネス、医療、デザイン分野の基礎的な科目も一般科目および専門科目に加えられ、さらに 2009(平成 21)年度からは、医用工学部の改組に伴い、環境系の教員および関連の授業科目を本学部に移し、21 世紀に求められる「持続可能な社会」に向けて環境関連の授業科目も開講した。その結果、2009(平成 21)年度の本学部の開講科目は、総計 338 単位になった。そのうち一般教育科目が 136 単位、電子系・情報系・機械系の科目を中心とする専門教育科目が 202 単位である。

授業は Semester 制で、前期、後期ともに 15 週を授業日として計画している。もっとも行事等で確保できない曜日もある。授業形態は、講義科目と実験・演習・実技を組み合わせ、特に実験・演習に比重を置いている。

本学部は 2010(平成 22)年度から募集を停止しているが、再履修者等がいる間は、基本的に全ての授業科目を開講している。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P131, P165

2)順次性のある授業科目の体系的配置

科目は共通科目と各系列の科目に体系的に整理されている。また順次性のある科目は入門、I、II のような科目名にして、名前を見ただけで関連が分かるようになっている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

PP138-139, PP170-171

3)教養教育・専門教育の位置づけ

教養教育は、本学では一般教育科目に分類されているが、一般教育科目の中には、物理や数学のような専門の基礎としての科目も含まれている。卒業までに修得しなければならない単位数は、一般教育科目 20 単位以上、専門科目 80 単位以上、これらを合計して 126 単位以上である。したがって、卒業要件の 126 単位に対する一般教育科目の必要単位数割合は、約 16 パーセントであるが、物理や数学は現在でも必修に準じる扱いであるので、これら 8 単位を除くと、純粋な教養教育の割合は約 10 パーセントになる。

<5>スポーツ健康政策学部

1)必要な授業科目の開設状況

基礎教育科目としての人間形成科目には、「法学」、「教育学」、「倫理学」、「現代倫理学」、「人権教育」など、倫理性を培う科目、さらには、スポーツや健康政策に関わる基礎的教養を培う観点から、「現代社会とスポーツ」、「身体の仕組みと働き」、「生涯スポーツ論」といったスポーツ関連科目も開設されている。

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語(留学生対応科目)について32科目が開設されているが、本学部においては、先に示したように英語コミュニケーションが学部共通で4単位必修となっている。これは、本学部の外国語科目が、現代の国際社会に通用する人材を育成するための語学の授業として位置づけられていること、そして、そのために実用的な英語能力を身につけさせようとしているためである。この授業は、ネイティブスピーカーによる少人数制(12名程度)で行われている。展開は、1回40分間の授業で1週間に3回を通年で行い、前期・後期それぞれ2単位を認定することになっている。クラス編成は、入学時オリエンテーションで行なわれるプレイスメントテストの結果にしたがってレベル別の履修クラスが指定されている。なお、スポーツ健康政策学科スポーツ国際交流コースにおいては、「国際コミュニケーション実習」が開講されているというコース特性に鑑み、2年次、3年次も「英語コミュニケーション」がそれぞれ4単位必修となっている。

専門科目の講義科目としては、スポーツや健康を対象とする政策の構造を捉えるための講義、スポーツを用いた教育を行うための講義、現代のスポーツを歴史的に研究するための講義、身体の動きを生体力学的に解明するための講義、スポーツする人間の心理について研究するための講義、スポーツする身体を医学的見地から解明する講義などが開講されている。

学部共通の講義科目として、「スポーツ哲学」、「衛生学・公衆衛生学」、「発育発達老化論」、「スポーツマーケティング論」、「スポーツバイオメカニクス」、「スポーツ政策論」、「スポーツ史」、「スポーツ心理学」、「スポーツ教育学」、「スポーツ医学」、「測定評価学(実習を含む)」、「ヘルスプロモーション論」の12科目が必修科目として開設されている。学部共通の実技科目は、多様なスポーツ種目の経験を通じて指導者としての資質向上を図り、それらのスポーツに関する専門的な知識(ルール、戦術、技術、施設、用具、歴史)が習得できるよう配慮して科目を開講している。具体的には、「器械運動」、「陸上競技」、「体操(体づくり運動、集団行動)」、「水泳」、「バスケットボール」、「バレーボール」の6科目が必修である。

演習科目は、「専門演習」(3年次)、「専門演習」(4年次)、「卒業研究」(4年次)の3科目であり、3年生以上にゼミ形式で展開される少人数制の教育である。この科目のねらいは、学生各人が専門的な課題について調査・実験・考察を深め、その結果を他人に明確に伝える能力を養うとともに、学生と教員、および学生相互の交流を深めることにある。

自由科目について、例えば、スポーツ教育学科においては、卒業要件として教員免許状取得に必要な授業科目が必修として位置づけられているが、スポーツテクノロジー学科、およびスポーツ健康政策学科においては、同じ授業科目が自由科目として位置づけられて

いる。したがって、両学科に所属する学生が、教員免許を取得しようとする場合は、124 単位を超えて教員免許状取得に必要な科目を履修する必要がある。

2) 順次性のある授業科目の体系的配置

授業科目の順次性について、例えば、実技科目の「水泳」については配当年次を第 1 学年とし、「水泳指導法」は第 3・4 学年に配当するなど、実技科目のすべてについて、技能向上を図った後に指導法を学習するといった系統性を考慮して授業科目を開設している。また、教育実習を履修するためには、3 年次までに教職に関する科目をすべて履修する必要があるといった規制も設けられている。

3) 教養教育・専門教育の位置づけ

本学部の卒業要件単位に占める人間形成科目の割合は 13 パーセント、外国語科目は 3 パーセント、専門科目は 84 パーセント、となっており、充実した専門教育を展開する姿勢が示されている。

<6>法学研究科

1) 必要な授業科目の開設状況

修士課程では実定法科目および基礎法科目を置き、博士後期課程では研究指導を設けるなど豊富で多様な授業科目を開講している。

履修要項に全科目の開講状況が示されている。

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP50-52

2) 順次性のある授業科目の体系的配置

修士課程 1 年次と 2 年次は同時に授業を受けるため、制度としての段階はない。博士後期課程も同様である。修士と博士の間には論文の分量と質において順次性があることは言うまでもない。

4) コースワークとリサーチワークのバランス

本研究科修士課程において開講される授業科目は、基礎法学分野と実定法学分野に分け、セメスター制により、原則として、前期開講科目を I、後期開講科目を II として開講する。4 学期で 30 単位が修了要件であるため、一学期に 4 科目 8 単位以上の履修が必要となる。修士論文あるいは博士論文の準備は、その途中経過を発表させ、指導することが行われている。授業科目の履修が厳しすぎて論文作成に支障が出ているという事実はみられず、コースワークとリサーチワークのバランスは良好である。

<7>工学研究科

1) 必要な授業科目の開設状況

2010(平成 22)年度の本研究科修士課程の開講科目は、分野共通科目として 12 単位、医用工学専攻の科目 90 単位、情報・機械工学専攻の科目 56 単位である。

授業はセメスター制で、前期、後期ともに 15 週を授業日として実施している。授業形態は、講義科目と特別研究を組み合わせ、教育目標に沿って体系的に科目を配置している。特筆すべきは「英語プレゼンテーション」「英語プレゼンテーション」と「技術英語特論」「技術英語特論」を開講し、英語教育に力を入れていることである。

2) 順次性のある授業科目の体系的配置

修士課程の授業科目は専門性を重視しているので順次性については考慮していない。

4) コースワークとリサーチワークのバランス

授業は専門性を考慮し、週の中で分散して担当しているのでリサーチワークへの支障はない。また、授業科目も各研究室の研究内容に即した内容を担当し、リサーチワークを十分にサポートしている。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

<1>大学全体

大学は、各課程に相応しい教育内容の提供について、基本的には各学部および各研究科の自主的な点検と改善に委ねているが、大学全体として高校教育との接続を配慮した教育内容の点検、国際化に対応した教育のあり方、および各学部の個性を発揮した教育内容の展開については、学長から要請をしているところである。具体的には、学内の講義のみにならないように、他大学、海外での活動などを積極的に取り入れている。初年次教育には、学部全体のオリエンテーションのみならず、少人数のゼミ等を活用し、細かい指導を用意している。外国語の教育の充実にも尽力している。以下、各学部および各研究科に詳述するとおりである。

<2>法学部

1) 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

一般教育科目の開講科目に関しては、すでに2003(平成15)年度から、従来は教職課程科目としてのみ設置していた「日本史概論」や「地理学概論」を、一般教育科目としても開講するよう変更し、科目数に厚みを持たせてきた。また2009(平成21)年度には「ジェンダー論」と「グローバル化論」を、2010(平成22)年度には「仕事と社会」という科目を一般教育科目として新たに開講し、時代の要請に応えるための科目充実に努めた。もちろん、より多くの科目、多様な科目が開講されるのが理想的だが、小規模な大学でそれを実現するためには、他大学との単位互換制度の導入、放送大学開講講座の単位認定などの措置が必要であろう。後述のように本学部では、そうした多様な教育内容を実現する基盤作りに成功している。こうした点も考慮に入れるのであれば、教養教育に関する編成上の目的は十分に達成され、配慮は十分である。

ただし、配慮の適切性だけにとどまるのではなく、判断力の育成や豊かな人間性の涵養といった理念と比較し、それについて高い目標値を設定するならば、十分な達成とは断定できない。このことは、判断力や人間性の涵養は、単に教場での知識の伝達によっては決して養成されないという点に起因している。つまり、現状において制度化されている、単位化された講義ではそれを涵養することは難しいのである。

もちろん、本学部の一般教育科目では、そうした点も考慮して、授業を一方的な講義にするのではなく、討論的な形態を取り入れて判断力の養成を企図したり、また講義とは離れて自分史の記述や自己観察を課題としたり、またクラスで展覧会を見学し、優れた芸術作品を鑑賞するなど、実際的な試みが様々になされている。しかし、それらは個々の教員の主体的な配慮の領域にとどまり、そうした実践の有効性と限界は議論されず、有効性を

一層強化するための制度化にはほど遠いというのが現状である。

外国語の重視は、本学部が再構築の柱の一つに数える重要項目である。これまでは英語、ドイツ語、フランス語の授業科目が開設されていたが、2009(平成 21)年度からは中国語を追加した。また英独仏の三カ国語については、これまでと同様に1・2年次に引き続き、3・4年次でも科目履修できるよう配慮するとともに、TOEFLR、TOEICRなどの試験結果を相応のかたちで単位化し、語学担当教員がそれらの試験の受験を積極的に推奨してきた。しかし、編成上の配慮がある程度なされても、結果として目立って語学力が向上しているという事実はなく、依然として多くの学生が外国語に対する恐怖感、アレルギーを抱えたまま卒業している。その意味では、残念ながらいまだに国際化に十分応えていると言い難いのが現状である。

実際、前回の認証評価申請時には外国語教育の扱いを工夫するようとの「助言」を受けた。これに対して本学部では、その後いくつかの改善策を講じて、学生の語学学習へのインセンティブを向上させるための試みを展開している。例えば入試では、2009(平成 21)年度から英語を必須科目に設定して、英語をはじめとする語学を大学教育の中で重視する姿勢を入試の段階から鮮明に打ち出した。また、春夏の短期海外研修を企画した大学の「ワールドアドベンチャースクール」に参加して外国語学習への興味と関心を醸成するようにした(サンフランシスコ大学、ドミニカン大学、西南政法大学などと協定)。さらに、2006(平成 18)年からは入学時オリエンテーション期間に英語のプレイスメントテストを実施し、そのテスト結果に基づいて英語のクラス編成を行うようにした。また2008(平成 20)年度からは、新しい単位認定プログラムを策定して、海外の大学や語学学校で語学研修した者に対して、事後にレポートを提出し、相応の成果の認められた場合に単位を与えることにしている。

しかしながら、英語を不得意とする学生が本学に多数入学してくる状況は従来と変わらない。入学者の外国語の習得レベルは以前よりもさらに悪化したように思われる。本学が抱えるこうした根本的な問題を対処するために上述の改善策だけでは不十分であるという認識は、教員間で十分に共有されているところであり、実状に即したさらなる制度的なバックアップを検討している。

専門教育の教育内容は、法学教育の根幹であるリーガルマインドの養成を見据えたものである。法的な判断は、個々具体的な状況を構成する生きた人間に係わる判断であり、人間性と法を巡る深い洞察(=リーガルマインド)に基礎づけられるべき判断であって、この点をふまえて本学部では、人間力を育成し、基礎学力を強化向上するための教育内容を提供している。本学独自の教育実践として指摘できるのは、1年次配当の「模擬裁判」と、2年次配当の「メディエーション交渉」であろう。法的な実践、法の具体的な運用を理解するには、教室で講義を聴くだけではどうしても限界があり、裁判についての具体的なイメージを形成したり、法的思考や裁判に内在する諸問題を意識させるためには、実践を通じた応用的学習がきわめて有効である。その点、本学は法廷教室を二つ持つという全国的に見ても大変恵まれた状況にあり、この利点を生かした模擬裁判の授業は、知識を広く教授するだけでなく、法的判断の何たるかを身につけさせるためにも、非常に有効な体験型授業となっている。またメディエーション交渉は、日常的なもめごとをめぐり、当事者の話を「傾聴」し、双方に満足度の高い解決へと当事者を導く「対話型の調停」の技法を、こ

れもまたロールプレイを通じて学習するものである。

もとより、専門教育が十分な成果をあげうるまで実践されているかといえば、残念ながら課題も多い。実践的な達成を阻害する問題の根幹はやはり、卒業後、大半の学生は民間企業に就職するという事、そしてその準備のために3年次後期と4年次の大半が費やされるという事情にある。そのため、学生の多くは3年間で卒業単位のほとんどを取得しようとするのである。すなわち、実質2年半の大学教育のなかで専門教育を身につけさせることになり、結果として、教科についての十分な消理解よりも、単位の取得という結果を優先する風潮が生まれ、ゆとりを持って深く専門の学問を学ぶという流れが阻害されている。こうして3年次後期、4年次に配置された、より実際的な専門科目の履修者が乏しいという状況が生じているのである。景気が悪化した近年では、この傾向はさらに強まったように思われる。

学生が情報機器の操作に習熟し、これを活用できるようになることは、もはや文系理系を問わず、学士課程における教育として不可欠なものになっている。近年のインターネット技術の発達により、Webを媒介とするコミュニケーションの可能性はますます広がっているのだから、情報機器の操作習熟の必要はなおさら求められるであろう。この点に関しては、本学でも近年、学内情報ホームページを大幅に整備拡充し、それを授業に導入しようとする動きが見られる。例えば、同ページ上のフォーラム・私書箱機能を用いたレポート提出がそれである。提出されたレポートには、教員が閲覧マークをつけることができるので、学生・教員双方はレポートの未提出や未読をいつでもどこでも確認することができ、さらに教員にとっては大量のレポートを簡便に一元管理できるため、このようなレポートの処理は、とりわけ履修学生の多い授業で大きな効果をあげている。また法学部棟には、LANコードを配したマルチメディア教室を設置し、情報処理、法情報学など、電子媒体に直接的に関わる講義について活用している。法学部という学部の性質を考慮すれば、現状の導入状況は、標準以上のものと考えてよいだろう。

とりわけコンピュータ操作を伴うメディア活用の授業では、操作する者が機器やソフトウェアの操作に習熟している必要があり、この点については教員においても、学生においても大きな個人差がある。また新たに操作を習得しようとする時には、かなりの手間と時間を要するのが通例であり、操作の習得を厭う教員や、意欲はあっても時間的に余裕のない教員も数多い。したがって、コンピュータ操作を伴う授業の実践は、現実には教員の個人的技量に左右される傾向が非常に強いというのが現状である。

2)初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

本学部では、1年次に「フレッシュマン・ゼミ」、2年次に「名著を読む演習」という必修の演習科目を設けて、これを導入教育科目として位置づけ、カリキュラムに組み込んでいる。

法学の学習については、ほぼすべての学生がゼロからのスタートであり、理系のような物理や数学の基礎知識の点で問題はない。もっとも、高校で学習する「政治経済」「世界史」「日本史」「倫理社会」などの総合的な知識や教養を修得していることは法学の学習にも有益である。したがってその面での導入教育に意を用いなければならない。ただし近年は、文章理解、作文、外国語などの学力が十分でない学生も多くなってきたので、上記の導入教育では、国語力の向上や問題発見能力の養成などにも力点を置いている。

「フレッシュマン・ゼミ」は、高校までの教育課程を経て入学した学生に対して、大学で学習するための準備や素養を教授することを目標としている。具体的には、現代社会の諸問題に関心をもってそれを深く考えること、自力で問題を掘り起こし、問題解決の方法論を議論すること、知的活動のための技法を習得することを狙いとする。「名著を読む演習」では、これらの目標に加え、名著と見なされる古典的著作に触れさせることにより、現在の高等教育で急速に進行しつつある教養喪失の阻止を目指している。いずれの科目も1クラス15～20名程度の少人数で、きめ細かな指導が可能な授業であり、それとともに、大学における学習態度や本学部のカリキュラムを理解させる場としても機能している。

英語については、2009(平成21)年度に一般募集の必須科目として定めたものの、A0募集等の入学者は受験していない。英語については学力差も大きい。英語の基礎が習得できていない学生に対して、一律のテキストや講義内容で臨んでいたのでは、大きな効果をあげることは難しい。そこで、新入生オリエンテーションにおいて30分程度の英語のプレースメントテストを実施し、その結果に基づいて、履修すべき英語のクラス分けを行うなどの工夫をしている。また2009(平成21)年度には、漢字の読み書きテストをプレースメントテストに追加して、学生の国語力の把握につとめた。「フレッシュマン・ゼミ」での国語力の底上げの方法については現在検討中である。

以上、これらの導入教育の取組みの現状は、高校と大学のカリキュラムの接続の前提となる基礎学力をいかにつけるかという課題に集中している。

<3>医用工学部

1) 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

本学部ではその教育課程の編成方針に基づき、教育内容を基礎から専門まで体系的に配置している。本学部で扱われる専門分野は、医療を応用目的とする工学の一分野であり、その基礎教育の重点は数理科学、物質科学および英語教育にある。従って学部教育の内容は従来の工学部における基礎教育と多くの部分で軌を一にする。

一般教育科目は、修学必修科目、人間形成科目、外国語科目によって構成される。修学必修科目は、専門科目を履修するにあたり必要となる基礎的な数学・物理学の学力を確保することを目的とした必修科目である。原則として、1・2年次での履修が推奨されている人間形成科目は、指導的役割を果たす社会人に求められる教養と人間性を涵養するための人文科学系科目である。本学部の履修者には特に倫理規範、関係法規等の基礎となる倫理学・法学等の履修が推奨される。外国語科目は、国際的な共同研究等で必要となる英語能力の涵養を目的として設定された科目である。1・2年次の英語科目では、基礎的な読解力および会話能力が培われる。3年次に配当される英語科目では、TOEIC受験、英文マニュアル・医学関連文献の講読のための訓練等に力点を置く。

本学部では、これまでの学生の教育経験を通じて、学生に学修内容あるいは研究内容を多数の聴衆の前で発表させるプレゼンテーションの課題が、学生の能力開発の上できわめて有効であることを経験してきた。多くの人々の前である内容を叙述しなければならない課題は、一般に学生に非常に重い課題として受け取られる。そのような課題を前にしてはじめて学生は自己の理解度の程度を意識することになり、課題の理解への強いインセンティブが与えられる。自分の理解に基づいてさらに他者にこれをいかに伝達させるかを意識

する段階に達すると、学生は他者の靴の位置に自分を置いてみる、他者の立場にたって理解をシミュレーションしてみるというコミュニケーションの基本的スキルの必要を感じるようになる。入学者の一定の割合において、いわゆる「ひきこもり」あるいは対人関係、社会性の能力の未発達に伴う障がい、基礎学力欠如をはじめとする多くの問題の基礎をなしていることが見られる。このような学生の能力開発において、プレゼンテーションの訓練は大変重くかつ重要な課題となる。

また、大学の建学の精神に示された「国際交流」の課題達成の一環として、英語によるコミュニケーション能力のための教育に注力し、学生の短期留学・ホームステイを行い、英語しか話さない環境の中で生活し、留学期間中に医療関連施設見学を行い、現地で医療技術者の業務内容について学ぶプログラムを実行してきた。さらに2006(平成18)年度より本学主催の桐蔭医用工学国際シンポジウムを開催し、著名な海外研究者を招致し、英語によるプレゼンテーション、ディスカッションをネイティブスピーカーの前で行い、国際的なコミュニケーション能力育成の場としている。なお、このシンポジウムには本学のみではなく、東京工業大学の大学院生・学部生も多数参加している。実施に際しては、発表者は英語の上位クラスの学生におき、英語科担任教員との緊密な連絡において実施し、さらに学生の夏期の米国ホームステイプログラムおよび自立学習支援プログラムともリンクさせている。

専門科目群は、工学基礎科目、実験系科目、専門科目、資格科目、研究関連科目、発展科目によって構成される。工学基礎科目は、工学と科学を学ぶために必須となる数学・物理学・化学および生物学の基礎科目である。1年次前期に配当される「工学へのステップ」では、これら基礎科目の体系について概説される。1年次の「フレッシュマンセミナー」では、主に専門分野への動機付けを意図した内容が扱われる。その他の科目は医用工学の基礎となる物理学および数理系科目であり、それぞれ関連する専門科目の開講年次を考慮して配当される。実験系科目「工学ワークショップ」「工学ワークショップ」は医用工学部共通の1年次必修科目である。物理学・化学・生物学の基礎知識と基本的な実験技術、データの取り扱い等について講義と実験を通じて学ぶ。2・3年次の専門科目において、必修の実験系科目の比重はきわめて大きく、履修者は与えられたすべての課題に対してレポートを提出しなければならない。2・3年次の「プロジェクト研究」から「プロジェクト研究」は、学生が自主的に目標を定め、授業時間以外の時間に自主的に研究することを推奨して設けた実験系科目である。専門科目は中核的医用工学諸分野を扱う科目であり、2年次と3年次に配当される。研究関連科目では、各研究室の研究分野について学ぶ。発展科目は特に能力と意欲のある学生に対し設けられた科目である。早くから英文の教科書や学術文献を講読させる。資格科目は「臨床検査技師」国家試験受験資格要件となる科目であり、修得した単位は卒業要件の単位数に含まれないが、国家試験受験をめざす学生に対しては必修科目である。

2)初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

新入生に対しては、入学時に学力試験を実施し、基礎学力についてのクラス分けを行う。修学必修科目と外国語科目については、徹底した能力別指導を行っている。例えば「数学Ⅰ」のAクラスでは、高等学校レベルの内容の修得に注力する。一方、十分な数学の基礎学力があると判断される学生には、微分・積分を学習するためのクラスが指定される。本学で

は少人数教育の特徴が生かされており、学科担任は学生の初年時の成績について把握することができ、能力別の指導を行うことができる。

本学部では2005(平成17)年度の設立時より入学者の基礎学力のレベル差の問題に直面してきた。すなわち、一部の学生は数学、化学、物理学等を高等学校で事実上履修していないか、あるいはそれに近い状態であるのに対し、他の学生は高等学校で扱われる内容に一定の達成度を持ち、意欲的に学修を進める能力を持っている。この問題の解決策として実施しているのが、インディ・カフェである。このプログラムでは、まず学生の自律的学習のために、学生の居場所を与える。このスペースでは、学生がコーヒーなどを飲みながらくつろいだ環境で、自習をしたり、参考書やインターネットで調べものをしたりすることができる。上級生のインストラクターと担当教員、専門職員が駐在しているので、学生はわからないことをこれらのスタッフに質問することができる。さらに、学生の必要に応じて基礎科目から上級生の専門科目にいたるまでのコースが設置されており、様々な内容のサポートをマンツーマンまたは少人数グループで実施している。英語、数学、物理学、化学、生物学等の基礎科目については、正規授業と連動した補習授業が実施されていて、学生は授業で理解できなかったことを質問でき、演習問題やレポートで提出すべき考察内容まで、スタッフからヒントを得ることができる。インディ・カフェの利用者は、2009(平成21)年度では延べ12,000人を数えるなど、学生の自律的学習支援プログラムとして大きな役割を果たしている。

《資料106》インディ・カフェ通信

<4>工学部

1) 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

本学の教育理念でもある「個の充実」「実務家養成」にのっとり、個性を大切にす少人数制教育により、実験や演習など経験を重視した実務的教育を行っている。たとえば1年次の「フレッシュマンセミナーⅠ」「フレッシュマンセミナーⅡ」では、学科教員一人あたり4~5名の学生を受け持ち、高校から大学への接続のための授業を行っているが、内容は大学ですぐに役立つ実用的な数学に絞り、それを演習中心の個人指導体制で実施している。また、「プロジェクト研究」では、数名の学生からなるプロジェクトチームごとに自分達で設定したテーマに取り組みせ、自分の興味を発展させるとともに、発表会を課してプレゼンテーションの練習をさせるなど実践的な教育を行っている(「プロジェクト研究」は3年次まで続く)。

他の専門科目においても、1クラス20~30名程度の少人数で、講義と演習を織り交ぜながら具体的な内容の授業が行われている。たとえば「コンピュタリテラシ」では、各自のノートパソコンを実際に操作しながら、Unixによる文字通りコンピュタリテラシの教育を行っている。

上記の教育課程を円滑に履修し教育目標を達成するために、具体的には、履修要項に示すようなカリキュラム体系を組んでいる。まず1年次においては基礎教育が行われるが、人文科学、社会科学、外国語、自然科学、保健体育などの一般教育科目に並行して、『専門基本科目』と称して「工学へのステップ」や「コンピュタリテラシ」などの専門科目も1年次前期から登場させ、早い段階で工学的な基礎をしっかりと固めるように考慮していた。

一般教育科目についても、自然科学の数学と物理学は本学科の基礎として学科推奨科目に指定しており、国際化の基盤となる英語についても必ず履修するように強く指導している。『専門基礎科目』の教育内容については、改組時に検討した本学部卒業生のミニマム・リクワイアメントに従い、基礎学力の徹底に重点を置いた内容を提供している。

1年次から専門科目を組み込む理由は、専門に直結した基礎をなるべく早く身に付けさせたいという気持ちの他に、目的意識を持って入学してきた学生に、基礎教育の段階でその興味や目的意識を失わせたくないという理由からであった。そのような考えから、たとえば実験科目である「工学ワークショップ」では、半分は一般物理実験であるが、残り半分は学科テーマとして、電子情報工学科では組み立てパソコン、ロボット工学科では移動ロボット製作などが行われていた。また、「マイコン入門」では、Legoを使った特色のある授業により、プログラミングや制御、メカなどに対する動機付けを狙っていた。

2年次になると、「基礎電気回路」や「情報学の基礎」「情報処理」「運動とメカニズム」のような電子系、情報系、機械系の各専門科目が増える。ただし、2年次までは『専門基本科目』として、各学科で定めた推奨科目は全て選択するように履修指導を行っている。

3年次からは、より専門性の高い『専門発展科目』が始まる。これらは自分の目的や興味に従って選択し、その専門分野についてより深く学ぶことができる。また、『研究関連科目』として開講されている「電子情報 세미나」「ロボット 세미나」および「プレ卒研」では、学生は4~5名ずつ研究室に配属され、各研究室において、卒業研究に向けた専門的な知識や技術が教授される。

4年次では、3年次に配属となった研究室において『卒業研究』に着手し、今までに修得した知識や技術を総合した応用的な研究を行う。また、「コロキウム」「コロキウム」では、卒業研究に関連した様々な指導が行われる。

このように、3年次以降の科目は、進路に関連した興味ある分野を深く学べるよう、かなり専門的な内容を提供しており、技術者として通用できるような教育内容を提供している。《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部 P131, P165

2)初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育、特に一般教育科目の「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「物理Ⅰ」「物理Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」については、高校との接続を考慮した教育内容を心がけている、特に数学や物理の場合、1年程度しか学習してこなかった学生にも対応できるように、入学時に実施される基礎学力確認試験の結果に基づいたクラス編成を行い、理解するまで根気強く教育を行った。2005(平成17)年度の改組当初は、その徹底を図るために、「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「物理Ⅰ」「物理Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を修学必須科目(必修科目)に設定した。その後、英語、物理、数学の順に、順次必修科目から外れ、現在は全て選択科目になっているが、実質的には必修科目に準じる扱いで、全ての学生が履修をした。

また、専門科目の「フレッシュマンセミナー」においては、数人のグループに1名の割合で担当教員(担任)を定め、個別に学習状況を把握したり、随時相談に応じながら、大学スタイルへのスムーズな移行を手助けしている。

なお、特に個別な補習が必要な場合は、「インディ・カフェ」と呼ばれる学習支援組織によって対応も行っている。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

本学部の卒業に必要な必修科目は、基礎教育科目としての「外国語コミュニケーション」(4単位)と、先に示した学部共通専門科目としての21科目(36単位)であるが、各学科においてはその特性に応じてそれぞれ必修科目が定められている。

スポーツ教育学科は、「運動処方論」、「教育課程論」、「教育原理」、「教育心理学」、「機能解剖学」、「教師論」、「教育制度論」、「生活指導論」、「教育相談の基礎」、「栄養学」、「コーチング学」、「学校保健」、「学校安全」、「スポーツと政治」、「総合演習」、「自然活動論(実習を含む)」、「体育科教育法」、「保健科教育法」、「健康教育学」の計19科目(36単位)が必修となっている。

なお、スポーツ教育学科は小学校教諭1種免許状の取得が可能であるが、この場合には卒業要件の124単位に加え、スポーツ教育学科の自由科目として開講されている28科目(54単位)の中から25単位を取得することが必要である。

スポーツテクノロジー学科は、「ネットワークの利用」、「データベースの利用」、「コンピュータと計測」の3科目(6単位)が必修、スポーツ健康政策学科は、「空手」、「文化と政策」、「文化プログラム」、「文化プログラム」、「身体と文化」の5科目(7単位)が必修となっているが、スポーツ国際交流政策コースにあつては、「英語コミュニケーション1-1」、「英語コミュニケーション1-2」(計4単位)が必修として加えられる。

したがって、卒業要件単位に占める各学科の必修・選択の割合は、スポーツ教育学科が、62パーセント：38パーセント、スポーツテクノロジー学科は、37パーセント：63パーセント、スポーツ健康政策学科は44パーセント：54パーセントとなっている。スポーツ教育学科において必修の割合が高くなっているのは、この学科が教員養成に特化した学科であり、教育職員免許法とのかかわりで、必修科目が指定されることによるものである。

カリキュラムにおける必修・選択の配分について、スポーツ教育学科は教員養成を主目的にした学科であることから、教育職員免許法とのかかわりで必修科目が多くなることはやむをえないと考えている。また、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科における専門教育的授業科目の必修単位が、スポーツテクノロジー学科6単位、スポーツ健康政策学科7単位と、割合としては一見少なく見えるが、学科の専門教育に関する開設科目数が少なく、結果的には開設科目のほとんど必修になっているという現状がある。

2011年度以降のカリキュラム改訂について学科ごとに検討が始まっているが、これまでの点検・評価を踏まえ、学科共通の専門科目については学生の主体的学習を重視することに配慮して必修科目を削減する方向で検討が進められている。

2) 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

本学部では、高等学校から大学への接続を有意義に図るため、特に、入学時オリエンテーションを重要視している。そのために、開講から3年間継続して学部独自の「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」を作成し、履修方法、授業・試験・成績評価、免許・資格の取得、有意義な学生生活の過ごし方等について解説を加え、これらについて理解が深められるよう配慮している。本学部が現代の国際化社会に通用する人材を養成するために、英語コミュニケーション能力の向上を重視していることはすでに記したところであるが、この導入をより合理的に展開するため、入学時オリエンテーション2日目に英語のプレイ

スメントテストを実施している。そして、この結果に基づき 8 つのグレードから履修クラスを指定し、習熟度に応じた語学教育が展開できるよう配慮している。また、同日にはパソコンに関する基礎的な学習の機会を設けるとともに、学内のパソコン使用法、図書館の活用法についてのガイダンスを実施している。オリエンテーション 4 日目には、秩序ある集団の維持、および集団生活における安全確保の観点から 90 分の時間を割いて集団行動(集合、整列、人員点呼等)の学習を実施している。さらに、オリエンテーション 5 日目から 7 日目にかけては、大学生活をスムーズにスタートさせること、大人としての自覚を持たせることを目的として 2 泊 3 日の学外宿泊オリエンテーションを実施している。ここでは、2009(平成 21)年度に実施した炊飯活動、長時間の身体活動(50km ウォーク)、ボランティア活動(清掃活動)などを通してクラスや学科、学部の凝集性を高めるとともに、多くの教員と交流が深められるよう配慮している。

なお、本学部では 3 学科とも第 1 学年、第 2 学年を 1 クラス約 20 名で編成し、クラスごとに 2 名(一部は 3 名)の教員を担任として配置している。特に第 1 学年においては、入学直後より毎週所定の時間にクラスミーティングを開催し、個々人が抱える学生生活に関する問題の解決や、学生相互のコミュニケーションを図ることを通して早期に大学生活へ適応できるよう配慮している。また、ここでは一般教養の向上を図る内容を持って指導に当たっているクラスも見られるが、指導内容は各クラス担任に任せられているため展開法はまちまちである。なお、この活動は単位としてはカウントされないため徐々に欠席者が目立ってくるが、そうした者に対しては適宜クラス担任から連絡し出席を促すようにしている。

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

<6>法学研究科

3)専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野の四つの研究分野から幅広い知識を身につけることができるように多様な開講科目を用意している。修士課程、博士後期課程の学生を問わず、研究課題をまとめ、論文として学内の学術誌に発表をする場を提供している。

教員は、それぞれの専門分野で十分な研究業績をあげた者から選ばれており、修士課程、博士後期課程、それぞれのレベルに合わせた指導を行っている。

<7>工学研究科

3)専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

医用工学は高度に専門化している分野であることを鑑み、専任の教員ではフォローできない分野は非常勤講師として専門分野の教授あるいは研究者を招聘して講義を行なっている。また、桐蔭医用工学国際シンポジウムを毎年開催し、招待講演者として 4、5 名の国内外の最先端の研究、教育を行なっている研究者、技術者のプレナリーレクチャーを大学院生に聴講する機会を与えている。

2. 点検・評価

<1>大学全体

大学全体として、初年次教育をはじめ、接続教育の充実はこれまでも課題となっている。各学部においてもこの課題への取組みに重点を置き、成果をあげている。法学部の新しい授業科目の提供、医用工・工学部の修学必修科目の設定と補完教育、スポーツ健康政策学部のネイティブ教員による英語コミュニケーション授業などに成果を認める。一方、問題は学生の意欲を引き出していない部分もあり、特に基礎学力の充実は全学的な課題になっている。以下、各学部および各研究科の点検・評価に詳述する。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

第一に、バイリーガル・コースにおける教育内容の充実である。このコースでは、アメリカ人講師はもとより、日本人教員による授業も基本的にすべて英語で行われ、きわめて高度な教育内容を実現している。第二に、「ジェンダー論」や「グローバル化論」などの新規科目の設置に見られる、時代の要請に対応した授業科目の充実である。第三に、プレイスメントテストによる英語クラスの能力別編成と、「フレッシュマン・ゼミ」ならびに「名著を読む演習」を通じた初年次教育の充実と基礎学力底上げの努力である。そして第四に、「模擬裁判」と「メディアエーション交渉」を挙げておきたい。ロールプレイを通じて法学教育の充実を図ろうとするこれらの体験型授業は、本学部の教育目標に照らして、一定の効果を上げていると思われる。

改善すべき事項

基礎教育の充実、とりわけ外国語教育の更なる充実が今後の大きな改善事項である。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部では、早くから初年時教育を課題として取り組んできた。入学時に学力試験を行い、その結果に基づいて「数学Ⅰ」「物理学Ⅰ」等の修学必修科目、および外国語科目のクラス分けをし、能力別に徹底した少人数教育を行い、基礎学力を徹底する方法はよく定着している。また、学生に自律的な学習の環境を与え、インストラクターによって支援する「インディ・カフェ」は、年間の利用者が12,000名に達し、その支援内容は高校で扱われる内容の補習、専門科目履修の支援、大学院進学のための発展的内容等多岐にわたり、本学部の教育プログラムを補完するシステムとして定着している。

改善すべき事項

本学部では、早くから初年時学生の基礎学力の充実に注力し、能力別の少人数教育、自律的学習支援プログラム等を通じて、成果をあげてきた。しかし、入学者の基礎学力の欠如は著しく、2年次以降の専門科目を履修するためのミニマム・リクワイアメントを一年間で達成することが困難である学生が急増している。高校の数学、理科、英語の補習を主な内容とする初年時教育の方法に抜本的な見直しを迫られているとともに、基礎学力のある学生を受け入れるための入学者選別が重要な課題となっている。

一学期の授業回数が 15 回確保されていないので、15 回確保する必要がある。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

クラス分け編成による数学、物理、英語などの一般教育科目や、ミニマム・リクワイアメントをもとにした 1・2 年次の「専門基礎科目」によって、入学当初、あまり基礎力がなかった学生も、基礎を身に付け、高学年になって伸びるケースも多く、一定の成果があったと思われる。

改善すべき事項

学生の質(基礎学力、関心、意欲など)の変化が激しく、また多様化・個性化しており、少人数教育においても、当初設定したミニマム・リクワイアメントの理解すら難しい学生が増えてきており、教育内容の維持が困難になってきている。

一学期の授業回数が 15 回確保されていないので、15 回確保する必要がある。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

英語コミュニケーションは、学生にとってこれまでとは全く異なる学習形態(ネイティブスピーカーによる)で授業が展開されているため、必然的に英会話能力は向上している。学内でも授業時間以外にも外国人講師と英語で会話する風景が見受けられる。

この授業は外部の企業に委託した授業ではあるが、学生の出席の状況については逐一報告を受けている。そして、中間段階で欠席回数が多い学生については教務委員会からクラス担任に連絡され、クラス担任が出席を促すための指導をするといった適切な方法が展開されている。

現在のところ、入学時オリエンテーションのあり方について特に問題点や改善すべき点は見られない。つまり、学部教員の多くが充実した内容で展開されていると実感している。

「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」の内容については、毎年点検を行い、必要に応じて部分修正を加えるなど、学生にとってより使いやすいものとなるよう配慮している。入学直後から開始されるクラスミーティングについては、単位化されていないため回を重ねるにしたがって欠席する者が特定されてくる。こうした学生が、他の授業にも欠席している傾向があるため、クラスミーティングは学生の動向を把握する良い機会となっている。できれば、この指導形態を一層充実させることが必要であると考えている。

改善すべき事項

本学部の卒業所要総単位数に占める人間形成科目、外国語科目、専門科目の割合については、これまでの授業展開やその成果を踏まえ適切に点検する必要があると考えている。また、基礎教育科目としての人間形成科目は学部共通科目であり、39 科目開講されているものの、学生はこの中から 8 科目、16 単位のみを選択すればよいことになっているため、倫理性を培うための科目の履修がゼロになる状況も想定される。したがって、これまでの学生の履修状況を明らかにするとともに、開講科目のあり方、基礎教育科目としての人間形成科目の中に必修科目を設ける必要性について検討することが重要であるとも考えている。また、選択の自由度が大きいことから、学生のどのような教養がどの程度向上したの

かを一律に評価することも容易でない状況にあり、人間形成科目の開設数、履修のあり方については検討すべき課題がある程度明らかになっている。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

多彩な教授陣を備え、多様な実定法の授業科目を提供できており、選択の幅は豊富である。

改善すべき事項

政治学系を学ぶ留学生の増加に対応した基礎法学分野、なかでも政治学に関連した授業科目の見直しを行い、科目再編成の必要がある。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

桐蔭医用工学国際シンポジウムを毎年開催し、大学院生は全員研究成果を英語で口頭発表あるいはポスター発表することを義務付けている。このことにより、研究を英語でまとめる能力、発表する能力が増している。また、東京工業大学の大学院生、学部生もこのシンポジウムに多数参加し発表するため、本学だけの殻に閉じこもらずに広い視野を養うことが出来ている。

改善すべき事項

外国語の履修指導をより強化、充実することも今後の大きな改善事項である。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

各課程に相応しい教育内容の提供を推進することが大学全体としての発展方策である。法学部学生には国際的視野を身に付けさせること、医用工学部学生には資格取得が将来を開くのであり、スポーツ健康政策学部学生は学年完成前であるが、その成果の確認作業を着実に進めることが将来の発展につながるものである。

<2>法学部

外国語学習への興味と関心を広げるために現在行っている短期海外研修プログラムについて、その有効性を説明し、より参加しやすい環境を構築する。

<3>医用工学部

資格取得を通じたキャリアパス開拓という、学生の目的意識に適う具体的成果を達成することが本学部の基本的課題である。これを達成することによって、本学の教育理念の実現の基礎が築かれる。

<4>工学部

在学生については、一律の基準ではなく、学生個々の能力や特性を見極めて、それに応じた幅広い意味での工学者として世に輩出することをめざす。具体的には、工学部では2011(平成 23)年度からは3年次以上の学生のみになり、全員が研究室に配属になるので、学生一人ひとりについて、研究室の指導教員により個別に就職までの指導を行うことができる。

<5>スポーツ健康政策学部

開講3年目にあって、本学部の教育課程が学部の教育目標をどの程度実現しているのか点検することは必ずしも容易ではないが、各教員が有する様々な情報を集約し、可能な限りその成果を確認するとともに、すでに検討が始められている完成年度である2011(平成23)年度以降のカリキュラム改訂の資料として活かしたい。

スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科については、専門教育に関する選択科目数を増やす。完成年度を待って現在のクラスミーティングのメリットを生かし、これを単位が認定できる授業科目(基礎教育科目)として位置づける。

<6>法学研究科

コース編成のあり方を見直し、留学生に対応した授業科目の編成を模索する。

<7>工学研究科

日頃の研究成果を対外的に発表する能力を育むことである。そのためには桐蔭医用工学国際シンポジウムをより一層活用していく。

4. 根拠資料

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部

《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月

《資料13》平成22年度(2010年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP50-52

《資料106》インディ・カフェ通信

4 - 3 「教育方法」

1 . 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か

<1>大学全体

教育方法および学習指導の適切性については、いずれの学部も授業形態の柱として、少人数教育(演習・実習等)を取り入れて、密度の濃い学習指導を実践している。また、履修登録単位数に上限を設定し、単位の内実を確保することに努めるとともに、GPAの数値結果により登録単位数の調整をはかり、学習意欲を助長する工夫を導入している。そして、主体的参加を促す授業方法は各学部の特色を反映したものになっている。

<2>法学部

1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の教育指導上の特徴は、講義と演習を授業形態の二本の柱としている。とりわけ演習、すなわち少人数教育に重点を置き、それをより有効に活用するために、演習については、前述のように全学年のクラス規模を5名から15名程度になるよう、演習数を設定している。

講義についても、大規模授業の弊害を意識し、かつては履修者が200名を越える必修科目で100名を基準とした分割授業を実施してきたが、授業時間割の設定や教員の授業負担の問題、加えて学部新設に伴う教室確保の困難さから、現在ではこの方式の授業を廃止している。とはいえ、少人数教育を実現する演習を必修科目とすることで教育目標の達成に向けた授業形態のバランスを取っている。

2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学部では、各学期の履修登録単位数の上限を原則24単位に設定している。ただし、想定される以上の学習能力を持つ学生に履修制限を課すことは、妥当性を欠くともいえるので、前学期のGPA優秀者(2.5以上)は次学期の登録数を30単位まで拡充できるという補足規定を設けている。また一部の必修科目を上限の単位計算から除外したり、4年次に対しては上限を設けないなど、導入に際しては柔軟な対応の余地を残している。履修指導については、本学部はこれまでかなり精力的、徹底的にこれに努めてきた。特に法科大学院設置時以降、毎年、履修の内容やルールが変わるといってきわめて煩瑣な事態が生じたため、履修指導はとりわけ徹底的に行われた。こうした綿密な指導が奏功し、目立った混乱なくこの過渡期を乗り切ることができた。その結果、法科大学院設置から5年以上経過した現在では、当初の煩瑣な事態はほぼすべて解消され、全学年を通じての安定的な履修指導が行われている。

本学部では、年度のはじめに必ず履修オリエンテーションを開いて、学年ごとの履修の目安や各学期開講科目の説明をするとともに、履修上の注意を促している。新入生については、4月のはじめの新入生履修オリエンテーションを3日ないし4日かけて行い、徹底した履修指導を行っている。オリエンテーションによる履修指導は、上記の過渡期を経験した

こともあって本学部ではとりわけ重点項目をなしてきた。具体的な対処法として挙げられるのは、履修申告上限の制限である。各学期に定められた履修申告期限に遅れた者は、当該学期の履修申告上限が 12 単位に制限されるのである。

本学はかなり早い時期からインターネットによる履修申告を導入している。当初は、操作に不慣れな学生や不完全な申告のまま放置する学生のこと懸念されたが、1 年次前期における履修申告の指導を徹底することによって、この問題を相当程度まで克服することができた。具体的には、新入生履修オリエンテーションで、学生にインターネット申告の方法を直接実践させる時間を設けており、さらに前期の履修申告期間中に全体指導の時間を今一度設けて、操作に不安な学生の対処にあたってきた。こうした努力の結果、1 年次前期における学生の履修申告は例年ほぼ 100 パーセント無事に行われている。また、コンピュータ操作に比較的抵抗を感じない世代の入学者が増えたこともあって、近年では履修申告期間中の全体指導がもはや不要になってきている。

3) 学生の主体的参加を促す授業方法

本学部では、全学年に演習科目を設置することによって、制度的に対話を軸とする授業方法を取り入れ、学生の主体的参加を促しているが、それだけでなく、「模擬裁判」のように、授業への学生の主体的参加を促す体験型授業も存在する。また学生の授業改善に向けた意見反映システムを活用することで、学生の主体的参加を促している。

<3> 医用工学部

1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の教育の中心は実験と実習である。実験に先立って、内容に関する講義が行われるのが原則である。しかし、必ずしも現在のカリキュラム上、実習内容に先立って座学による講義で実習内容を扱うことのできない場合も多い。その場合は、春期休業期あるいは夏期休業期に課題を出して予習をさせている。一部の内容については、特別講義の形で補習をしている。学生は実験にあたって、実習書を予習し、実験プロトコルを実験ノートにまとめておくことが義務づけられ、実験実施前に教員によるチェックをうける。実習においては、国家試験受験準備につながる課題が行われる場合も多いが、試験問題の内容に対して、クリティカルシンキングの訓練がなされる。

英語による授業はネイティブスピーカーによる英語コミュニケーションの講義を各学期に用意しているが、専門科目についてはいまだ実施していない。

2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学部では、授業を受ける科目の予習復習に十分な時間を割り、それぞれの授業科目の修得を充実したものとするために、履修申告単位数の制限を設けている。各学期の申告科目の合計単位数は 24 単位を上限とする。ただし、前の学期の修得単位数が 20 単位以上、かつ GPA について 2.5 以上の成績をおさめた学生については、履修申告単位数の上限ははずされる。また、上限 24 単位に組み入れない科目もある。

履修科目の選択については、各学期の最初に履修オリエンテーションを実施しており、教務委員その他、担任を含む授業担当者が参加してガイダンスを実施している。特に新入生の履修オリエンテーションにおいては、学科の担任教員による個人面談を実施して、履修上の質問への対応に加え、生活上、学習上の問題点の把握と指導を心がけている。また、

成績不良学生については担任との面談、父母を交えての三者面談などを実施し、修学意識の向上と問題点の解決を図っている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P11

3)学生の主体的参加を促す授業方法

授業では予習・復習の必要が徹底される。特に、専門科目では毎回の小テストやレポート提出を義務づける科目が多い。

授業改善に向けた学生の意見反映システムはすでに確立しており、授業の最終日に、無記名による授業のアンケート調査が行われる。アンケートはマークシート方式によって行われ、結果は集計されて、FDのための資料として提出される。

<4>工学部

1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

教育目標を達成するために、講義のほか、演習、実技、実験の授業形態を取り入れている。講義科目においては、90 分の授業時間のなかで学生が興味を持って授業を受けたり、考える習慣をつけさせたりするように各教員工夫を凝らしている。特に「工学ワークショップ」は、講義と実験を組み合わせた科目として、改組前から 10 年以上にわたり実施された。なお、英語の授業以外に英語で開講されている科目はない。

2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修する科目の予習・復習に充分時間を割いて単位を修得するためには、履修科目数を絞ることが必要なため、2000(平成 12)年度から各学期の履修申告単位数の上限を 24 単位とした。ただし、勉学意欲があり成績優秀な学生に対してはその意欲を殺ぐことがないように、前学期の修得単位数 20 単位以上かつ GPA2.5 以上の学生は、この上限の拘束を受けないこととした。また、実験・実技などは上限単位に含めない措置をとっている。

履修指導は主として前期および後期のオリエンテーション期間中に行われている。オリエンテーションでは、教務委員による履修に関する説明や履修モデルの配布のほか、主な授業科目における履修上の注意点などが周知される。また、担任による成績配布および成績不良者に対する個人面談を実施し、履修指導等が行われる。履修指導の結果は「成績不良者の措置に関する報告」として集約され、学生個人の指導履歴として保存されると共に、学科としての学生の状況の把握や、今後の学科運営の統計データとして利用される。

担任は、学年に 2 名割り振られるが、それとは別に、1・2 年次は「フレッシュマンセミナー」担当教員、3・4 年次は配属研究室の指導教員が実質的な担任を兼ねており、学生個々の状況に応じてきめの細かい履修指導を行っている。この実質担任による指導は、オリエンテーション以外でも日常的に行われている。また、成績不良者に通知される「注意・警告」に該当する者については三者面談を行っている。

卒業要件単位数を大幅に上回り、成績が優秀な場合は早期卒業の対応を検討する。

《資料 12》注意・警告者一覧

3)学生の主体的参加を促す授業方法

学生の予習・復習等の主体的な授業参加を促す授業方法としては、従来実験科目等でレポートを課したり、講義においては宿題や課題を示すなど、予習・復習を促している。また一部の情報系の科目においては、e-ラーニングシステムを取り入れ、自宅等から課題を

提出することが可能になっており、予習・復習に役立てられている。

授業改善については、授業アンケートが実施されている。

<5>スポーツ健康政策学部

1)教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学部の授業形態は、講義、演習、実習、実技に分けられる。もっとも多いのは講義形式である。

講義科目について、学部共通の専門必修科目は原則として学科単位で授業が展開されている。しかしながら、非常勤講師、あるいは専任教員が担当する一部の授業については、3学科を1クラスとした300人規模の授業も展開されている。2010(平成22)年度における300人規模の必修講義授業は9科目、100~200人規模は3科目であり、その他の必修講義科目はそれ以下の規模で授業が展開されている。なお、講義で使用されるすべての教室には、多様なメディアを活用した授業が展開できるような設備が整備されている。マルチメディアの授業への導入については、全科目のうち25パーセント程度の科目において何らかの形で導入されている。講義科目については、パワーポイントによる説明のほか、映像や図解による理解の促進などが特に大人数の授業において多く取り入れられている。実技科目においても、指導者の養成につなげるという目的から、学生のフォームをビデオで撮影し、動作分析するなどマルチメディアを部分的に活用している。こうした授業展開を支える設備として、教室に常備されているもの以外に、ビデオカメラ5台、ポータブル型OHC2台、可動式プロジェクタ3台程度が準備されている。

また、2010(平成22)年度より始まった3年次の専門演習については、2年次からゼミ選択の作業を開始し、選択に当たっての面接などにより各ゼミとも10名前後で押さえられるよう努めた。専門演習の少人数体制は、1、2年次のクラス担任制において2名の教員が1クラス20名程度の学生を受け持つという責任体制を引き継ぐもので、教室だけではなく日ごろからの研究室における学びの時間を確保し、充実した指導を実現しようとするものである。

実習科目は、事前学習・実習・事後指導等の組み合わせにより構成され、社会の現場や海外における体験を重視して活動を展開している。実習科目は特に、事前・事後の指導にきめ細やかな対応が必要とされるため、ここでは個人指導の時間も多く取りながら、実習に送り出せるかどうかを判断するという責任体制をとっており、できるだけ学外の実習先や現場に負担を掛けないよう配慮している。また、サービス・ラーニング等の実習については、教員が分担して巡回指導に当たり実習の充実が図られるよう努めている。国際コミュニケーション実習では、現地(現在のところ、韓国、ニュージーランド、中国)までの引率をワーキンググループの教員が分担して行っている。

なお、小学校教員養成にかかわる実習科目である概論科目の一部および実習を含む講義科目などでは、初期の段階から学生に実物を扱わせながら学ばせるという工夫がされており、「理科概論」や「図画工作概論」においては実習作業を含めた授業が展開されている。

体育の実技科目は、種目によって異なるが、基本的には1クラスが50~60名を超えないよう編成し、これを超える場合には抽選などにより履修を制限することがある。例えば、「テニス」の場合は、1クラス20名として6クラスを展開し、「ラグビー」は1クラス20~30

名程度で3クラス、「バドミントン」は1クラス40名程度で3クラス、「ソフトボール・野球」は1クラス50名程度で6クラスを展開し、「ダンス」3クラスはそれぞれ抽選により40～60名程度に受講生を制限した。

2)履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

学生が、卒業要件である124単位の履修、指定科目の履修等を踏まえた計画的な学習ができるよう、各学年で履修登録上の上限を設定している。第1学年から第3学年まで、前期、後期ともに履修登録できる単位数は24単位までとなっている。ただし、累積GPAが3.0以上の者は、30単位まで登録することができる。第4学年については制限を設けていない。なお、集中講義科目、実習・実技科目で半期あたりの単位数が1単位の科目、演習科目等、登録制限の対象にならない科目もあるが、そのことについては「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に示されている。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月PP21-37

3)学生の主体的参加を促す授業方法

学生の主体的参加を促すための授業方法は各教員に任されている。しかしながら、それを促す制度として、本学部では、2年次が修了するまでに修得した卒業要件単位数が48単位未満の場合、3年次に進級できないことになっている。したがって、3年次に配当されている開講科目を履修できなくなる。ただし、留年した年の前期に修得した卒業要件単位数が72単位に達した場合は、3年次開講科目が履修できるという救済措置も設けられている。また、次のセメスターに進む際、修得した卒業要件単位数が一定の基準を満たさない場合は、保証人宛に「警告」または「注意」の文書が送付されることになっている。このことは、学生に配布される「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に明示されている。

「警告」および「注意」に該当する学生は、当該時期の教授会において報告される。第1学年、第2学年の「警告」や「注意」に該当しそうな学生について、クラス担任はクラスミーティングへの出席状況やその際に他の学生から収集する情報によって事前におよそ知りえており、指導も行っている。しかしながら、2008(平成20)年度、および2009(平成21)年度の「注意」、「警告」の学生数は、資料のとおりである。

学生が主体的に授業に臨むことができるようにするために、履修指導は、第1学年については、入学時オリエンテーション時と9月に、教務委員会の教員が行なっている。第2年学、第3学年の学生に対しては、各学年とも学部共通(3学科合同)で、前期は4月上旬に、後期は9月上旬に実施している。なお、履修指導の際に、成績表が各自に配布されるので、履修に関する詳細な指導は、それに合わせたクラスミーティングやゼミを通じて担当教員によって展開される。履修登録はすべてWeb上で行なっており、学生が明らかな履修登録ミスをしたり、積極的にクラス担任や教務委員に相談に来なければ、オリエンテーション時に指導を受けることになる。

本学部においては、第2学年終了時に48単位を修得していない場合留年となる。こうした留年者に対する履修指導については、学部教務委員会の教員が分担して個別に対応している。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月PP33-34

《資料122》注意・警告者数一覧

<6>法学研究科

1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科では、大学の早期卒業生の受入れをはじめ、定年退職後に入学してくる者、有職社会人、さまざまな国籍の留学生など極めて多様な学生が学んでいる。それぞれの生活状況に応じて各教員の判断で授業や論文作成の指導をフレキシブルに行っている。

英語による授業については、全面英語の授業というよりも、各授業の一部を英語で補うことが、学生の語学力に対応して行われている。

2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修科目登録の上限設定はない。研究科専攻長および教務委員による入学当初の履修指導において、修了要件についてのガイダンスを行うほか、各指導教員も、研究目標に従った履修指導を行う。制度的には、指導教員は、担当する個々の学生の成績表を学期ごとに学生に手渡し、担当学生の履修手続きにおいても指導教員が承諾しなければならないように設計しており、指導に万全を期している。

3) 学生の主体的参加を促す授業方法

多くの授業がマンツーマンに近いため、次回までの課題や中間報告の日程など、常時話し合いながら進めている。

4) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

入学試験実施の段階から、詳細な研究計画書を提出させ、複数の教員が、問題点を問いただし、研究計画を練っている。修士論文については、担当指導教員の承認を経て、9月に論文タイトルを教務課で登録することとし、この段階で内容構想が固まっているよう指導している。

<7>工学研究科

1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科では、数名程度から多くても10名程度の専門性を重視した授業となるため、ほとんどが対面の講義となる。授業では、ビデオ、パワーポイントなどのビジュアルを生かした講義方法を積極的に取り入れている。その内容には、最新の学術雑誌に投稿された論文の輪読や教授陣の最新研究成果の発表も含まれている。

英語の授業では、ネイティブスピーカーによる「英語プレゼンテーション」や「技術英語特論」があり、その他専門科目でも英語の教材を用いている。特筆すべきは、英語の授業を補うものとして桐蔭医用工学国際シンポジウムを毎年開催し、海外の研究者、技術者の英語による講演を聴講し、すべての大学院生が英語で研究発表することを義務付けている。

2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

各学期の初めにオリエンテーションを開催し担当教員が履修指導、学習指導を行っている。さらに各指導教員が大学院生の履修状況を確認し、捺印する制度をとっている。また、指導教員は、担当する個々の大学院生の成績表を学期ごとに手渡すことにより履修状況を把握している。

3) 学生の主体的参加を促す授業方法

もともと少人数の授業であるため、ほとんどの場合、大学院生と対面の授業となり、理

解度に合わせた授業を展開している。

4) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

修士課程においては、指導教員による「特別実験」「特別演習」「特別研究」が必修として課せられている。「特別実験」の内容は、実験系の専門分野ではそれぞれの研究分野にとって必須の実験・実習技術の修得、情報系の専門分野では計算機に関するスキルの修得であり、「特別演習」は関連分野の学術論文の講読・紹介、具体的研究方法の修得、問題解決のための構想発表と討論などを含んでいる。そして、「特別研究」は各自のテーマについての研究、結果の集約と検討、修士論文作成、成果発表(プレゼンテーション)へのトレーニングである。一方、博士後期課程では、もっぱら「特別演習」と「特別研究」(博士論文へ向けての研究)が中心となる。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか

<1>大学全体

シラバスについては、前回の認証評価を契機に内容を一新し、全授業科目共通の項目を設定した。全科目につき「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等について作成している。なお、医療技術者養成に必要な科目については、厚生労働省の基準に準じてシラバスを設定している。シラバス作成の手順は、各学部等で次年度カリキュラムの決定が行われた後に、学務部から予定された授業担当教員にシラバス作成を依頼し、取りまとめ、Web上で閲覧できるようにしている。

シラバスと授業内容の整合性については、授業の最終回に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目がある。これによって、各教員は、自分の担当授業の内容とシラバスについて検証することができる。

学生のシラバス利用が課題となっている学部もあり、シラバスの形式面からその利用面に課題がでている。もっとも、形式面でも進展があり、2011(平成 23)年度からシラバスの公開に踏み切る。

<2>法学部

1) シラバスの作成と内容の充実

シラバスについては、全科目につき「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等について作成している。シラバスの形式的な基本要件は満たしている例が多い。

2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

前回の認証評価申請時には、内容・体裁など利用に適したシラバスを工夫するよう「助言」を受けたが、これについては、まず冊子形態から CD-ROM 化を経て、現在は Web 上で閲覧できるように対処した。次に、学期初頭のオリエンテーションを通じて、シラバスにある履修上の注意を十分に理解した上で履修するよう、学生に指導している。また教員に対しては、1年次の「フレッシュマン・ゼミ」を中心に、授業でシラバスの利用方法とその説明を徹底するよう周知している。シラバスの記載内容が履行されたかどうかは、学生の授

業アンケートに当該チェック項目があり、教員は自己点検だけでなく、アンケート結果を通じても確認できるようになっている。

<3>医用工学部

1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスにおいて、「履修条件(学生への要望)」を明確化している。医療技術者養成に必要な科目については、厚生労働省の基準に準じてシラバスを設定しており、講義内容はシラバスに沿って実施している。ただし、教育方法については、担当する教員により毎年見直しが行われ、学科の教育目標に沿って学生の理解度に合わせて教育方法は修正されている。

「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「授業計画」はシラバス中に記載されているので、学生は予習をすることが可能である。

《資料 15》シラバスネット

2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業はシラバスに沿って行われることとなっており、特定の開講日の授業内容について、シラバスで確認できることになっているので、受講生はシラバスを通じて授業の内容を予習することができる。授業の最終回に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目があり、シラバスに沿った授業が行われるべきことについて、教員はアンケート結果によって検証することができる。授業の進行にともなって、当初の授業進行に変更が生じる場合も多いが、補講期間あるいは土曜日などに補講を行うなどにより弾力的な授業を展開している。

<4>工学部

1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは毎年度作成され、2000(平成 12)年度からは各年度はじめに CD で配布されていたが、2010(平成 22)年度からは CD 配布を廃し、Web 上で閲覧できるようにした。

このページは履修申告用の Web ページと同じサーバで管理され、学生は履修申告時に直ちにその科目のシラバスを閲覧できるように配慮されている。

教員におけるシラバスの作成も基本的にインターネット経由で行われるが、書式が決まっており、「本科目のねらい」「教科書」「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「履修条件(学生への要望)」「授業計画」等が明示されている。

《資料 15》シラバスネット

2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業は、シラバスに沿って行うことになっており、授業の最後に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目もある。

シラバスの授業計画は授業の回ごとに記述されており、また授業は基本的にテキストを使用するので、予習できる状態である。ただし、授業の進行状況に応じ、授業計画からずれることもあるので、授業の最後には、次回の予告を行うなどの配慮をしている教員が多い。

<5>スポーツ健康政策学部

1)シラバスの作成と内容の充実

本学部のシラバスは、他学部と共通の様式を用いて作成されている。シラバスには、「本科目のねらい」をはじめ、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」などの項目が記載されている。2008(平成 20)年度(開講年度)は冊子として配布、2009(平成 21)年度は、1 年次生には冊子、2 年次生には CD で配布、2010(平成 22)年度は 1 年次生にのみ冊子で配布し、他の学年は Web サイト上で示されたものを閲覧するシステムにした。なお、本学部のシラバスは現在学外には公開されていない。

2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法とシラバスの整合性を把握する方法としては、現在のところ学生による授業アンケート結果、及び担当教員の実感による方法しか有していない。

<6>法学研究科

1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、全教員に義務づけている。「本科目のねらい」を数百字でまとめたうえ、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」等の欄を設けて記入し、学生便覧と履修要項をまとめた冊子に印刷し全大学院生に毎年配布している。

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項 PP50-146

2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

国籍、実務家歴、年齢など、極めて多様な学生が対象であるため、学生数が少ないことを利して、柔軟に内容を変化させている。

<7>工学研究科

1)シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、全科目に義務づけている。「本科目のねらい」、「教科書」、「参考文献」、「成績評価の方法と基準(必須項目)」、「履修条件(学生への要望)」、「授業計画」等を履修要項に記載し、大学院生に毎年配布している。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 PP47-125

2)授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスに基づいて授業を行っているが、経歴において極めて多様な学生が対象であり、学生数が少ないことを利して、柔軟に内容を変化させている。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか

<1>大学全体

成績評価と単位認定については、大学全体として授業の充実の成果が反映されるところであるとの認識のもとに、厳格にかつ最善の注意をもってあたっている。成績評価の基準はシラバスに明示する。厳格な成績評価については、学部ごとに微妙な違いがある。医用

工学部の場合、資格試験に直結する課題であるとして取り組み、法学部の場合、成績不良学生の増加に対応した検討が求められている。大学院については、マンツーマン授業についての成績評価の在り方について不透明な部分もあるが、修士論文審査のように、複数教員が担当する場合、厳格な評価が行われている。なお、全学的に成績評価は従来型の修得単位(合格・不合格の二分法)だけでなく、GPAによる評価も実施している。

<2>法学部

1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

厳格な成績評価に関しては、適切に機能している。

本学部の成績評価は、S,A,B,C,Dによる合格不合格評価(Dが不合格でそれ以外は合格)とGPAによる評価の二つを採用している。成績評価は、各学期末の定期試験の他に随時試験、平素の成績、レポートなどに基づいている。定期試験の受験資格は「出席が良好な者」であり、単位の実質化をここに担保している。また各授業担当者は、シラバスにおいて科目ごとの成績評価の方法や基準を明示しなければならない。

厳格な成績評価を行うためには、まず、授業時間の確保が前提でなければならない。また、試験内容の充実や平常点を組み入れることもその前提である。本学部では、教員が学会などで講義を欠く場合は、補講期間に補講を行うことが義務づけられている。また、一方通行的な授業で一回限りの試験を行い、平常の出席状況や学習状況を配慮することなく学期末のレポートだけで成績評価を行う等の方法で成績評価をすることは許されない。そこで、ホームページを通じた複数回のレポートテーマの設定、複数回の中間的試験の実施、インターネット掲示板を利用した学習内容についての質疑応答などを行い、それを成績評価の要素としている総合する試みが多く、多くの教科で行われている。ただし、このような取り組みが全教科を網羅するという状況には至っていない。

成績評価に際しては、A、B等を大まかに付けるのではなく、100点満点での点数表記が義務づけられており、印象で成績評価するのではなく、明確な根拠に基づく具体的な評価が行われている。

成績評価に関する課題は、近年成績不良学生の割合が増加傾向にある点である。その原因を学生の基礎学力不足に求める立場があるが、もしそれが正しいならば、従来までの成績評価基準を維持した場合、成績不良者や卒業留年者を多数生み出してしまう可能性がある。とはいえ、成績評価基準を下げれば、今度は卒業時の学生の質を確保できないというジレンマに陥る。この問題については現在、教務委員会で情報収集と継続的な審議を行っている。

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

本学部の単位制度については、原則として履修申告を行った授業科目についての出席を基本とし、定期試験、追試験、再試験、科目ごとの臨時試験を行うことを単位認定の原則とする。ただし授業外の学習成果を単位認定の重要な要素とすることを学部の共通の認識としており、大半の授業科目についてレポートの提出が要求されている。

なお、本学部では検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他教務委員会が認めたプログラムに対する単位認定を行っている。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP19-21

3)既修得単位認定の適切性

本学部における既修得単位認定については、文部科学省の定める範囲内で、入学前入学後にかかわらず大学等の修得単位 60 単位(一般教育科目、専門教育科目の順に)までを卒業要件単位として認定している。

本学部が実施している単位互換には、放送大学と横浜市内大学間単位互換制度がある。放送大学で修得できる単位数は 28 単位を上限とし、履修した単位は一般教育科目として認定されている。履修できる科目については、2002(平成 14)年度から大幅に選択の可能性を拡げて、大半の一般教育科目が指定科目になった。これによって履修科目の自由度はかなり高まった。

意欲ある学生に幅広い科目を用意し、履修の便宜を図ることを目的に 2002(平成 14)年度から始まった横浜市内大学間単位互換制度は、すでに 5 年以上の運用期間が経過しており、本学の単位互換制度として定着している。互換先大学との学期制や成績評価方法の違い、また 4 年次生の卒業判定の問題などを考慮して、本学ではこの単位互換制度の実施要領を以下のように策定している。第一に、本学の 1 年次生には互換を認めず、本学のカリキュラムでの履修に専念させること。第二に、本学の 4 年次生は原則として他大学の科目履修を認めないが、卒業単位をすでに修得済みの場合は認めること。第三に、成績評価は本学の基準に換算して表示すること。第四に、単位互換希望者については事前の履修指導を教務担当者が行い、無理のない履修であるかどうかを確かめること。修得した単位は、一般教育科目として卒業要件単位に認定されている。制度運用に際してのトラブルは、これまでのところ一度も発生していない。

<3>医用工学部

1)厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

成績評価の基準については、科目の性質によって異なっている。最も厳しい評価基準が適用されているのは、実験・実習科目である。実験・実習科目の履修については、各実習項目への出席が基本であり、一回でも欠席のある場合は単位を修得することができない。実験・実習科目では、病気等やむを得ない理由で欠席する学生のために、主に夏期休業期間中に補講のための時間を設け、欠席した実習項目について再実習することができるように配慮している。しかし、原則として複数回欠席した項目について再実習をすることはできない。すなわち、複数の項目を欠席した学生は実験・実習科目を修得することができず、次年度に再履修をする必要が生じる。多くの場合再履修においては、すでに出席してレポートを提出し、合格した項目についての実習は免除される。実験・実習科目での成績評価は、予習項目についてのノートの検閲、実習レポートについての評価による。

講義についての成績評価は主に定期試験による。これに出席状況と課題提出についての評価が加味される。評点は 100 点満点をもって評価され、60 点を合格とする。S,A,B,C,D 評点に基づいて GPA への換算がなされる。これらの評価基準については、履修要項およびシラバスを通じて周知が図られている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP16-17

2)単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

本学部でも検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他履修

要項に定めたプログラムに対する単位認定を行っている。

授業外学習については、本学部ではプロジェクト研究という名前で単位化されている。プロジェクト研究では、構想発表、中間発表、最終発表およびレポートの提出が一人ひとり求められ、適切に単位認定を行っている。

3)既修得単位認定の適切性

本学部における既修得単位認定については、文部科学省の定める範囲内で、入学前入学後にかかわらず大学等の修得単位 60 単位までを卒業要件単位として認定している。

横浜市内の大学間で単位互換の協定を結び、適切に運用されているが、利用している学生はほとんど居ない。また、放送大学の単位や英語・体育実技、医用工学および工学に関する検定・資格なども履修要項の規定に従って単位認定される。他大学からの転入学の場合には授業科目名や単位数、該当大学などの履修要項、学生本人からの情報を元に教務担当教員が単位認定するかどうか個別に判断している。

いずれの場合にも、各学科の教務担当者が確認した後、学科会議での承認を経て単位認定を行っている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P18

<4>工学部

1)厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

各授業科目の成績評価は、その科目の担当教員に完全に委ねられているが、各担当教員は、シラバス等に明示した成績評価の方法・基準に従い、学期末試験の他に、授業時間内の随時試験、出席点や平素の成績、レポートなどに基づいて厳格な成績評価を行っている。教員が教務課に報告する成績評価は、100 点満点で記載され、60 点以上が合格、60 点未満が不合格になる。

学生に対しては素点ではなく S(90 点以上)、A(80 点～89 点)、B(70 点～79 点)、C(60 点～69 点)、D(60 点未満、不合格)の 5 段階評価と、この 5 段階評価を点数化(S=4 点、A=3 点、B=2 点、C=1 点、D=0 点)した GPA の 2 種類の成績が示される。

2000(平成 12)年度から導入された GPA は、修得単位数だけに重点を置くのではなく、毎学期の成績の変動を学生が自己管理する目安として利用されている。

成績評価へのクレームは、教務課あるいは担当の教員が受け付け、教員は、報告した成績に誤りがないかチェックし、誤りがあれば成績訂正の手続きをとり、誤りがなければ、当該学生にその成績の根拠を説明することになるはずである。

本学部では、退学等の勧告は、在籍年限の 6 年間で卒業できないことが明らかになった際に担任等が行い、いわゆるキックアウト制は採用していない。ただし、前述のように注意・警告によって成績不良者を事前に把握しており、退学に至る前に指導を行うことで、極力退学者を減らす努力を行っている。

本学部では、放送大学の単位認定(上限 28 単位)、横浜市内大学間単位互換協定(平成 13 年 1 月 10 日)による単位認定(一般教育科目として認定)、英検、TOEFL^Rならびに TOEIC^Rの成績による英語の単位認定(上限 8 単位)、スポーツに関する資格や実績による体育実技の単位認定(上限 2 単位)、基本情報技術者試験、各種無線技士をはじめとする工学部にふさわしい国家資格、公的資格、民間資格の単位認定を行っており、それらは履修要項に明示し

ている。

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP192-202

《資料 15》シラバスネット

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

学生には、予習・復習時間を含めた 1 単位の意味については、オリエンテーション等において説明を行い、授業時間の確保(休講の場合は補講を行うなど)にも努めている。また、ほとんどの授業は出席を取り、出席率を評価している。

授業外学習については、本学部ではプロジェクト研究という名前で単位化されている。プロジェクト研究では、構想発表、中間発表、最終発表およびレポートの提出が一人ひとり求められ、適切に単位認定を行っている。

3) 既修得単位認定の適切性

転入学等の学生に対し、60 単位を上限に単位認定を行っているが、その場合、授業科目名や単位数、本人からの情報をもとに、教務担当者が単位認定するかどうか判断している。

単位互換については、横浜市内の大学間で単位互換の協定を結び、適切に運用されている。現在本学部では、4 科目を対象にしているが、最近では、他大学への受講も、他大学からの受講も殆どないのが実情である。

《資料 120》大学データ集表 6

<5>スポーツ健康政策学部

1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

成績評価は、前期・後期にそれぞれ一定の期間を定めて行う定期試験、または授業担当教員が必要に応じて授業時間内に行なう臨時試験、およびレポート等によって行われている。実技科目の試験については、前期・後期の最終または最終に近い数時間の授業の中で行なわれている。評価の方法・評価基準は各教員に一任されており、定期試験やレポート、実技試験等を通して教育効果が最終的に成績評価として表される。

各授業の成績評価の方法および基準については、各授業科目のシラバスに明示されており、それに従って成績評価が行なわれている。

《資料 15》シラバスネット

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

成績評価に係わる定期試験の受験資格は、a. 受験する科目の履修申告をしていること、b. 出席回数が授業回数の 3 分の 2 以上あること(ただし、外国語コミュニケーション科目は 4 分の 3 以上)、c. 当該学期の学費、及びその他の納付金を滞納していないこと、という条件が定められている。

各授業科目の採点は 100 点満点で行われ、成績評価は S(90 点以上)、A(89~80)、B(79~70)、C(69~60)、D(60 点未満)の 5 段階で成績表に表示される。D は不合格で単位未修得となる。このことは、「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に記載されている。最終的に成績評価として表される S、A、B、C、D という評定を与える権限は科目担当教員にある。

なお、病気(診断書のあるもの)、不慮の事故・災害(事故証明があるもの)、2 親等までの親族の死亡、就職試験、その他やむをえない理由により定期試験が受験できなかった者について、授業担当教員が適当と認めた場合は追試験を行なうことがある。さらに、定期試

験または追試験で不合格になった学生に対して、授業担当教員が特に必要と認めた場合は再試験を行なえることになっている。追試験および再試験は共に受験料(1科目につき2000円)が必要である。

また、個々の学生の学習成果を統一的に把握するために本学部ではGPA方式を採用している。GPAは $(GP \times \text{単位数})$ の総和 \div 単位数の総和で計算される。この計算式で用いるGPは、Sが4、Aが3、Bが2、Cが1、Dが0である。なお、GPAは学内奨学金(各学年、各学科上位2名ずつで、次期semesterにおける授業料免除)の選考に活用されている。

個人の成績評価について質問のある場合は、教務課に準備されている成績照会表を提出し、教務課から担当教員にその文書が送られ、問い合わせには教員が文書で応じるという方法を取っている。この方法の周知については、クラス担任、ゼミ担当教員から学期ごとの成績表が配布される際に学生に伝達している。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック2010年4月P44

3) 既修得単位認定の適切性

本学部は、開講間もないこともあって国内外の大学等との間で独自に単位互換を行っていない。大学としては、横浜市内大学間単位互換協定に加盟しており、事前に教務課に申し出ることによってこの互換協定参加大学での開講科目を履修することもできるが、本学部においては、この単位互換制度により修得した単位を卒業要件単位として認めることはしていない。この制度の取り扱いについては、完成年度である2011(平成23)を待って検討したいと考えている。

<6>法学研究科

1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

修士課程、博士後期課程ともに、授業科目の単位については、試験または、学生の研究報告により評価している。

成績評価に対するクレームは、明文の規程はないが、担当教員で直接解決しない場合は、専攻長が対応している。

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

教員は学生に対してマンツーマンに近い授業形態となっているため、出席状況に加え、学習成果も厳密に評価できる。

3) 既修得単位認定の適切性

他大学の大学院での履修が可能であり、その場合は単位認定される。認定単位の上限は10単位としている。具体的には、神奈川県大学院学術交流協定を結び、他大学院での履修が行われている。

<7>工学研究科

1) 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

本研究科の成績評価は、A,B,C,Dによる合格不合格評価(Dが不合格でそれ以外は合格)を採用している。成績評価は、各学期末の定期試験の他に随時試験、平素の成績、レポートなどに基づいている。また、各授業担当者は、シラバスにおいて科目ごとの成績評価の方法や基準を明示している。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 P48

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

教員は学生に対してマンツーマンに近い授業形態となっているため、出席状況に加え、学習意欲も成果も厳密に評価できる。

3) 既修得単位認定の適切性

他大学の大学院での履修が可能であり、その場合は単位認定される。認定単位の上限は 10 単位としている。具体的には、「神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定校」の協定を結び、他大学院での履修が行われている。

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項 P10

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

<1>大学全体

教育成果の定期的な検証等については、授業アンケートを実施し各学部の集計結果を学部長および各授業の集計結果を担当教員に配布し、成績との照応ができるようにしている。なお、2010(平成 22)年度は授業アンケートを実施していない。また、ファカルティ・デベロップメント(FD)への取組みについては、各学部の教育内容や方法の特性に応じて行っている。法学部の授業見学会はすでに 5 年にわたり実施されている。

<2>法学部

1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な試みとして、本学部で実施されているファカルティ・デベロップメント(FD)には、教員相互による授業見学会および学生による授業アンケートがある。

FD への取組みは、本学では 1998(平成 10)年 10 月の大学審議会答申以前からその必要性を察知し、様々な形で実施してきた。FD なる名称を掲げての実施は 1998(平成 10)年 6 月以降である。前回の評価申請時には FD を活性化するよう「助言」されたが、改善報告書にも記したように、近年本学部では 1 年次の「フレッシュマン・ゼミ」担当者に限定した FD や、学生のカウンセリングをテーマとした FD など、多様な形態の FD が継続的に行われている。これは学部が抱える多様な問題、課題に、学部全体が組織として克服、解決に取り組む必要があるという問題意識に基づいている。

授業見学会については、2006(平成 18)年度以来、教員の教育指導方法を改善するために定期的に実施している。毎回 3 名から 5 名程度の指名された教員が実施する授業を見学して、報告書を作成するというものである。報告書には「参考にしたいと考える点」という項目が用意されており、その記述を通じて指導方法を啓発することを狙っている。提出された報告書を全体として見た場合、授業見学会に対する教員の反応はおおむね好評であり、「授業方法改善の参考になった」「刺激的であった」との感想が多数寄せられている。その意味でこの授業見学会は、現時点において所定の目標を達成できているということが出来る。今後は、マンネリ化して形骸化することなく、例えばこの授業見学会の結果をさらに

FD 資料としてまとめることや、授業方法の異なる講義科目と演習科目のそれぞれに対する見学会を行うなど、一層の組織的な改善を企図しているところである。

学生による授業評価の活用状況については、組織的な取り組みとしてかなり早くから実践している。授業評価は各学期末に、無記名で、成績評価に影響しない旨を明示して実施している。アンケートによる授業評価については、前回の評価申請時には「授業改善のためのフィードバックの方法が不明である」との「助言」がなされた。この点については、前回の自己点検報告書の中でもすでに「FD への取り組みと連動して検討することを考えなければ、アンケートを実施するという行為だけで教員は自己満足化し、その結果が組織的な教育改善に結びつかなくなる恐れがある」と指摘していたのであるが、その後、2007(平成19)年度以降には、個々の授業の集計と全体の集計とを行うようになり、それぞれについて個々の講義担当教員にその結果を通知するとともに、全体集計については大学ホームページ上に掲載して、評価の活用と教員の意識改善につとめている。

《資料 93》大学ホームページ(点検・評価)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

<3>医用工学部

1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

本学部では、2004(平成16)年度より学部内の教務委員会がFDを実施し、学生全般に関わる教育指導の向上を目標として、「わかりやすい授業」「学修へのモチベーションを与える授業」を心がけ、その方法を工夫し、他の教員の授業を参観する機会を持って授業改善に努め、新しい試みの成果および問題点について情報交換を行ってきた。年度ごとに掲げられたFDのテーマは以下のようなものである。

2006(平成18)年度:「学生の実態把握と今後の指導に関するFD」と題し、学生アンケートのまとめや成績実態などをもとに、学生の気質や心理などを理解し今後の教育指導について議論した。

2007(平成19)年度:工学系各学科におけるFDの取組について発表し、意見交換を行った。テーマは、「臨床工学科における学生教育の取り組み」「生命・環境システム工学科における少人数教育・個別指導の取り組み」「電子情報工学科のめざす教育とその取り組み」「ロボット工学科のマイコン教育の強化に対する取り組み」であった。

2008(平成20)年度:高校生の動向を探ることを目的として「高等学校の近況報告と情報提供」と題し、元高校教員からの実体験の報告を受け、今後の教育改善に取り組む方向性を論議した。

2009(平成21)年度:教員に対する研究倫理に関して、「ライフサイエンスにおける生命倫理・安全に対する取り組み」と題し、当大学の臨床研究倫理委員会責任者から報告があり、現状における研究倫理の重要な点を学習した。

2010(平成22)年度:『国家資格取得を目指す教育プログラム』と題し、臨床検査技師および臨床工学技士を育成するプログラムの進捗状況、その特徴と問題点について、医用工学部教員のみならず、工学部教員も交えて、研修を行った。

<4>工学部

1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

授業内容・方法の改善を図るものとしては、授業アンケートおよびそれをもとにした FD が考えられる。授業アンケートについては、従来全授業科目について実施されていたが、ゼミなどの少人数の授業など、授業アンケートの主旨に合わないものもあるので、最近では必修科目および比較的受講者の多い主要な科目のみでの実施になっている。

回収されたアンケート結果は、授業担当者本人にも開示されるほか、全体的な結果も公表され、おおよその学生の満足度や傾向を調べることができるので、それを参考に授業内容等を改善している。

組織的な取組みとしては、工学系全教員が出席する教員会議に学生アンケート結果を持ち寄って検討している。また、お互いの授業を視察し、評価や各学科におけるカリキュラムの工夫等を発表し合うなどを行ったことがあるが、定期的ではなく、授業方法の改善については、教員個人の裁量または当該科目に関係の深い教員グループでの話し合いによって実施されている。

<5>スポーツ健康政策学部

1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

本学部は開講 3 年目とあって、まだ授業内容および方法の改善を図るための組織的研修や研究が適切に行われているとは言いがたい状況にある。現在のところ、授業内容および方法の改善を図る拠り所は、学生による授業アンケート、および各教員の自己評価のみである。授業アンケートについて、2008(平成 20)年度は、前期、後期とも全学共通の評価表(マークシート方式のカード)を用いて授業アンケートを実施したが、2009(平成 21)年度は、少なくとも 1 年に 1 回は各教員が担当しているいずれかの授業科目で授業アンケートを実施するという原則の下、学部自己点検評価が指定した授業科目について実施することとした。2010(平成 22)年度は実施していない。全教科についての実施から変更した理由は、学生が負担を感じ回答が杜撰になるというデメリットを考慮してのことである。結果は前期、後期とも担当教員にフィードバックされるが、フィードバックされた結果を各教員がどのように活用し、授業改善に役立てたかまでは追跡できておらず、その活用方法は教員任せになっている。

<6>法学研究科

1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

極めて小規模な組織であるため、毎月の法学研究科委員会において全員で検討している。また、法学部と教員が重なるため、法学部の FD にジョイントして検証している。

<7>工学研究科

1)授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

医用工学部、工学部と教員が重なるため、工学系の FD に参加し、検証している。
(医用工学部の項参照)

2. 点検・評価

<1>大学全体

教育の中身の充実が大学改革の最優先課題であるとの認識に立ち、大学全体として教育方法の改善に取り組んできた。効果が上がっている事項として、法学部の授業見学会による授業方法改善への啓発、医用工学部の資格取得に目標をすえた指導、スポーツ健康政策学部のクラスミーティングによる学生の受講指導などがある。改善すべき事項として、法学部は学生のシラバス利用の低調さ、医用工学部は基礎学力の底上げ課題がある。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

教育方法については、履修指導と教育改善の組織的な取組み、そして多様な単位認定を通じての教育効果の増大を評価することができる。1年次前期における徹底した履修指導や申告遅延者に対する罰則規定などが奏効して、本学部ではカリキュラム再編成の混乱期だけでなく、現在もなお履修申告がきわめて安定的に行われている。また教育改善については、大学ではなかなか実現しにくい授業見学会を早くから組織し、指導方法の啓発に成功している。多様な単位認定については、幅広い見地からの人間力の育成という見地に照らして、充実した制度の整備に成功していると考えている。

改善すべき事項

まず、シラバスについては、前回の評価申請時以来相応の改善策を講じてきたが、現状を見るとまだ十分な有効活用はされていない。シラバスが「授業に関する大学と学生との契約書」であるという意識の希薄な教員もいる。もちろん、このようなシラバスの内容や利用についての現状を憂慮し、改革しようとする議論は教務委員会を中心に存在している。他方、学生側の問題として、シラバスを事前に見ることなく授業に臨む学生は後を絶たない。したがって問題は、シラバスの内容充実以前の段階、つまり意識改革ということになるが、これに対してはいまだに有効な処方箋を見つけることができていない。

次に、成績評価については、法学部において厳格な成績評価の評価基準が一律ではないことにある。

また、単位認定については、放送大学や横浜市内大学間単位互換制度をはじめ、本学部独自の単位認定プログラムを創設して制度を整備したにもかかわらず、実際に利用する学生が少なく、せっかくの制度を十分に生かせていない。

さらに、上級学年の学生が履修オリエンテーションへの慣れから参加が少なくなり、履修指導が不十分になっていることである。とりわけ4年次生は、オリエンテーション期間中といえども就職活動などで奔走する者が少なくない。また3年次までにほぼすべての単位を取得し終えた学生も、履修オリエンテーションにわざわざ足を運ぶことを厭う傾向にある。こうした問題の解決が今後の課題である。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部は医療系資格の取得が1つの目標となっており、それに伴う様々な模擬試験や学

習を実施しているため、学習のモチベーションは高い。

また、少人数教育のメリットを生かし、実験・実習を重視するカリキュラムを構成している。さらに希望する学生にはプロジェクト研究などを通して個別対応を行っており、これらに参加する学生のモチベーションの向上および学力向上に繋がっている。

成績不良の学生に対しては担任教員が頻繁に面談を行い、特に学期当初においては保護者を交えた三者面談を行っている。これにより学生のドロップアウトを未然に防いでいる。

改善すべき事項

高等学校までの教育の状況や本学の募集形態の変化により、大学教育を受ける学生の基礎学力および学習能力が不十分なケースも存在する。これら学生に対しても大学として必要な教育を施すために、授業外における指導教員による補習的指導や「インディ・カフェ」での個別対応も含めた少人数教育を実施している。しかし、入学者の基礎学力レベルの低下の問題は著しく、学習に対するモチベーションを持ちながらも、これまでの学習経験の欠落から自学自習を行えない学生が増えている。授業ノートの取り方、自宅学習の取組みなどにまで踏み込んで個別指導を行っているが、本学部の人的・財政的なリソースからみて、高校教科内容の補修等、基礎学力底上げへの新たな対応は困難となっている。

現在、FDの課題となっているのは以下のような項目である。

学内で教授法に関する研究会を実施し、専任教員がFDの理念と方法について共通認識を持つことを努める。

学生による授業評価についてのアンケートを実施し、授業の目標、内容、方法などについて学生からの評価結果を得て、これを分析する。

従来の無記名による学生アンケートは必ずしも、授業改善のためのフィードバックとして有用でないので、アンケートの手法について改善する。

授業内容を簡略に記載したシラバスについて、その学生への有効な提示の方法、効果について再検討する。

学外で開催されるFDに関する研修、フォーラム等へ積極的に参加し、情報収集するとともに、その情報を持ち帰り、学内において情報伝達のための研究会を開催するなどして資質の向上に努める。

教員が作成したデジタル教材を学内のネットワークで共有し、それらを共同で改良できるように、環境を整える。

内外で試みられている先進的な教授法、学習法について、ワーキンググループを形成して情報を集め、研究会を実施するとともに、新規教育法の効果の評価する方法を検討する。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

評価基準等もシラバスに明記することにより、評価の透明性も高まり、学生から成績に関するクレームに対しても説明しやすくなった。

改善すべき事項

教員については、シラバスを作成することにより、授業内容を毎年度始めに組み立てる作業を行う必要があるため、授業が一層計画的に行われるようになったと考えられる。し

しかし、学生にシラバスを読むように指導しているが、授業アンケート等を見ると、多くの学生がほとんど見ていない。また教員がシラバス通りに授業を行っているか否かのチェックも、授業アンケートのみであり、その授業アンケートは受講者の多い科目や必修科目等に限定されているので、それ以外の授業科目については、チェック機能を検討したい。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

教員による成績評価については、その方法や基準がシラバスに明記されているので、学生による成績照会は見られるものの、担当教員と学生との間で問題が生じたことはない。

改善すべき事項

特に1・2年次の300人規模の講義では、授業が騒々しいとの報告が授業担当者、および受講者の一部から報告が上がっている。こうした問題については学生委員会で議題として取り上げ、改善方法を議論し、クラスミーティングでの指導をはじめ多様な方法で対処しているが、学生の受講態度の改善については、まだ多くの課題を残しているといえる。

実技における効果的な教育を実現するための受講人数を考えた場合、より少人数でのクラス展開を実現したところであるが、それを保障できる施設が充実していないことから、現状を考慮しつつ、徐々に改善できる方法を模索する予定である。

卒業要件において、修得した卒業要件単位数が満たない学生に対する「注意」、「警告」の発令数については、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科に多いことが示されている。より綿密に学生の出席状況、学習状況を把握するとともに、クラス担任、ゼミ担当教員が早期に支援できるよう努力すべきであると考えている。

現在、学生による授業アンケートはすべての授業では実施していない。したがって、すべての教科について、その整合性が点検されているわけではない。

実習科目のうち、サービス・ラーニング実習、インターンシップ実習、国際コミュニケーション実習については、授業と重ならない期間を利用して実習が行なわれているため、授業を欠席することは無いが、介護体験実習については、受け入れ先の都合で授業を欠席せざるを得ない状況も生じている。その扱いについて、現状は、当該授業担当者の適切な配慮にゆだねているが、今後、共通理解が図られるような取り決めも検討する必要があると考えている。また、2011(平成23)年度からは教育実習も開始され、約200名の学生が履修すると思われることから、教育実習の適切な評価の在り方を早急に始めたいと考えている。

授業内容および方法の改善について組織的研修・研究が十分展開されていないのは、開講間もない状況の中で学部教員それぞれにまだ戸惑いがあること、そして、学部FD委員会がその機能を十分発揮できていないことによるものであると考えている。入学者の学習状況もおよそ把握できつつあることから、今後、授業内容や方法の改善について具体的な取り組みの方針を明示できるようにしたいと考えている。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

国籍、実務家歴、年齢など、学生の多様性にあわせた個別的な指導ができていていること。

改善すべき事項

英語を用いた授業科目が十分ではない。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

博士後期課程では社会人学生が多数を占めている。一方的に授業を受けるだけでなく、各自が本務として勤めている大学、企業、病院において問題、課題となっている事柄を双方向で探り合い解決する糸口を見出している。

改善すべき事項

学生の授業参加の取り組み態度や意欲について把握することが十分出来ていない。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

将来に向けた発展方策については、基本的には、自学自習の習慣化および学習への興味と関心を育てるための教育方法を工夫することである。具体的には、各学部および各研究科の記載に譲るが、要点的に述べれば、法学部は学生にシラバスの利用を義務づけるなど主体的取組みを醸成させる工夫、医用工学部は国家試験対策セミナーや臨床実習の充実、スポーツ健康政策学部はFDの充実と実習科目の適切な評価方法の考案である。法学研究科は英語による授業の充実、工学研究科は学生の意見を集約して授業改善を図ることである。

<2>法学部

教育指導を充実させるために、主体的な授業取組みを醸成するような工夫の導入、例えば、シラバスの利用を義務付けて興味と関心呼び起こす方策を取り入れたい。

具体的には、オリエンテーションにおいてもシラバス利用の意味を一般的に説明するとともに、各授業の冒頭でシラバス説明を行うことにする。

<3>医用工学部

今後、国家試験合格率、および卒業生のキャリアパス開拓についての客観的成果によって社会的な評価・検証を受けることになる。学生の可能性を具体化することに学部のリソースを注入することが肝要である。具体的には国家試験対策セミナーや臨床実習の充実があげられる。

FDの課題に対しては上述のような様々な問題意識を共有している。これらの教習した意識を学部のFD委員会で一つひとつ取り上げて、授業改善の充実を図る。

<4>工学部

2009(平成21)年度までは、シラバスをCDでのみ配布しており、2010(平成22)年度からはWeb上で閲覧できるようになったが、シラバスを見る学生が増加しなかった。そこで2011(平成23)年度よりシラバスネットと履修システムとがリンクして、履修申請しようと

している科目のシラバスを履修申告画面からワンクリックで表示できるシステムに改良される。したがって、これをオリエンテーション等で周知することにより、シラバスを見る学生は大幅に増加することが期待できる。

<5>スポーツ健康政策学部

学部 FD 委員会の活動を充実させることを通じて、各教員が、授業内容・方法とシラバスの整合性について自己点検したかどうか確認できる方策を考える。特に、実習科目について適切な評価の方法を検討する。また、実習に伴う授業欠席の扱いについて適切なあり方を検討する。

教育指導の充実のために、学部 FD 委員会活動の充実化を図り、各教員の授業内容とシラバスの整合性について自己点検し、確認する方法を考える。また、授業アンケートの活用方法を検討する。このような方策を検討し、実施することにより、授業を欠席しがちな学生への指導を徹底させ、学生全体の質の向上をめざす。

<6>法学研究科

国際化に対応できる人材を育てるために、今以上に英語を用いた授業を充実させたい。

<7>工学研究科

大学院生の要望に即した授業が行えるように意見の集約ができるシステムを構築する。また、大学が何を提供できるかが明確に把握できるようなシラバスを作成し開示する。

4 . 根拠資料

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

《資料 13》平成 22 年度(2010 年度)大学院法学研究科学生便覧・履修要項

《資料 14》平成 22 年度(2010 年度)大学院工学研究科学生便覧・履修要項

《資料 15》シラバスネット

《資料 93》大学ホームページ(点検・評価)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

《資料 120》大学データ集

《資料 122》注意・警告者数一覧

4 - 4 「成果」

1 . 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか

<1>大学全体

教育目標に沿った成果については、「出口」にあたる学位授与実績および就職先からの評価が重要であろう。本学の場合、履修成績(不良基準)、学位授与実績、そして卒業後の進路から成果を測ることができるが、就職先からの評価を受ける仕組みをつくっていない。

履修結果の成績については、成績不良の基準を設け、また GPA によって指導基準としている。

法学部は多様な学生の進路に応じた教育を行っているが、公務員・警察官を目指したコースについては着実に志望者が増えているものの、コースの実績としては十分ではない。医用工学部は国家資格受験から成果を測定することができ、臨床工学技士をすでに 80 人以上輩出しているという実績がある。

法学研究科は進路として大学の教員、法テラス職員など専攻分野に合った就職をする者がいる。工学研究科は資格を生かした病院勤務の就職をする者がでており、一定の教育成果をあげている。

<2>法学部

1)学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

学生の学習成果を測定するための評価指標として、本学部では、成績不良学生に対する注意・警告、GPA の導入、進級制限を行っている。

成績不良学生については、各学期の修得単位数を基準にして抽出される。注意の基準は 1 年次前期末で 15 単位、後期末で 30 単位であり、2 年次は各期末に 45 単位、60 単位、3 年次は各期末に 80 単位、100 単位を基準にしている(4 年次には注意基準を設けていない)。成績不良の度合がこれよりもさらに深刻な時には警告の対象となる。警告の基準は、1 年次前期末で 10 単位、後期末で 20 単位、以下 2 年次 35 単位、50 単位、3 年次 70 単位、90 単位、4 年次前期末 110 単位である。注意該当者に対しては担任による指導が行われ、警告該当者には、保証人宛に警告書を通知するとともに、担任による指導が行われる。さらに、単位の修得状況が芳しくない 1 年次生、2 年次生を対象として、9 月と 3 月に三者面談を実施して、教員、保護者、学生本人で、単位が修得できなかった原因を分析し、今後の対策や方針について話し合う機会を設けている。社会人学生および編入学生には成績不良基準を設けていない。

GPA の導入については、2000(平成 12)年度以降、成績評価を修得単位数だけにせず、学生が成績を自己管理するための方法のひとつとして GPA 基準を導入した。成績通知書には、S,A,B,C,D 評価と GPA 評価の双方が記載されている。GPA 値は、科目ごとの S,A,B,C,D 評価を科目 GPA に置き換え(S=4, A=3, ...D=0 に置換)、その上で各科目 GPA 値に各科目の単位数を乗じたスコアの総和を、総登録単位数で除して算出する。したがって GPA 値は、履修科

目すべてがSであれば4.0になり、すべてがDであれば0.0となる。学生は学期ごとにGPAの変動を成績通知書で確認し、成績の自己管理をする。本学部においてGPAは、学習成果の評価指標としてすでに完全に定着している。

進級制限については、本学部では、2002(平成14)年度から2年次修了時に40単位を満たしていない学生には、3年次への進級は許していない(社会人学生と編入学生を除く)。留年した2年次生が前期終了時点で40単位に達した場合には、後期から3年次生に進級し、「法律演習II」を除く3年次配当科目を履修できるようになっている。本学部ではすべての学生に対して担任の分担が決定しており、4月段階での留年者については、5、6月に担任が留年の原因の分析、今後の学習方法の指導などを行うことが制度化されている。また、留年者を含め、単位修得状況が芳しくない学生に対しては、年に2回保護者へ面談の通知をしており、面談を希望する保護者と学生、そして主として教務委員が三者面談を行い、学習への指導をしている。したがって、留年者に対する現状の配慮はおおむね適切なものといえる。

学部全体の教育効果を計る方法として、法学の基礎教育の効果を測定するために、かつては本学部の教員が問題を作成して「法律統一基礎学力試験」を実施し、演習の選抜資料として用いるなどの利用方法を採用してきた。しかし、全学年一斉に同一時間で実施するには、教室の確保、人員の確保など様々な困難を乗り越えねばならず、また強制力が不十分であったこともあり、学生の未受験者が増大した。そのため現在では、この基礎学力試験の実施は見送られ、学外の団体で実施する「法学検定試験」や「ビジネス実務法務検定」の受験を勧めているが、これらの受験は意欲のある学生に限られるため全体的な測定評価には至っていない。

2)学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

学生の自己評価については、授業アンケートにおける学生の学習態度の自己点検を挙げることができる。授業アンケートの質問項目には、教員の授業方法や内容に対するものだけでなく、6個の質問からなる「あなた自身について」という項目を設けている。真剣な態度で授業に臨むことができたか、授業で学んだことをもっと深く勉強したいと思ったか、この授業を履修する前と比べて、知識や能力が向上したと思うか、この授業を受けたことに満足しているか、この授業を受ける上で予習・復習をどの程度したか、この授業を何回欠席したか、について、学生自身が自らの授業態度を点検する。これ以外の学生の自己評価(例えばポートフォリオなど)や卒業後の就職や卒業生による評価については、本学部ではまだ組織的に取り組んでいない。

<3>医用工学部

1)学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

「ライセンスの医用工学部」の標語のもと、「臨床検査技師」および「臨床工学技士」の育成を主眼とした教育方針への転換と、学科改組を機に行われた積極的な広報活動の効果により、2010(平成22)年度の学生募集において、応募者は着実に増加しており、本学部が社会的な需要を捉えていることを実感している。資格取得という具体的な目標を持つ目的指向性の高い学生の入学によって、学部の雰囲気は高まっており、学生と教員双方において相乗的な効果を及ぼしている。

本学と同様に「臨床検査技師」および「臨床工学技士」の育成を特徴とするカリキュラムを持つ大学は近隣に複数あり、また、さらに増加する可能性がある。国家試験受験志願者についての国家試験合格率は、好むと好まざるに関わらず、学生の学習成果を測定するための評価指標として冷厳に機能するであろう。本学部が国家試験合格実績において競合する大学の後塵を拝するようでは、本学は存続できない。本学部教員はこの認識を共有している。

国家試験受験に対応したカリキュラム内容の選択と先鋭化を図るとともに、専門学校との差別化を意識して専門科目内容を重厚化、個性化することが医用工学部教育の理想である。しかし、「ゆとり教育」の弊害を被った学生の基礎学力欠如を補うために本学の人的なリソースを全面的に注入しなければならないのが現実である。今後、卒業研究に価値を置く従来の大学教育の価値観を改め、学生の基礎学力向上にあらゆる可能な対策をとる計画である。

本学には、高等学校までの系統的な座学による教育内容に馴染めなかった学生の割合が多いことは否めない事実である。この課題に対応して、本学部では実験・実習を重視した教育カリキュラムを実施しており、その効果は着実に芽生えている。

2)学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

本学部は、「臨床検査技師」および「臨床工学技士」養成のための全国的な教育評議会を通じて、国家試験受験資格が得られる大学として認知されており、医療機関から有資格者の公募情報も送付されている。臨床工学科では、2006(平成 18)年度より 4 年間で 80 名以上の臨床工学技士を世に送り出し、臨床現場で活躍している。

学生からの卒業後の自己評価については、制度化されたものはない。さまざまな分野で活躍する卒業生のコミュニティが自然に形成され、新たな卒業生のキャリアパス開拓に役立つか否かが、本学部の評価として問われるであろう。

<4>工学部

1)学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

本学部においては、最終的な学習成果の測定は、卒業研究によって行っており、その他の評価指標は特に開発していない。卒業研究では、1年間指導教員の下で研究を行い、それを卒業論文にまとめ、卒業論文発表会において発表を行う必要があるため、その過程を通して、工学士としての力や社会人基礎力は十分測定が可能である。そして、この卒業研究の合格をもって、本学部の教育目標は達成されたと考えている。そのため、いわゆる卒業試験のような筆記試験は課していない。

本学部の 2009(平成 21)年度の学位授与率は、電子情報工学科 83.3 パーセント、ロボット工学科 90.0 パーセントであり、卒業生の就職率 52 パーセント、進学率 25 パーセントである。資格取得については、J 検、IT パスポート試験、基本情報技術者試験などに毎年数名の合格者がでている。

《資料 120》大学データ集表 8,表 10

2)学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

学生の卒業後の評価について、離職率等の数値としてはキャリア情報センターで把握しているが、一人ひとりの自己評価や就職先による評価については、特に卒業生等に対して

調査を行っていない。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

本学部各学科の教育目標、ミッションは、『大学案内パンフレット』および『スポーツ健康政策学部学生ハンドブック』等に明示されており、卒業後のめざす方向も具体的に示されている。したがって、第1期生の卒業後の就職状況を把握し、その成果を分析したいと考えている。

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP15-20

《資料99》大学案内パンフレット 2011年度版

2) 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

本学部は、まだ卒業生を出していない。

<6>法学研究科

1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

修士課程における学位授与率は、修了予定者あたりの学位授与者数で過去5年間の数字を元に計算すれば、で約75パーセントである。7年前からの5年間で入学した人数あたりで計算すれば、約90パーセントが学位を手に入れている。

就職先については、日本司法支援センター(法テラス)、執行官などの法律知識を直接生かす職業から、一般企業の中で法律知識を生かすポストなど、大学院を修了したからこそこのポストにつける割合が多い。

博士の学位を受けた者は、他大学法科大学院の常勤教員、他大学法学部での専任講師や非常勤講師などの研究者のほか、外国籍の者のなかには、大学教員、裁判官や弁護士など法曹に就いている者もいる。

2) 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

学生からの自己評価については、制度化されたものはない。しかし、インフォーマルな会合などを通して状況把握を行っている。

<7>工学研究科

1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

修士課程の学生の就職先については、医療資格(臨床工学技士)を生かした病院勤務から専門(研究内容)を生かしたポストにつける割合が多い。

博士後期課程の学生の多数が社会人学生であるために、課程修了および学位取得後は本学で学んだ知識や技術を本務先の大学、企業で生かして社会に貢献している。

桐蔭医用工学国際シンポジウムを開催し、学生は全て英語の講演を聴き、英語で発表することにしている。

修士課程における学位授与率は、修了予定者あたりの学位授与者数で過去5年間の数字を元に計算すれば、で約94パーセントである。

2) 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

工学系大学院の場合、研究室とのつながりが強いので、個々の学生のより詳細な就職先

での評価などの情報については各指導教員が把握している。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか

<1>大学全体

教務課で集計した卒業認定対象学生の修得単位数が卒業要件(総計、必修など要件単位数)を満たしているか否かを各学科長が確認したうえで、各学部について教授会で卒業認定を行う。大学院については、修士課程は修得単位のほか、論文の複数審査員による審査が必要であり、博士後期課程については、法学研究科は論文の公開審査を、工学研究科は査読論文が必要であり、いずれも研究科委員会の投票によって学位授与を決めている。

<2>法学部

1)学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位授与基準については、卒業要件を充足したものについて、法律学科長が最終的に点検した後、教授会の議を経て卒業判定が行われる。卒業率は、2007(平成 19)年度が 82.1 パーセント、2008(平成 20)年度が 78.8 パーセント、2009(平成 21)年度が 78.5 パーセントである。卒業留年の割合は毎年約 20 パーセントになる。この数値や、進級留年率が約 10 パーセントになっていることは、本学部における厳格な成績評価を、ある意味で裏付ける証左であるということができよう。しかしながら、他方でそれは、学生の学力不足という見方も可能である。なお、学位授与の判定のために、学科において基準の調査を行い、それに基づき学部における卒業認定会議を経て学位授与が決定される。

《資料 120》大学データ集表 8

<3>医用工学部

1)学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位授与は所定の単位修得と卒業研究の構想発表会、中間発表会、および研究発表会などを通して各自の取り組みを発表し、指導教員を含む複数の教員の審査を受けるとともに、一部の学生は外部学会での発表をこなしている。生命医工学科については、完成年度である 2012(平成 24)年度に達していないので、学位授与の実績はない。

<4>工学部

1)学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位授与基準については、卒業要件単位数を満たし、卒業研究を通してその成果を卒業論文にまとめて卒業論文発表会において発表し合格することである。この合格の判定は、指導教員のほか、学科教員全員がかかわる。すなわち発表会には学科教員全員が参加するとともに提出された論文についても、指導教員のほか複数の学科教員が査読を行い、問題がないかを学科会議で議論のうえ合格を出している。学位授与が認められた者の名簿は、学科長が作成し各指導教員が確認した後、教務課に提出されている。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

本学部は、まだ卒業生を出していない。

<6>法学研究科

1) 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位規程により、修士の学位は、原則 2 年間の在籍と専攻科目 30 単位の修得ならびに修士論文の審査および最終試験に合格することが条件である。なお、1 年間だけの在学で修士の学位を授与する特例がある。また、研究者育成のみを目的としていないため、実務家の学生に対して「特定の課題についての研究成果」をもって修士論文に代替することも認めている。

博士の学位は、自立した研究者となることができるレベル、あるいは、高度な実務家になることができるレベルを要求している。提出論文の厳格な審査により学位を認めている。

修士の学位授与の判定は、修士論文審査報告書に基づき研究科委員会の出席者の過半数の同意による。博士の学位授与の判定は、博士論文の審査報告書に基づき研究科委員会の出席者の無記名投票による 2/3 以上の同意による。

《資料 22》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学位規程 PP2865-2897

2) 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

修士論文の論文審査は、指導教員を含めた 3 名以上の審査員によって合議によって判定される。

博士論文の論文審査は、指導教員である主査の他 3 名の副査が審査し、最終試験として公開の場での口頭論文諮問を実施する。審査員は、学外の研究者を充てることもできる。諮問の結果を踏まえて、研究科委員会において秘密投票により可否を最終判定する。博士論文は公表している。審査結果についてはホームページに公表している。

《資料 89》大学ホームページ(法学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law-grad/1thesis_d.html

<7>工学研究科

1) 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

本研究科における修士の学位は、所定の単位を修得した後に修士論文を提出する。所定の単位を修得したもので修士論文の審査に合格した者は最終試験を受け、合格した者に対し研究科委員会の議を経て学長より修士の学位が授与される。博士の学位を申請する者は、予め研究の進捗状況が学位申請に値するか否かについて、予備審査を受けなければならない。予備審査の結果は主査が専攻会議に報告する。専攻会議は予備審査結果と審査委員候補者名簿を研究科委員会に報告し、研究科委員会が論文の受理と審査員指名を行う。学位申請にあたっては、学位授与の日までに、権威ある学会誌に査読付きの論文一通以上が掲載または、掲載決定されることが確実になければならない。さらに国際学会で筆頭著者として研究発表を行い、同時に筆頭著者である英文論文が当該学会のプロシーディング等に掲載されている、もしくは掲載予定となっていなければならない。審査員は本学の博士後期課程担当教員である主査を含め、3 名以上とする。学位授与の可否は審査員の合議の結果に基づき、研究科委員会が決定する。

2)学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

修士論文および博士論文の論文審査は、指導教員を含めた大学院教員 3 名以上により審査される。判定については、修士論文は専攻会議において合議の判定を行い、研究科委員会において承認される。博士論文については研究科委員会において無記名投票により判定される。論文は公開の場で口頭諮問を実施するため、学外の研究者などからの意見を求めることも可能である。博士論文は公表している。審査結果についてはホームページに公表している。

《資料 90》大学ホームページ(工学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin-grad/ethesis_d.html

2. 点検・評価

<1>大学全体

学生と保護者を交えた三者面談の実施などを通じて成績不良学生にきめ細かい対応をしている。また、当初の目標に沿った就職ができる学生も多数いる点は評価に値する。しかし、大学全体として、学生の自己評価や就職先評価については取り組んでいない。今後、組織的に取り組み、改善すべき事項である。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部では、学生の学習成果を測定するための評価指標がすでに早期から複数導入されており、その点において優れているといえることができる。特に、三者面談の実施などを通じて成績不良学生にきめ細かい対応をしていることは、評価に値すると思われる。

改善すべき事項

学生の自己評価、就職先の評価および卒業生評価は、本学部がいまだ組織的に取り組んでこなかった事項であるため、その導入を検討する。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

臨床工学科では、すでに卒業生を 80 名以上臨床工学技士として世に送り出し、卒業生は高度に専門化した医療機関の臨床現場で働いている。本学部卒業生が職場で高い評価を得ていることは、全人的教育が成功していることを示している。

改善すべき事項

本学部の教育目標に沿った成果、例えば卒業生の進路を本学のホームページと大学案内を通じて社会に発信しているが、広く受験生に周知されているとは言い難い。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

工学部卒業生として工学的な基礎力のほか社会人基礎力の育成において一定のレベルは

保っていると考えている。

改善すべき事項

就職後の追跡調査は行っていない。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

なし

改善すべき事項

なし

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

学位取得後の進路について、専門分野に適合した就職などの成果が上がっている。
学生と教員は、ほぼ個別指導の関係からコミュニケーションが達成できている。

改善すべき事項

修了することができない学生が若干存在することである。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

本研究科の修了生は、本学教員や研究所などのアカデミックな職種、臨床工学技士の資格を生かした総合病院での勤務や研究を根底で支える企業において活躍している。
桐蔭医用工学国際シンポジウムを開催することで、学生は全て英語の講演を聴き、英語で発表することが定着しつつあり、教育効果が上がっている。

改善すべき事項

博士の学位を取得できずに満期退学となる学生が少なからず存在するので、これを是正したい。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

学生の自己評価の仕組みについて、先行している他大学の経験から学び、実施に向けた検討を行う。

<2>法学部

就職先の評価や卒業生評価への取組みへの道筋をつけていきたい。

<3>医用工学部

本学部の教育目標はライセンス取得にあるのではなく、ライセンス取得はその手段である。しかしながら、本学部の教育は、国家試験合格率という客観的事実として社会的評価を受けることになる。このことは本学部にとって厳しい課題であるが、この課題の達成は将来に向けた着実な発展への道筋である。

<4>工学部

本学部は募集を停止しているが、在学学生は就職等で世に送り出さなければならない。そのための基礎力を如何につけさせるかについて、個々の学生について指導を行う。次年度は3・4年次生のみであり、教員1名あたりの受け持ちも4名程度であるので、十分対応可能である。

<5>スポーツ健康政策学部

第1期生の卒業後の就職状況を把握し、その成果を分析したいと考えている。

<6>法学研究科

留学生の学位取得に向けて教育支援を講じるとともに、学位取得後の就業支援を行うことである。

<7>工学研究科

産学共同組織である「桐蔭工学会」の会員から工学研究科の教育内容・方法に関するアンケートを集め、今後の本学教育に反映させる。

《資料95》桐蔭工学会ウェブサイト <http://toinkogakukai.web.fc2.com/>

4. 根拠資料

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月

《資料22》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学位規程

《資料89》大学ホームページ(法学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/01_law-grad/1thesis_d.html

《資料90》大学ホームページ(工学研究科)

http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/02_engin-grad/ethesis_d.html

《資料95》桐蔭工学会ウェブサイト <http://toinkogakukai.web.fc2.com/>

《資料99》大学案内パンフレット 2011年度版

《資料120》大学データ集

5 学生の受け入れ

1. 現状の説明

工学部については、電子情報工学科とロボット工学科の2学科で構成されてきた。しかし、医用工学部の学科改組(生命・環境システム工学科から生命医工学科への充実発展)を果たすとともに、スポーツ健康政策学部の1学科としてのスポーツテクノロジー学科の設置も踏まえて、工学部の2学科について2010(平成22)年度に募集を停止した。

このため、本点検・評価項目については、工学部に関する記載は省略する。

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか

<1>大学全体

1)求める学生像の明示

本学の学生の受け入れ方針には、全学的な方針と学部・学科ごとの方針がある。全学の受け入れ方針は、“桐蔭人”として三つの要素を明らかにしている。第一は、システムで働くことが必要な現代社会においてチームワークの精神が強く求められることから「チームプレイヤーであること」。第二は、創造的個性的な発想を展開する前提として自主自立ということを根本にすえた「自律した個人であること」。そして第三は、狭い偏見から開放され、グローバルに考え行動すること、人材立国に活路を求めなければならない日本の未来に寄与する「開放的で包容力に富む発想の持ち主」である。

なお、本学の学生の受け入れ方針は、『大学案内パンフレット』に記載のとおりである。

《資料20》大学案内パンフレット2011年度版

2)当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

大学の入学試験要項の出願資格に記載されている条件(高等学校[中等教育学校の後期課程を含む]を卒業したもの及び平成23年3月までに卒業見込の者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成23年3月までに修了見込の者、学校教育法施行規則第150条の規程により、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者及び平成23年3月までにこれに該当する見込の者)を満たしていることが絶対条件である。本学が設けている課程において修得しておくべき知識水準については、まずオープンキャンパスにおいて学部ごとに説明を行っている。そして、AO募集等で合格した生徒については、入学前までの期間を利用して学部ごとに内容を決めて指導にあたっている。

3)障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れ方針は、入学試験要項に、「受験及び修学上特別な配慮を必要とする場合」は、出願前に申し出てもらう旨の注釈がある。その際は、個別に状況を聞き、本学の施設やサポートスタッフの現状を考慮し、出願を受付けている。

2010(平成22)年度は、全学統一試験前期募集にて2名の聴覚障がい者の出願を受付けた。試験の際には最前列に着席させ、情報伝達の補助手段として、書面にて情報を伝達する等配慮した結果、いずれも合格したが、本人の意思により入学には至らなかった。

なお、現在、法学部1名、医用工学部2名の計3名の学生が在学中である。

施設面では、建物によって未整備な部分もあるが、バリアフリー化を進め、身体障がい者用のトイレスロープ、駐車スペース等を設け、受け入れに対応している。学習面や生活面において人的サポートを必要とする学生は現在在籍していないが、これについては特に規程等もなく、受け入れの体制が決して万全とはいえない。メンタル面では、臨床心理士による心のケアの体制がとられている。

《資料3》平成23年度(2011年度)入学試験要項 P7, P12, P16, P21, P26, P27, P32, P33, P37

<2>法学部

1) 求める学生像の明示

法科大学院開設に伴う再編成の結果、本学部は教育目標を「法学についての法律プロフェッションに必要な高度な専門性の要求」から法学専門基礎教育に加えて「幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成」へと移行させた。この新しい教育目標に対応して、本学部は「現代社会の様々な問題について日頃から強い関心を抱き、その解決の道を探求したい人」「偏見から自由で柔軟な思考と、物事を筋道立てて考える論理的な思考ができる人、またはできるようになりたいと望む人」「自分の意見を口頭や文章で説得的に表現することができる人、またはできるようになりたいと望む人」の三つをアドミッションポリシーとして明示している。従来以上に多様な入学者を受け入れる現状とその方針は、学部の理念・目標に合致している。

社会人学生の受け入れに関しては、本学部はかつて多数の社会人学生を輩出したが、近年では学生数が激減し、2010(平成22)年度までの5年間の入学者数は合計2名にすぎない。しかし、社会人学生の受け入れの実際については、すでに長い間経験を積み重ねてきたので、少数だからといって受け入れの際の配慮に怠りがあるわけではない。

外国人留学生もかつてより人数が減り、2009(平成21)年度以降の入学者数はついに一桁になった。とはいえ、質的にはパイリーガル・コースの設置によって、近年明らかな変化が生じている。これまでは中国からの留学生がほとんどであったが、近年インド、ネパール、韓国などからも入学している。

《資料2》大学基礎データ表3

2) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

法学の学習については、ほぼすべての学生がゼロからのスタートであり、理系のような物理や数学の基礎知識の点で問題が生じる例はない。もっとも、高校で学習する総合的な知識や教養の修得は法学の学習にも必要であり、近年の学生は文章理解、作文、外国語などの学力が十分でない者が多くなったので、オープンキャンパスにおける説明では、法学部教育と高校で身につけるべき知識の関係を説明している。また、特にA0募集での入学者に対しては、文章理解や文章要約力を養うことを本学部の入学にあたって修得しておくべき事柄とし、そのために入学前学習プログラムを設けて対応している。入学後も1年次に「フレッシュマン・ゼミ」、2年次に「名著を読む演習」の授業を通して接続教育を行っている。

3) 障がいのある学生の受け入れ方針

本学部では既に障がいのある学生を受け入れている。施設に関しては、まだ整っていない面もあるが、教職員全員により対応は万全を期してあっている。

<3>医用工学部

1) 求める学生像の明示

生命医工学科は、生命現象に強い関心を持ち、化学や生物学を用いてその解明を積極的に遂行しようとする思考を有すると同時に、そこから得られた新たな知見を基に、医療技術の発展に貢献したいと考え、臨床検査技師(国家資格)として医療機関や臨床検査センターで従事することを強く希求する学生を求める。

臨床工学科は、医学と工学の両学に興味があり、それらを修学するための自己学習・自己啓発を積極的に行う意思を有し、新たな医療機器の研究開発および医療技術の発展に貢献したいと考え、臨床工学技士(国家資格)として医療機関で従事することを強く希求する学生を求める。

2) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

入学に際して、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示はしていないが、理科科目に興味のある生徒に加え、医療従事者として働くことを希望する生徒を対象とする。

3) 障がいのある学生の受け入れ方針

障がい者にも門戸を開き、学問修得の機会を提供しているが、実験等の授業が多い本学部の特性として、施設によってはバリアフリー化が完全ではない箇所があるので、障がい者にとっては障壁となる場合がある。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 求める学生像の明示

本学部の理念・目的、教育目標については、前述したとおりであるが、求める学生像については、年度ごとの『学案内パンフレット』にも示されている。例えば、『大学案内パンフレット』には学科ごとのミッション、学びの特色、資格と卒業後の進路、カリキュラム、時間割例、主な授業内容が示されている。

特に、面接を実施する試験においては、受験生に当該学科を選択した理由を必ず問い、当該学科のミッションを承知しているかどうかを確認することになっている。

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

2) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

本学部においては、AO 募集、および推薦募集で合格した受験生に対し、入学までの期間に主要新聞の社説を読み、内容を要約して提出するという課題を課している。しかしながら、これは強制ではなく、回数制限も設けていないため、提出者が限定的になっている実情がある。また、本学部受験生の資質向上を図る試みとして、オープンキャンパス時に日本文学担当の教員による論文対策講座を設けている。

3) 障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れについて、2009(平成 21)年度の入学試験において聴覚障がいを持つ受験生が 2 名あり、1 名は入学している。実技の授業を履修しなければならない専攻上の特性はあるが、この履修に不都合を生じなければ入学を拒む理由はないというのが本学部構成員の共通理解である。これまでの経験では、2 名の受験生について、入学試験直前の打合わせ会で障がいの状況が報告され、受験に際して不利益が生じないよう配慮す

ることが学部長より伝えられた。そして、受験当日の入試にかかわる説明等は紙面をもって対応した。したがって、聴覚障がいのある学生の受け入れに限ってはこれまで不都合は生じていない。

<6>法学研究科

1) 求める学生像の明示

求める学生像は、世界的視野と世界的規模での情報処理能力を具えた法の担い手を志す者である。

2) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

法学政治学についての学士レベルの知識が要求されるが、これは本研究科としては自明であろう。留学生について、専門教育が受けられるような日本語能力の水準が必要である。特に専攻分野に必要な知識については、学生に対して面談の際に指導している。

3) 障がいのある学生の受け入れ方針

本研究科では既に障がい者の学生を受け入れた事例がある。施設に関しては、まだ整っていない面もあるが、教職員全員により対応は万全を期してあっている。

<7>工学研究科

1) 求める学生像の明示

医用工学専攻では、人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえたうえで工学領域からの最先端医療に貢献する研究開発と、それに携わる研究者、技術者の養成を目的としている。研究の対象を計測、診断、治療という医用行為のみならず、ヘルスプロモーションの考え方に基づく予防医学や生態環境工学をも対象とした健康管理や健全な環境の創出についての専門家の養成を目指している。このような目的に意欲ある学生の受け入れを入学試験要項に明示している。

情報・機械工学専攻では、教育目標に沿って、画像処理、ソフトウェア作成、医療情報解析などの応用情報処理や介護ロボットなどの情報機器と人間とのインターフェース技術に関心のある学生を求めている。

《資料7》平成23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程入学試験要項

《資料8》平成23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程入学試験要項

2) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

医用工学専攻は、教育と研究内容が広範な複合領域に及んでいるので、入学前に修得すべき知識の内容、水準については、入学試験要項等において明示していない。

情報・機械工学専攻は、工学部の電子情報工学科とロボット工学科の上位に位置する専攻である。大学教育課程において修得した教育をさらに深める研究課程であるが、修得しておくべき知識の内容・水準については、入学前には明示していない。

3) 障がいのある学生の受け入れ方針

障がい者にも学問修得の機会を提供しているが、実験等が多い本研究科の特性として、施設によってはバリアフリー化が完全ではない箇所があるので、障がい者にとっては障壁となると考える。

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか

<1>大学全体

1)学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集方法については、各学部から選出された教員で構成されているアドミッション委員、入試広報を主な業務とするアドミッションオフィスの職員を中心に募集活動計画を検討しており、全学の企画検討会議でアドミッション委員会の原案について討議し、大学運営会議、大学評議会、そして教授会での審議を経て募集方法が決定されている。

受験生、その父母および高校教員等に対して、以下のような広報活動を通じて本学の募集活動を行っている。

オープンキャンパス

6月を皮切りに7・8・9・11・3月と約月1回ペースで年7回(計9日間)計画しており、全体説明、個別相談、体験授業(模擬裁判・医療機器体験)、模擬講義、校舎見学ツアーなどを実施している。

進路ガイダンス参加

首都圏を中心に、業者主催のガイダンスに参加し、会場にブースを設けて広報している。説明者には、各学部のアドミッション委員およびアドミッションオフィスの職員があたっている。ブースに訪れた高校生に対して教育方針、勉強、入試、学生生活、入学手続き等について説明する体制を取り、来場者には親身な説明を心がけている。

高校訪問

首都圏を中心に本学へ入学実績のある高等学校に直接足を運び、入学試験募集について説明を行っている。実績のある学校に対しては、日頃より様々な情報を提供し、先方の進路指導担当教員と連携を取っている。

学校見学

オープンキャンパスや進路ガイダンス以外にも随時個別の学校見学を実施している。全国的にオープンキャンパスの実施時期が重なる場合が多い。開催日が重なってしまう場合の受験生の不利益を回避し、随時大学訪問を受け入れ、本学の情報提供を行っている。

各種メディア

各種進学雑誌・Web媒体、一般紙誌、専門紙誌等に本学の特色、教育内容、入試概要、オープンキャンパス等の情報を掲載し、メディアを通じて広く学生募集活動を実施している。

資料請求

入学試験要項等の資料請求者に対しては、発送業務を業者に委託して対応している。なお、発送件数については毎月の企画検討会において報告されている。

2)入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

入学者選抜の方法は、一般募集、センター試験募集、AO募集、指定校推薦募集、公募推薦募集、特別選抜募集(社会人募集・留学生募集・帰国生徒募集)、第3年次編入学募集がある。

一般募集およびセンター試験募集

法学部・医用工学部前期、全学統一前期、全学統一後期については全科目総合の高得点順に合否を決定している。合否決定の手順は、入学試験委員会が原案を作成し、教授会の審議を経て学長が決定する。センター試験募集についても同様に全科目総合の高得点順で決定する。

全学統一前期の試験は本学(横浜)以外に仙台、金沢、福岡の各会場においても同一試験問題、同一日程時程で実施している。センター試験募集と併せて、全国から本学の教育理念・目標に共鳴した受験生の獲得を目指している。

一般募集については、学長が試験問題作成委員および校正委員を任命し、試験問題の出題ミスを防止する。管理・保管についてはアドミッションオフィスが担当し、漏えいの防止に万全を期している。

希望者に対しては、昨年度から入試の過去問題も配布している。

A0 募集

本学が求める学生像を十分理解した受験生に対して、出願書類・小論文・面接を通じて、意欲やコミュニケーション能力などを総合的に評価する方式である。原則として、出願に至るまでに学校見学・オープンキャンパスへの参加や個別相談を受けて、本学の教育内容を理解するよう求めている。

試験実施については、採点者となる教員に対し入学試験実施会議を行い、入学試験実施要項に沿った採点基準を確認している。また、A0 試験科目である小論文と面接の採点は必ず複数で行っている。

合否の判定は、小論文に対する評価と面接の評価により総合して判定委員が協議して原案を作成し、入学試験委員会の合否判定を経て学長が合否を決定する。

指定校推薦募集

本学と指定校との継続的な信頼関係のもと、指定校に人物・学力とも優秀な受験生を推薦してもらう制度である。出願者には出願書類・面接の試験を課している。合否の判定はA0 募集と同様の手続きで行う。

公募推薦募集

法学部・医用工学部では、本学を第一志望として入学を強く希望し、本学の各学部学科の学問に深い興味を持ち入学後も積極的に取り組み、その能力を発揮できる者を対象としている。なお、スポーツ健康政策学部では、学科推薦区分として、スポーツ活動、文化・芸術活動、社会活動、語学・資格などを判断材料に加え、枠にとらわれない個性豊かな受験生の確保を目指した募集形態である。

特別選抜募集(社会人募集・留学生募集・帰国生徒募集)

法学部では、社会人・留学生・帰国生徒を対象に1次から3次まで、スポーツ健康政策学部については、社会人・留学生・帰国生徒を対象に1次のみで特別入試を行っている。いずれの区分も社会人としての豊富な経験や国際性を大学の活力に取り入れるために実施しているが、実際の入学者は多くない。しかし、留学生において、以前は国籍が中国に偏っていたが、近年はネパールやモンゴルなどに広がりを見せ、多様な留学生の受け入れという面では成功している。

第3年次編入学募集

法学部では1次から3次まで入試を行っている。

<2>法学部

1) 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学部の入学者選抜方法は、全学的に行われる一般募集、センター試験募集、AO 募集、指定校推薦募集、公募推薦募集、特別選抜募集および第3年次編入学募集で行われる。学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、既述の大学全体の項で記載したものと同様である。

本学部のAO 募集におけるC方式においては、複数回の面接を実施することを原則としており、本学への入学に相応しい適性があるか、原則4名以上の面接官の合議により、異なった視点による合否判定を実施している。

また、本学部の「前期募集試験」の解答方式では、全学統一試験およびセンター試験の「マークシート方式」と異なり、「記述式」を採用している。これにより、受験生の多様な適性に応えられるような選択肢を拡げている。

2) 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本学部の試験問題については、学長から任命された非公表の作成委員が作成し、作成委員とは別に指名された校正委員が試験問題の検証を行い、出題ミスの防止に努めている。試験問題の管理・保管はアドミッションオフィスが厳重に行っている。AO 募集や推薦募集等の選抜については、既述の大学全体の項で記載したものと同様である。

<3>医用工学部

1) 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学部の入学者選抜方法は、全学的に行われる一般募集、センター試験募集、AO 募集、指定校推薦募集および公募推薦募集で行われる。学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、既述の大学全体の項で記載したものと同様である。

本学部のAO 募集におけるB方式においても複数回の面接を実施することを原則としている。1回の面接官は6名~8名からなり、卒業後は「命」を扱う職業に従事する関係から、「医療従事者」としての適性を多くの面接委員が判断している。1回目の面接において課題を渡し、2回目の面接において回答を求める方式も採用している。

また、本学部の「前期募集試験」の解答方式では、全学統一試験およびセンター試験の「マークシート方式」と異なり、「記述式」を採用している。これにより、受験生の多様な適正に応えられるような選択肢を拡げている。

2) 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本学部の試験問題については、学長から任命された非公表の作成委員が作成し、作成委員とは別に指名された校正委員が試験問題の検証を行い、出題ミスの防止に努めている。試験問題の管理・保管はアドミッションオフィスが厳重に行っている。AO 募集や推薦募集等の選抜については、既述の大学全体の項で記載したものと同様である。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学部の入学試験は、一般募集(前期・後期)、センター試験募集(前期)、A0 募集(I 期・II 期・III 期)、公募推薦募集(I 期・II 期)、および特別選抜募集(社会人・留学生・帰国生徒対象)の五つのカテゴリーに分け実施されている。それぞれの入学試験における募集人員、出願資格、選抜方法等は 3 学科共通であり、詳細は「入学試験要項」に明示されている。本学部の一般募集は、各学科前期 35 名、後期 5 名、センター募集は 5 名、公募推薦は I 期 15 名、II 期 5 名、A0 募集は、I 期から III 期とも各 5 名の計 15 名、特別選抜若干名で 1 学科定員は 80 名である。

入学試験は、「入学試験委員会規則」、「入学試験実施本部規程」に基づいて実施されるが、本学部においては更なる厳選を求め、「桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部入学試験実施要領」を作成し、それに則った入学試験が実施されている。一般募集における試験問題は全学統一であり、全教科マークシート方式で実施されている。他の試験区分における小論文は、1 答案につき 2 名の採点者がそれぞれ採点し、その平均点を採点結果として採用している。なお、採点者による得点の偏りを防ぐために、採点者は 6 名に限定している。面接試験については、1 名の受験生に対し 2 名の教員が面接し、それぞれの採点を平均し、採点結果として採用している。一般募集における試験監督には学部全教員が携わっている。他の区分における面接試験については、特定された小論文の採点者を除き、学部全教員が携わっている。合否はいずれの試験においても得点順位により判定している。

《資料 3》平成 23 年度(2011 年度)入学試験要項

《資料 43》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学入学試験委員会規則 PP2135-2165

《資料 44》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学入学試験実施本部規程 PP2166-2167

2) 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本学部の入学試験日程、募集人員、受験資格、試験科目、配点等については入学試験要項に明示されている。公募推薦募集、A0 募集については、必要とされる条件、基準となる評定平均値が同じく入学試験要項に明示されている。

入学者選抜に関する合否の判定については、いずれの試験においても学部全教員が出席して開かれる入試判定会議で決定される。ここには点数によって順位付けられた入試結果の一覧表が示され、学部幹部会(学部長、学科長、学科長補佐の 7 名で構成)で検討された原案を学部長が示し、それについて議論がなされ合否が決定される。合格者の発表については、募集定員を大幅に上回ることをないよう配慮し、慎重審議の上発表している。

受験生の合否発表について、一般募集は合格者に対する合格通知書の郵送をもって行なうほか、補助手段としてインターネットによる合格発表を実施している。その他の募集については、合否にかかわらず結果を郵送している。補欠者には、補欠通知書が郵送されるが、合格者の手続き状況により欠員が生じた場合に順次合格とされる資格であることを示している。補欠者の順位についての問い合わせには応じていない。また、前年度の受験者数、合格者数については Web 上で公開している。現在のところ、年度ごとの受験者数、合格者数、志願倍率、合格最低点、最高点、平均点等については入試判定会議で示されるが、内部資料として扱い一般には公表していない。

《資料 3》平成 23 年度(2011 年度)入学試験要項

《資料 94》受験生応援サイト <http://www.cc.toin.ac.jp/ouen/>

<6>法学研究科

1)学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

入試日程と募集形態については大学ホームページにおいて、大学院入学試験案内として示している。詳細な試験の内容については、入学試験要項を作成しており、電話、Eメールのどちらでも請求できるようにしている。電話番号とEメールアドレスは、ホームページの大学院入学試験案内に明記している。

口述委員は複数の教員で行い、その結果を専攻長に報告し、研究科委員会で承認を行っている。

《資料5》平成23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程入学試験要項

《資料6》平成23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程入学試験要項

《資料92》大学ホームページ(大学院入学試験案内)

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/nyusi/>

2)入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

修士課程は、一般募集とAO募集、博士後期課程は一般募集のみである。修士課程の一般募集では法学政治学の基礎知識を問う筆記試験が実施される。さらに、詳細な研究計画書を提出させ、面接試験により大学院進学への動機、計画性、手段の妥当性を問う。AO募集においては、この面接試験をより丁寧に行っている。

博士後期課程は、研究計画書を提出させ、それについての口述試験を行っている。研究計画の妥当性を吟味している。留学生については、日本語、英語の能力も判定している。

<7>工学研究科

1)学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本研究科における入試については、一般募集とAO募集によって行っている。一般募集においては、学部での成績を重視するとともに、語学試験と面接を課している。学内からの志願者については、修得単位数とGPA得点をプロットした二次元分布表において、志願者がどのような位置にあるかを判断し、平均以上の学業成績を修めていることを確認する。このような評価方法は客観的かつ有効なものであり、その透明性はよく保たれている。

2)入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

医用工学専攻では、一般募集と併せてAO募集を実施する。選考は、GPAと取得単位数により評価され、応募者の研究計画と小論文について口述試験を行い、その結果により合否判定を行っている。

(3)適切な定員を設定し、学生数を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

<1>大学全体

1)収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

収容定員管理として、学部では入学定員数に対する入学者数1.0倍以上1.3倍未満が適切な数値としている。合格者数については、前年度の歩留まりや出願状況などを踏まえて学科単位で調整を行っている。大学院の学生募集についても入学定員を確保できるよう、

研究科単位で学内外へ募集活動を行っている。

在籍学生数比率を安定させるためには、これら毎年の入学者を適切な数値で確保していくこと、中途退学者を極力出さず最終学年でも定員を上回ること、逆に留年者数が増えて収容定員を圧迫しないように考慮しなければならない。

募集形態別では、いずれの学科も A0 募集の入学者が入学定員を上回り、一般募集およびセンター試験募集では募集定員を下回る傾向があるが、定員は確保されている。

《資料 2》大学基礎データ表 4

2)定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

一部の学科においては入学定員が過剰になっているが、全体から見ると収容定員の許容範囲内に収まっている。

<2>法学部

1)収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学部の 2010(平成 22)年度の入学定員は 180 名で、これに加え 10 名の第 3 年次編入枠の定員を設けている。収容定員は 740 名で、うち編入学は 20 名である。これに対して在籍学生数は 826 名、うち編入学生は 1 名であるが、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.12 と全体的には適正な値である。

《資料 2》大学基礎データ表 4

2)定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本学部では現在のところ、著しい欠員も定員超過も恒常的には生じていない。

<3>医用工学部

1)収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学部の 2010(平成 22)年度の入学定員は 80 名(それ以前は 75 名)、収容定員は 305 名である。これに対して在籍学生数は 293 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.96 で若干の未充足となっている。臨床工学科については、過去 5 年間定員を上回る入学者があり、安定した学生数で推移している。一方、学科改組前の生命・環境システム工学科の在籍学生数比率は 0.56 と大きく定員を下回っていたが、生命医工学科に改組して以後、その比率は 1.08 と定員を超えて改善に向かっており、適切に推移している。

《資料 2》大学基礎データ表 4

2)定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本学部では現在のところ、著しい欠員も定員超過も恒常的には生じていない。

<4>工学部

1)収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学部は 2010(平成 22)年度から学生募集を停止している。現在の収容定員は 225 名であるのに対して在籍学生数は 153 名である。収容定員に対する在籍学生数比率は 0.68 となっている。

《資料 2》大学基礎データ表 4

2)定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本学部はここ数年著しい定員の欠員を生じていたこともあり、医用工学部の改組やスポーツ健康政策学部のスポーツテクノロジー学科の設置を踏まえて2010(平成22)年度から学生募集を停止した。

<5>スポーツ健康政策学部

1) 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学部の2010(平成22)年度の入学定員は240名、収容定員は720名である。在籍学生数は850名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.18と全体的には適正な値である。

《資料2》大学基礎データ表4

2) 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

収容定員の管理については、いずれの学年・学科とも入学定員(各学科80名)の1.3倍以内にとどまっている。スポーツ健康政策学科の第3学年において定員充足率が1.0を下回っている状況にあるが、これは2008(平成20)年4月に入学した95名の入学者のうち、3年間で15名が退学、4名が第2学年に留年したことによるものである。

2008(平成20)年度に入学した学生286名中(教育学科96名、テクノロジー学科95名、政策学科95名)、2年間で退学した延べ学生数は26名(教育学科4名、テクノロジー学科7名、政策学科15名)である。また、2009年度に入学した学生295名中(教育学科98名、テクノロジー学科100名、政策学科97名)、1年間で退学した学生数は13名(教育学科3名、テクノロジー学科2名、政策学科8名)である。

退学理由は、2008(平成20)年4月から2010(平成22)年3月までを集計した結果、経済的理由8名、進路変更13名、学習意欲喪失12名となっている。

退学については、学生より退学の申し出があった場合、クラス担任、場合によっては教務委員も同席して本人(保護者を含む場合もある)と面接し、退学理由及びその意思を確認するなど、十分な話し合いを持つことにしている。最終的には保護者の承認を得た文書(大学指定様式)の提出を求め、各学科会議において経過報告がなされ、学部運営会議を経て学部教授会に審議事項(学生の身分に関する件)として提案される。教授会で承認された場合に退学が認められるというシステムになっている。

<6>法学研究科

1) 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本研究科の在籍学生数と収容定員の割合は修士課程が1.25倍、博士後期課程が1.67倍となっている。

かつては定員を大幅に超過していたが、そのような状況は改善し、定員を充足している。ただし、2010(平成22)年度の入学者は、留学生の出国手続きの問題で入学辞退をよぎなくされた学生がおり1名入学定員を下回っている。

《資料2》大学基礎データ表4

2) 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本研究科では現在のところ、著しい欠員も定員超過も恒常的に生じていない。なお、前回の認証評価において博士後期課程の過剰が指摘されたが、現在は解消に至っている。

<7>工学研究科

1) 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本研究科の在籍学生数と収容定員の割合は医用工学専攻修士課程が 1.43 倍、同専攻の博士後期課程が 0.56 倍となっている。なお、修士課程のみの情報・機械工学専攻は 0.9 倍となっている。

医用工学専攻博士後期課程および情報・機械工学専攻修士課程の在籍学生数が収容定員を下回っている。この原因として、博士後期課程については社会人学生が多く、修士課程から進学する学生が少ないこと、情報・機械工学専攻修士課程は基礎となる工学部の収容定員未充足がそのまま大学院進学者数にも影響していることがあげられる。

《資料 2》大学基礎データ表 4

2) 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

医用工学専攻では、医用工学部からの大学院進学率 50 パーセントを目標として、積極的な進学の奨励を行っている。情報・機械工学専攻は慢性的に欠員を生じている。専攻会議で入学者確保のための方策を検討するとともに、各研究室で大学院への進学を強力に進めているが、妙案がないのが現状である。博士後期課程については、社会人入学者の応募をさまざまなチャンネルを通じて奨励し、応募者の獲得を模索している。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

<1>大学全体

近年、A0 募集での入学者の割合が高まり、出願までの過程で学校見学やオープンキャンパスを経験している受験生が増えている。そのため、本学との接触の機会が増え、受け入れ方針に対する理解は広がっていると思われる。一般募集やセンター試験募集についてもオープンキャンパス、大学ホームページ、『大学案内パンフレット』等を通じて受け入れ方針が伝えられている。以上の認識のもと、学生募集および入学者選抜の在り方についての定期的な検証は、大学運営の定期的な会議体である企画検討会議、大学運営会議、大学評議会、各教授会および各研究科委員会を通じて検討している。

これら以外にも、高校訪問では訪問後出張報告書の提出が義務付けられているため、出張報告書に改善点の記載があれば次回の訪問までに修正し、常に高等学校が求める情報が提供できるよう努めている。オープンキャンパスへの高校生の参加は、2008(平成 20)年度、約 750 名、2009(平成 21)年度、約 800 名で年々増加傾向にあるが、より一層効果的な広報のあり方を検討し、各学部の理念・目的に適合した受験生の獲得に努めたいと考えている。

<2>法学部

本学部で学生募集業務を受け持つ組織は、法学部アドミッション委員会である。委員会は定期的に関催され、オープンキャンパスや A0 募集の実施状況をその都度検証している。受け入れ方針、募集および入学者選抜の適切性に関する抜本的な議論は現在のところ生じていない。もっとも一般募集における地域入試の意義、高等学校での模擬授業の有効性について見直しを提案する意見も出ている。

<3>医用工学部

本学部で学生募集業務を受け持つ組織は、医用工学部アドミッション委員会である。委員会は定期的開催され、オープンキャンパスやA0募集の実施状況をその都度検証している。受け入れ方針、募集および入学者選抜の適切性に関する抜本的な議論は現在のところ生じていない。

<5>スポーツ健康政策学部

本学部の入学者選抜試験は、一般募集、センター試験募集、公募推薦募集、A0募集、及び特別選抜の五つのカテゴリーに分け実施されている。学生募集および入学者選抜試験の適切性については、現在のところ、これら各試験の終了後に、各教員が気づいた点を学部A0委員へ届けるという方法を持って対応している。これら以外にも、高校訪問では訪問後出張報告書の提出が義務付けられているため、出張報告書に改善点の記載があれば次回の訪問までに修正し、常に高等学校が求める情報が提供できるよう努めている。オープンキャンパスへの高校生の参加は、2008(平成20)年度、約750名、2009(平成21)年度、約800名で年々増加傾向にあるが、より一層効果的な広報のあり方を検討し、本学部の理念・目的に適合した受験生の獲得に努めたいと考えている。

<6>法学研究科

本研究科では、研究科委員会で毎年の募集について決定し、結果についても検証している。受け入れ方針や定員の適切性に関する抜本的な議論は現在のところ生じていない。

<7>工学研究科

入学者選抜にあたっては、各専攻教員全員が口述試験の審査に係わり、公正な選抜方法が確保されている。定期的な審査方法の検証は行っていない。

2. 点検・評価

<1>大学全体

効果が上がっている事項(優れている事項)

求める学生像について学部ごとに明示し、Web上に周知することによって適切な選抜が実施されている。また、多様な選抜方法を設けることによって大学全体としては収容定員を満たしている。

改善すべき事項

学生募集については、多様な入学者選抜方法により入学定員を配しているが、本学の学生募集は入学定員の確保に主眼が置かれており、歩留まりを考慮して、学力試験を課さないA0募集や公募推薦募集など、本学を第一志望とする学生を比較的早い時期に確保できる募集形態の比重が高くなり、一般募集およびセンター試験募集の学力による募集形態の比重が低くなっている。これにより全体的に入学者の学力の低下が問題視されている。

障がいのある学生の受け入れについては、いままで実績が少なく、また、受け入れた学生の障がいが比較的軽度であったため、授業等では担当教員の配慮等で対応してきた。施設面では、比較的新しい施設はバリアフリー化が施されているが、一部の施設ではバリアフリー化のための改修を進めつつも依然段差が存在するなど、未整備の部分も残されている。学習面や生活面でのサポート体制については、学内規程やマニュアル等が存在しないため、サポートが必要な障がいのある学生が入学する場合に大きな問題となる可能性がある。

より一層効果的な広報のあり方を検討し、本学部の理念・目的に適合した受験生の獲得が課題である。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部が多数の募集方法を用意して多様な受験生に対応できていることは、評価に値すると考えている。また募集方法の多様さにもかかわらず、アドミッションオフィスはすでにこの数年の間に、業務のマニュアル化や効率化をかなり程度実現し、一層厳格な機密の保持体制を構築することにも成功した。この点に関しても、比較的良好な評価を与えることができよう。

改善すべき事項

本学部への編入学に社会的な需要があるのかという根本問題を見極めながら、第3年次編入学募集の存廃について検討することを今後の課題としたい。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

医療従事者育成に特化した学科改組を果たし、これまで以上に目的意識の高い学生が集まり、教育研究の充実および定員の充足の改善がなされた。

改善すべき事項

本学部において社会的有用性の高い臨床工学技士や臨床検査技師の育成プログラムを設けているが、入学志願者数の伸びは顕著とは言えず、社会一般に対する周知が不十分であると考えられる。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

なし

改善すべき事項

過去に聴覚障がいのある学生を受け入れたことから、本学部構成員は障がいのある学生の受け入れについて理解を示している。しかしながら、今後、多様な障がいを有する学生をすべて受け入れられるかどうか、規程を設けるべきかどうかについては慎重に検討する必要があると考えている。なぜなら、本学部が主に授業で使用している建物や教室の入り口、トイレは、車椅子利用の学生に対応できる構造になっていない。

一般募集の入試問題は全学部共通であるため、学部において一般募集の入試問題を検証

することはしていない。しかしながら、学部にかかわりのある小論文の試験問題や試験のあり方については、学部 A0 委員会が当該試験の終了後に各教員から学内メールを通じて意見の収集を行っている。

過去の一般募集の入学試験問題、公募推薦募集や A0 募集における小論文の試験問題については、オープンキャンパス時に希望に応じて配布しているが、合格最低点・最高点・平均点については公表していない。このことについては今後の検討課題である。

各学科とも入学時の定員は充足しているものの、スポーツテクノロジー学科において受験生が減少していることが明らかにされている。原因としては、前述の学科理念やミッションとしてあげたものと、現実に行われている教育内容とに隔たりがあることが徐々に受験生に伝わり、募集に影響しているものと考えている。その障がいとしては、スポーツ施設や研究に必要な施設の不足、コースの特徴を出すためのカリキュラムが組み立てられていないことがあげられる。

なお、入学者のうち学力試験を受験せずに入学してくる学生が半数以上を占めていることもあって、基礎学力を備えていない学生が多くなっていることが懸念される。大学の授業についてこれられない学生も一部で見受けられ、それが退学へと繋がっている状況も推察される。したがって、入学者選抜の方法についても、例えば一般入試選抜学生を多く入学させる等適切なあり方を検討する必要があると考えている。

退学者については、特に、スポーツ健康政策学科に退学者の割合が高く、第 3 学年においては定員割れの状況になっている。この点について対応策を考える必要がある。なお、学生の入学履歴を全教員が把握できる資料を有していないことから、どの入試区分で入学した学生に退学の傾向が強いのかを十分分析できていない状況もある。クラス担任、ゼミ担当教員が当該クラスやゼミの学生に関するより詳細な情報を持つことも必要であると考えられる。また、出席状況、単位取得状況をクラス担任およびゼミ担当教員が適切に把握し、学習意欲喪失の学生に早期に対応、支援できるような方法を考える必要もある。さらに、本学への進学を各教員が的確にとらえ、進路変更者を生じさせないような方法を考える必要がある。

A0 募集については、受験に際しての基準(高等学校における評定平均値)がないことから、希望者が多くなる傾向にある。本学部にとっても、学生を確保する上で欠かすことのできない受験方式ではあるあるが、小論文と面接によって当該受験生が入学後、大学の授業に適應できるかどうかについて判断することには限界がある。したがって、特に A0 募集で入学した学生については、入学後の修学状況を適切に把握し、大学での学習環境に適應できるよう支援することが必要であると考えている。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

他大学からの進学、様々な年齢の生涯学習のための入学、そして、多様な国からの留学生が集まって来ることなど、多様性にあふれた研究科となっている。また、とりわけ、近年では、高いレベルの専門実務家が海外から入学するようになっている。

改善すべき事項

本学法学部からの進学者数は法科大学院の設置後、伸び悩んでいる。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

博士後期課程においては社会人大学院生のシステムが定着している。

改善すべき事項

博士後期課程入学者は、修士課程からの内部進学者が少なく、定員充足も達成していないという点が課題になっている。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

昨今、A0 募集志願者が増加し、早期に本学の内容をよく理解してもらうことはとても重要である。そのため、オープンキャンパスの内容の充実に関しては、各学部の特長を分かりやすく伝えられるよう受験生の立場で見直しを図っていく。

A0 募集での受験は学力試験を課さないため、学力不足により入学後に授業についていけない場合がある。これを各学部の事前学習プログラム等を実施しているが、よりきめ細かい指導を行っていくことである。

A0 募集での志願者の割合が高くなっている半面、一般募集志願者の割合が減少している。これは本学に限らないことであるが、一般募集を目指している受験生も多数存在するので、本学の魅力を分かりやすいかたちで発信することによって志願者の確保に繋げる。

障がいのある学生の受け入れについては、施設面にバリアフリー化が未整備の部分があり、今後の実験・実習施設の整備計画とも関係してくるので、可能な部分から整備を図っていきたい。また、障がいのある学生をその度合いに応じた学習面や生活面のサポートに対する規程や体制の整備を行う。

<2>法学部

教育の中身の充実を図り、また就職先での評価を得て、その評判が伝播し、一般募集の志願者を増やすという本来の理想的なサイクルで志願者増を図る。

<3>医用工学部

地域の中学生・高校生を対象とした理科系大学教育への啓蒙を目的としたイベント、たとえば神奈川県主催の「中高生のためのサイエンスフェア」、予備校主催の「大学進学フェスタ」等を通じて、臨床工学技士・臨床検査技師の仕事を紹介し、本学部の人材育成の目的を周知させるべくすでに努力している。今後はさらに地域の高等学校との連携を強め、高等学校におけるキャリア教育プログラムにおける「出前授業」の実施、臨床系諸学部への進路に特化した予備校が発行するメディア等を通じて、本学部の人材育成の目標、本学部独自のアドミッションポリシーについての広報を行う。

<5>スポーツ健康政策学部

学部運営会議において、受験生の志願状況の分析や次年度以降の入学試験制度について

検討を行うとともに、高校訪問、模擬授業、進路相談会、本学部より発信される媒体を通じて、より一層本学部が求める学生像を明示できるよう努めたい。そのためにも、効率的な広報のあり方を検討するとともに必要な広報費を確保する。

障がいのある学生を今後、積極的に受け入れるのであれば、当該学生の利用に不便をきたさない施設・設備の充実の計画を検討する。

入学者選抜方法のあり方については、各教員の有している実感などを通して具体的な課題を集積しつつ、必要に応じて適切に改善するとともに、試験結果について適切な公開方法を検討する。特に、公募推薦募集、A0 募集による合格者について、入学までに適切な課題を義務的に提供するなどして、大学生としての準備教育を充実させる。また、公募推薦募集、A0 募集における受験方法を再検討する。少なくとも、公募推薦募集、A0 募集における面接試験においては、明確な目的意識、学習意欲をより正確に把握できるような試験のあり方を考える。

公募推薦募集、A0 募集における面接試験のあり方を再検討するとともに、公募推薦募集、A0 募集等、学科試験を受験していない合格者の入学前準備教育を充実させる。特に、公募推薦募集、A0 募集による入学者の出席状況、学修状況を全教員が早期に把握できるようなシステムを検討する。

スポーツテクノロジー学科におけるコースの特徴を出すカリキュラムについては、特にトレーナーコースにおいて、新たな資格取得が可能な授業科目を設けることについて今後検討する予定である。スポーツテクノロジーコースにおいても新たな授業科目を追加し、より充実したコースにするべく検討を開始している。

<6>法学研究科

中国だけでなく他のアジア諸国の留学生の受け入れを充実させたい。そのためには、現在学んでいる留学生を通じて海外への広報を積極的に行う。また、大学間協定を締結している海外の大学に、本学の研究科での教育研究を認識してもらう方策を検討する。

<7>工学研究科

大学院入学試験要項を積極的に配布することにより、学内および他大学の学部生にアプローチする。神奈川県内で特に横浜地区は全国有数の工業地帯であることを考慮し、大企業のみならず中小企業のニーズをとらえ、社会人大学院生の確保を検討する。そのために企業の勉強会、講演会に積極的に参加する。また、国際的に応募者を確保し、定員充足率を高めることである。

医用工学に特化して、この分野の先端領域を扱う高度な研究者・技術者の育成に主眼を置いて研究・教育の展開を図る。

4. 根拠資料

《資料2》大学基礎データ

《資料3》平成23年度(2011年度)入学試験要項

- 《資料 5》平成 23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程入学試験要項
- 《資料 6》平成 23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程入学試験要項
- 《資料 7》平成 23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程入学試験要項
- 《資料 8》平成 23(2011)年度桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程入学試験要項
- 《資料 43》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学入学試験委員会規則 PP2135-2165
- 《資料 44》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学入学試験実施本部規程 PP2166-2167
- 《資料 92》大学ホームページ(大学院入学試験案内)
- <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/nyusi/>
- 《資料 94》受験生応援サイト <http://www.cc.toin.ac.jp/ouen/>
- 《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

6 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

1) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

第一に修学支援については、学位授与の条件をすべての学生が満たすことができるよう入学から卒業まで個別の対応を行うこととしている。具体的には、学年ごとに修得すべき単位を明示し、オリエンテーションにおいて履修指導を行い、目標単位を履修できない学生については本人および保護者を交えた相談を開くこととしている。そのほか、課外の学習支援として「インディ・カフェ」(工学系学部の学習支援組織の名称)、「学生ラウンジ・学習ラウンジ」(大学中央棟)、「ピアツァM」(法学部棟)を置いている。

第二に生活支援については、学生が入学から卒業まで有意義で充実した学生生活をおくることができるような環境を支援している。そのほかに「健康管理センター」「学生相談室」を設置し、身体面と精神面のケアを図ることとしている。また、学生に対する学内アルバイトの斡旋を行い、学生の経済的な支援を行うこととしている。

第三に進路支援については、大学4年間の中で生涯にわたるキャリアデザインを学生一人ひとりが計画できるようなプログラムを用意することとしている。具体的には、授業科目の中で学年ごとにキャリアデザインに関する目標を立てさせることとしている。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP40-43, PP60-61

《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部

PP40-43, PP60-61

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP85-88

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者については、本学では全学部で進級制限を設けており4年次に留年生が集中しないように配慮している。また留年者、休学者についてもクラス担任制等を採用しており、担任教員等が勉学面、生活面におけるサポートを行い、進級、復学できるように教育、指導している。成績不良者に対して三者面談を実施し、早期に学生の軌道修正を行い事前に退学の防止を図っている。またクラス担任制等の採用により学生から直接教務課へ休・退学の意思表示があった場合は、必ず担任の教員等に相談するように指示し、教員の面談にて状況把握が済まなければ「休学願」「退学願」を受理しない。「休学願」「退学願」を受理した場合は、必ず担任が「所見」を添付し、教授会で一人ひとりの休学、退学理由について詳細な報告が行われている。

2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

「インディ・カフェ」はパソコンが設置されたレッスン・スペースである。そこには教員、インストラクター、学生スタッフが常駐しており個人指導、グループ指導ともに随時授業外指導を受けられる。パソコンも設置されており、レポート作成や情報の検索等に利

用できる。「インディ・カフェ」には以下の2コースがある。

第一は、ベーシックコースと呼ばれており、基礎学力充実のための個人指導やグループ指導が受けられる。ここでは授業の復習、レポートの作成、試験対策も行うことができる。

第二は、アドバンスコースと呼ばれ、本学の大学院、他大学の大学院へ進学したい学生を対象にする。ここでは専門的な知識を生かして専門職に就職したい学生等が対象となり指導を受けられる。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP60-61

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP60-61

3)障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生についての修学支援は、これまでのところ視覚障がいや聴覚障がい等の事例はない。なお、バリアフリー化を進め、スロープの設置、手すりの設置などを行っている。

4)奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学の奨学金制度は、桐蔭横浜大学特待生奨学生制度、日本学生支援機構奨学金および地方公共団体・民間育英団体奨学金の三つの柱からなっている。

桐蔭横浜大学特待生奨学生制度は、学部の1年次後期から3年次前期(法学部においては2010(平成22)年度より1年次前期から2年次後期)までの2年間を対象に、成績優秀者を学部学科ごとに選考し、学期ごとに授業料相当額等を奨学金として支給するものである。具体的には、前学期の成績評価(法学部は入学試験の結果)、GPAなどにに基づき総合的に選考しており、ちなみに2009(平成21)年度前期の状況を見ると法学部は4名、医用工学部は生命・環境システム工学科、臨床工学科、各1名の計2名、工学部は電子情報工学科、ロボット工学科で各1名の計2名、スポーツ健康政策学部はスポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科各2名の計6名が採用された。

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学が困難な者に対し学費を貸与する制度である。本学では例年4月に説明会を開催し、その後一定期間を設けて希望者に申込資料を提出させ、面接を実施し、学内選考のうえ日本学生支援機構に推薦をしている。昨年度実績を見ると在籍学生2,396名に対し490名が支給を受けており、その比率は20.4パーセント、支給総額は4億8,200万円となっている。また、2010(平成22)年度のこれまでの状況は144名の申込みに対し、採用決定者は61名で採用比率は42.4パーセントという数字が出ている。

本学でも他大学同様に地方公共団体(都道府県市区町村)や民間育英団体の奨学金制度を採用しており、昨年度の実績では地方自治体では横浜市、川崎市、大田区、および茨城県のものがあり、団体のものとしては電通育英会、交通遺児育英会などで実績がある。

なお、その他に経済支援制度の一環として日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があり、本学でも相談に来た学生にはパンフレットで説明し薦めているが、申し込みは学生が個別で行うため利用実績の数字は把握できていない。大学院工学研究科の独自の奨学制度として工学研究科修士課程で、大学発ベンチャー企業からの支援を受けて学内選考により優秀な学生に対して年間35万円を奨学金として支給する制度を実施している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP44-46

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP44-46

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 PP89-91

《資料 45》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学奨学生規程 PP3123-3125

《資料 46》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学外国人留学生奨学生規程 PP3126-3128

《資料 47》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部社会人学生奨学金規程 PP3129-3131

(3)学生の生活支援は適切に行われているか

1)心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

本学での心身の健康保持等のケアに対応する措置としては、学生相談室と健康管理センターが二本の柱となっている。学生相談室は 2010(平成 22)年度から大学中央棟の 2 階に移設され、学業や進路、就職、性格上の悩み、対人関係、その他生活全般について気軽に何でも相談できる体制をとっている。相談員は、本学教員の責任者 1 名と非常勤のカウンセラー 3 名があたっており、申込みは学生課窓口での申込みやメールで行うシステムを採っている。開室の日数は週あたり 6 日、年間では 240 日で、昨年の実績では延べ 487 名が相談に訪れている。

次に、学生および教職員の健康の保持増進に寄与することを目的として健康管理センターを設置している。昨年度までは大学施設外に設置されていたが、今年度から大学中央棟の 2 階に移設され、より学生達が利用しやすい環境が整備された。なお、この健康管理センターが果たす役割として次の三つが挙げられる。学校保健法に基づき毎年 4 月に健康診断を実施している。基本的な実施項目は身長、体重、視力、聴力、血圧内科診療、胸部レントゲンの各項目であり、未受診者に対しては担当教員に呼びかけるなど受診奨励に積極的な対応を行っている。学内での怪我、急に体調を悪化させた学生には応急の処置を施している。ただし医師が常駐していないため専門的な治療、薬の処方が必要な場合は、学園内の「桐蔭学園診療所」や提携関係にある医療機関を紹介する体制である。健康管理センターでは健康に関する疑問や悩み、メンタルヘルス(精神面)に関する相談にも応じており、利用可能時間は平日が午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分となっている。なお、緊急時に備え、AED2 台、車椅子 3 台、簡易ベッド 2 台、担架 2 台を具備している。さらに健康管理センターを補完するものとして前述の「桐蔭学園診療所」が本部管理棟 3 階に設けられている。これは医療機関であり、医師による診察、薬の処方が受けられるので、健康管理センターの守備範囲を超えたケースにも対応できるような体制となっている。

2)ハラスメント防止のための措置

本学ではセクシュアルハラスメント防止についてのガイドラインが 2002(平成 14)年 4 月 1 日に制定され、2005(平成 17)年にはセクシュアル・ハラスメント対策委員会が立ち上げられ、それを機会に規程の整備も行った。日常の防止対策として、毎年 4 月に全学生に配布される『学生便覧』にセクシュアルハラスメント防止および相談・苦情への対応等について記載し、前・後期のオリエンテーションにおいては担当の教員が全学生に注意を促している。また、各学部、部局にセクシュアルハラスメントの相談員(窓口)を設けており、相談を希望する者は相談員に直接電話やメールで予約を取るシステムとなっている。そして相談員は、話を十分に聞いて状況を把握した上で相談者とともに解決の方法を考える。また、問題が深刻かつ重要な場合は大学のセクシュアル・ハラスメント対策委員会が問題

解決にあたる。なお、セクシュアル・ハラスメント対策委員会の活動は規程の改正案の取り纏め、学生に対するセクシュアルハラスメント意識調査の実施、教職員対象のハラスメント研修会の実施など様々な活動を積極的に展開している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 P120

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P120

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 P105

《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程 PP2657-2659

《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程 PP2660-2664

《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針 PP645-647

(4)学生の進路支援は適切に行われているか

1)進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

具体的には下記内容で実施している。

キャリアガイダンス

前期および後期の初めに、各学部の学年ごとに、就職や資格、インターンシップ、公務員試験対策講座、キャリア情報センターの支援体制などの説明を内容としたキャリアガイダンスを行っており、出席率は高い。

インターンシップ

近年、学生は将来の進路に対し、早期の段階から強く意識するようになってきており、また、インターンシップを就職活動の前哨戦と捉える傾向が強まっているので、インターンシップに参加したいという学生が年々増えつつある。一方、企業側の受け入れ数に限りがあることから、企業側のインターンシップ参加のための選考が厳しくなりつつあり、そのための対策が必要という現実がある。

そこで、インターンシップに参加するための事前の準備を十分に行うため、「インターンシップ準備セミナー」という講座を開講している。内容は、インターンシップの現状についての説明、自己分析、企業研究、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、ビジネスマナーなどである。講座によっては、受講者全員がインターンシップに参加できるわけではないが、受講者にとって、講座の受講自体が将来の進路を真剣に考える良い機会となっている。

授業科目としてのキャリア講座

学部 3 年次の学生を対象として、キャリア講座を実施している。学生にそれぞれの将来の進路について、より深く考えさせるとともに、具体的な就職試験対策を行うための講座である。

法学部では、前期に「キャリア・デザイン」、後期に「キャリア・デザイン」という科目、また、1 年次に「仕事と社会」を置いている。医用工学部・工学部では、後期に「キャリア研究」という科目を開講している。各 2 単位の選択科目として実施している。スポーツ健康政策学部については「キャリアナビゲート」という講座を前期および後期に開講している。内容は各学部ともほぼ共通であり、自己分析、企業研究、新聞の読み方、内定者報告会、卒業生講話、マナー講座、履歴書・エントリーシートの書き方、グ

ループディスカッション対策、面接対策などである。

これらの内容は、各学部就職指導委員会とキャリア情報センターが協力・連携しながら決定している。

課外講座

「Plus1 セミナー」という課外講座を実施している。これは教職員のボランティアを募り、学生に対し、授業外で様々な講座を無料で提供するものである。例えば、簿記、宅建、行政書士などの資格試験の講座、英語、柔道、写真の撮り方などの講座を開講している。また、昨今、公務員を希望する者が増えており、これに対応するため、学内で公務員試験対策が出来るよう開講したのが「公務員試験対策講座」である。

個別支援

キャリア情報センターでは様々な個別支援を行っている。具体的には、就職・進路相談、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接、求人情報の提供などである。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP36-39

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP36-39

2) キャリア支援に関する組織体制の整備

学生部にキャリア情報センターを設け、専従職員を配置している。また、各学部に教員で構成される就職指導委員会を組織している。

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程 P2130

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

今年度から健康管理センターを大学中央棟に移し、より学生達が利用し易いように配置している。健康管理センターでの応急処置、学園の診療所や提携する医療機関との連携もおおむね順調に稼動しており、学生達からの不満はほとんどない。

留年者および休・退学者の状況把握と対処に関しては、次のとおりである。

留年者については、様々な学力レベルの学生が入学しており、学力的に 4 年間で卒業できない学生がいることも事実であり、こういった学生をサポートするためにも担任制度は有効である。また進級制限を設けることにより学力不足のまま進級することを阻止し、相応の学力を修得させたいうで進級させることにより、学力不足による退学の防止にもなっている。

休学者については、理由は健康上の問題(身体的、精神的)、学校に馴染めない、経済的な問題、学力的な問題等、様々なものがあり復学が容易でないケースも多いが、担任制度により教員が定期的にフォローしており学校との繋がりを保っている。

成績不良者に対する三者面談を早期に実施することにより退学の防止を図っており、これを機会に軌道修正する者もいる。また退学時にはクラス担任と必ず面談することとしているため、退学を思い留まる者もいる。

補習・補充教育に関する支援体制とその実施については、「インディ・カフェ」が効果を上げている。また、勉強以外の進路相談、サークル活動や対人関係の相談も受付けており、

学習サポートのみならず学年等を越えた学生同士の交流の場にもなっている。

ハラスメント防止に関しては、セクシュアル・ハラスメント対策委員会の先導でかなり手厚い防止体制、対策が講じられている。一方「ハラスメント」について、社会的にもセクハラ以外のハラスメントの存在が認知され、その防止措置を講ずる必要性が高まり、委員会もさまざまなハラスメントに対応できる体制づくりを行っている。なお、ハラスメントの知識を修得させるために全教職員を対象にした外部講師による研修会を実施した。

「Plus1 セミナー」の実施による人的負担は重いが、学生にきめ細かな対応を行うことが出来るため、効果は大きい。また、個別対応で得た情報をもとに講座内容の改善などに役立てられている。

改善すべき事項

留年者および休・退学者の状況把握と対処については、留年する理由は学力不足だけでなく、アルバイトや遊興のために通学が疎かになるケース、友人ができず学校に馴染めないケース、経済的状况によるケース等様々な理由があり、簡単に解決策を見出すことは難しい。

退学に対する対応は、「欠席が多くなる」「成績が低下する」などの兆候が見られた場合に早めに対処することが必要であり、そのために担任教員、父母等、本人による三者面談を行っているが、初期的な段階での学生相談体制を充実することが課題である。

ハラスメントに対する意識の向上をめざし、全教職員対象の研修会等を開催した点は評価できるが、カウンセリング技法に通じた相談員を十分に配置するには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

まず、今後のハラスメント対策として、定期的な学生や教職員への周知徹底を行っていくことに加えて、セクシュアル・ハラスメント委員に対してカウンセリング能力を身に付けさせるための専門的な研修会を実施していく。

次に、2011(平成 23)年度からのキャリア教育の義務化に伴い、1 年次から体系的なキャリア教育を導入すべく、カリキュラムの準備を進める。そして、インターンシップを希望する学生全員が受講可能にするため、教員が多くの企業と接触し、受け入れ可能にしてみらうために全学で対応策を検討する。

また、退学については、本学の特徴である少人数教育を基礎として、学生に対するきめ細かいフォローや相談体制を充実させる。なお、経済状況の悪化による退学に対しては、経済的な支援策を検討する。これについては、2010(平成 22)年度より大学基金を設置しており、これをファンドとした支援のあり方も視野に入れる。

4. 根拠資料

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

- 《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月
- 《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程
- 《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程
- 《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針
- 《資料 45》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学奨学生規程
- 《資料 46》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学外国人留学生奨学生規程
- 《資料 47》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部社会人学生奨学金規程
- 《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程

7 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

1)学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

教育研究等環境の整備については、学生の学習スペースの確保と、学内 LAN 等の情報環境の整備および講義室等での情報機器使用に伴う整備を進めることが重要と考えている。

具体的には、学生の学習環境整備として、2010(平成 22)年 4 月の大学中央棟の完成に伴い、各学部が主に使用する建物ごとに、即ち、法学部棟、技術開発センターおよび大学中央棟に学生の自習スペースを確保することが出来るようになった。学生自習室はスペースに限りがあるので、その他の学習スペースとしては、図書館をはじめ、教室やゼミ室など、使用していない部屋は積極的に学生に開放するなどして場所の確保に努めている。情報環境の整備については、情報処理演習室およびマルチメディア教室など、情報演習等の授業で使用している部屋の授業以外の開放に加え、法情報検索室など、パソコンが常設されている部屋の常時開放なども行われている。さらに、学生自習室などでは、情報コンセントや無線 LAN の設置により、ノートパソコンなどを持参した場合でも、気軽にインターネットへ接続ができるよう学内 LAN の整備を進めている。

教員の教育研究環境の整備については、こちらも大学中央棟の完成により各教員の研究室の個室化が進み、ほとんどの教員に個室研究室の整備が進んだ。2 名だけ共通の研究室を使用している者がいるが、十分な広さを確保しており、個室同様に使用している状況である。学内 LAN 等の情報環境についても、各研究室および実験室等には、情報コンセントが設置されており環境が整っている。各教室についても大学中央棟については、ほとんどの講義室に情報コンセントが整備されている。授業で使用する部屋ではゼミ室の一部で情報コンセントの設置等、整備がされていない部屋が残されているものの、授業でインターネット等を利用するという場合でも十分に対応可能となっているとともに、情報機器使用に伴うプロジェクター、スクリーンなどの整備も教員の要望に対応できるよう整備されている。

2)校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

2010(平成 22)年 4 月に新しく大学中央棟が完成したところであり、今後は、工学系の実験室等で使用している N 棟、W 棟が築 40 年以上経過しているため、これらの建物について 3 年を目途に取り壊す計画である。これらの取り壊しに伴い、実験室等の不足が予想されるため、併せて学生実験室の増設も計画されている。また、工学部が募集停止となっており、在籍学生全員の卒業までしっかりとした指導が行えるよう、施設等の確保をしながら、工学部の施設・設備を減少させていかなければならない。なお、スポーツ健康政策学部に係る体育施設等の整備については、学内の共同利用や外部施設の利用も含めて、今後、さらに調整および整備を進めていかなければならない。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

1)校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

校地・校舎の面積は、大学設置基準を大きく上回っており、現状でも十分な広さを確保しているといえる。校舎の整備状況としては、前述したとおり、2010(平成 22)年 4 月に大学中央棟が完成した。この大学中央棟には、教室や実習関係の部屋が整備されているほか、今まで部署ごとに分かれていた事務室をほぼ 1 室に集中させたため、学生へのサービス提供という面からも機能性という面からも、さらに向上したものだといえる。また、工学系の老朽化した実験室等の取り壊しに併せた実験室等の増築や施設・設備の整備も計画しており、工学系の教員を中心にワーキンググループを組織して検討を始めている。

特徴的な施設としては、メモリアルアカデミウムの旧横浜地裁から移築保存した陪審法廷、法学部棟の法廷ゼミ室など体験型教育に有益な法廷が二つも整備されている。情報設備については、全学共通で使用している情報処理演習室がある。そのほか、マルチメディア教室や法情報検索室など、パソコンの設置されている部屋が用意されており、授業で使用していない時には、積極的に学生に対して開放している。

また、大学中央棟の新築に伴い、学生の利用する食堂についても従来研究室、実習室として使用してきた建物を大学食堂棟に改修した。

2)校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

基本的には業者へ委託している。その他、学園内に営繕部、植栽部といった部署が修繕や植栽関係の管理を行っているが、なかなか大学までまかなえない状況であり、特に、植栽関係は大学で一部外部委託をしている関係から、全体的な外部委託を含めて検討する必要がある。また、大学中央棟の中に健康管理センター、学生相談室が移設され、学生の健康面でのケアもしやすい環境となっている。

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

1)図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

桐蔭横浜大学の図書館・読書施設としては、大学・学園の中央図書館としての大学情報センターのほか、法制史分野を中心とする研究図書室であるメモリアルライブラリーがあり、さらに桐蔭学園高校の図書館についても、大学生の利用が可能となっている。そのほか、法科大学院(大学院法務研究科)には 2 つの専用自習室(横浜および六本木)があり、相互に連携してサービスにあたっている。

図書の整備

2008(平成 20)年度末における大学情報センターの蔵書数は 153,975 冊であり、このほかメモリアルライブラリーにおいて以下に述べる貴重書を含む 14,862 冊を所蔵している。また、配架されているすべての蔵書は OPAC(所蔵目録検索システム)で検索できる。OPAC は各研究室等、学内外からもインターネット経由で検索が可能であり、時と場所を選ばずに利用できる。

図書館資料の収集については、スポーツ健康政策学部設置にかかわるコア・コレクションを 2007(平成 19)年度より 3 ヶ年計画で受入れ中である。これまで学部、大学院の設置および増設とそれらに伴う資料整備が相次いだこともあり、必ずしも学部横断的な選書は行われてこなかったが、2009(平成 21)年 12 月から図書館運営委員会の選定による学生向け新刊図書の定期購入(毎月 120 冊程度)を開始した。また、リクエスト受付のための書式を整備し、ポストを設けて学生からの購入希望を随時受け付けている。

2010(平成 22)年 1 月、利用促進のための施策として、2 階カウンター前に新着図書展示コーナーを整備した。また、教育活動との連携をより密接にするため 2006(平成 18)年度からシラバスに掲載されている図書(読んでほしい 1 冊の本、教科書、参考文献)をまとめて収集している。現在までに 3 度の収集により約 1,200 冊を備えるに至っている。特色あるコレクションとしては、2008(平成 20)年、鶴川昇前理事長の逝去に際し、今では入手困難な古典作品なども含む哲学、教育、文学を中心とする図書約 15,000 冊が寄贈され、鶴川文庫として鋭意受入れ作業中である。

学術雑誌と電子ジャーナルの整備

2008(平成 20)年度の図書館資料費の総額は約 6,900 万円であるが、そのうち実に 83.4 パーセントは理工系の外国語雑誌購入費用である。2007(平成 19)年度以降、各学部の協力を得て価格高騰を続ける外国語雑誌の見直しを行い 235 誌(約 4,000 万円)の購入中止を行ってきたが、2010(平成 22)年 1 月、理工系の外国語雑誌については、タイトルの見直しとともに下記の分野別パッケージを含む電子ジャーナルへの切替えを行い、一部を除き冊子体の購読を中止した。これにより、冊子体での継続購読タイトル数は国内雑誌 294 種、外国雑誌 75 種となり、加えて電子ジャーナルの閲覧可能タイトルは 78 種から 755 種へ大幅に増えている。電子ジャーナルは IP アドレス認証方式により、キャンパス内のネットワークに接続する端末からいつでもアクセスが可能である。

- ・ ScienceDirect サブジェクト・コレクション: Chemistry / Physics & Astronomy / Engineering / Biochemistry, Genetics & Molecular Biology / Pharmacology の 5 分野
- ・ American Institute of Physics (米国物理学協会): AIP SELECT Package
- ・ American Physical Society (米国物理学会): APS-ALL Package
- ・ American Chemical Society (米国化学会): ACS PULC コンソーシアム

目録データベースの整備

本学の特色として、目録データベースについて高校以下の図書室をも含む学园内 8 施設(大学情報センター、メモリアルライブラリー、法科大学院図書自習室、学園第 2 図書館、中学・高校図書室)の間で共有化を図っていることがあげられる。今後は、相互に資料貸借を行うことで、学園全体で 32 万冊にも及ぶ図書館資料をより有効に活用していきたい。

現行の図書館業務システムは、2006(平成 18)年度に更新した Windows-XP 対応の新システム(富士通「iliswave」)である。現在、情報システム室に設置した管理用サーバを中心として、大学情報センター(図書館) 11 台、メモリアルライブラリー 5 台、法科大学院図書自習室 3 台さらに、学園第 2 図書館(高校棟) 5 台、中・高図書室 3 台の端末がネットワークで接続されている。

特別コレクション(メモリアルライブラリー)

本学では、メモリアルライブラリーにおいて、法学分野の特色あるコレクションを所蔵している。サヴィニー文庫はドイツ民法の父といわれる Friedrich Carl von Savigny (1779-1861)の個人蔵書(サヴィニー家に秘蔵されていた法学関係書) 474 冊のコレクションであり、サヴィニー自身による書き込みも残されている貴重な研究資料である。マックス・カーザー記念文庫は 16 世紀から 20 世紀までのローマ法、民法典関係の原典

および学術文献からなる 1,340 冊の体系的コレクションである。ローマ法、教会法関係の文献やドイツ近代法の資料をはじめ、サヴィニー以降のドイツ法学の発展を縦覧するために欠かせない文献を数多く含んでいる。

フランス民法文庫は、ライヒ最高裁判所(ドイツ連邦通常裁判所の前身)の旧蔵書で、フランス民法典の成立にいたる審議、草案作成などに関する文献、民法典の欧州各国での翻訳・注釈、19～20 世紀初頭までの民法研究文献など 2,566 冊のコレクションである。

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程 P2131

2) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

図書館の規模

大学情報センター(図書館)は、1994(平成 6)年 5 月完成、鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 2 階、総延面積 3,141 m²である。うち閲覧スペース 1,680 m²、視聴覚スペース 84 m²など、サービススペースが総延面積のうち約 59 パーセントを占めている。閲覧座席数は 447 席であり、このうち学生閲覧席は 395 席である。このほか 40 席の閲覧席を備えたメモリアルライブラリー(利用対象：大学生以上)がある。学生用閲覧座席数については、収容定員に対して 15.2 パーセントを確保しており、これは座席数の目安とされる 10 パーセントを上回っている。

職員の配置

受入整理、閲覧、庶務等の図書館通常業務は、7 名の職員(図書館次長代行ほか専任職員 4 名、嘱託職員 1 名、パート職員 1 名)がこれにあたっている。また、平日・土曜の夜間(19:00～21:00)、日曜・祝日(9:00～21:00)の閲覧業務については、派遣職員各 1 名が従事している。専任職員および嘱託職員については、すべて図書館司書資格を有している。

開館時間

1995(平成 7)年 5 月より日曜・祝日開館を実施し、以来、年中無休の体制で現在に至っており、2010(平成 22)年 2 月 17 日にて連続開館 5,400 日を達成し、日々その記録を更新し続けている。また、1996(平成 8)年 11 月より開館時間を通年 21:00 まで(従来は 19:00 まで)に延長し、法学部の最終授業(第 6 限)にも配慮している。なお、平日夜間(19:00 以降)、休日(日・祝、年末年始)については閲覧利用のみとなり、派遣職員(1 名)が勤務している。

大学生専用閲覧席

1994(平成 6)年の開館以来、桐蔭学園の中央図書館として、高等学校以下の本学園教職員、本学園高等学校・中等教育学校(後期課程)生徒にも利用を認めている。図書館において大学生と高校生が、桐蔭学園に学んでいる者同士、共に机を並べて学習に励むことで、高校生には「知の殿堂」としての大学図書館の雰囲気を経験させることができ、また、彼らが受験準備に真剣に取り組む姿が、大学生以上の利用者にとっても初心に返って襟を正す契機となることを企図している。

大学情報センター(図書館)では大学生の閲覧席の確保については特に留意をしてきた。各階に大学生専用の閲覧席(全 86 席)を設け、ほかの閲覧席がすべて満席であっても、これについては高校生の使用を認めないこととしている。また、大学生専用閲覧席は定期

試験期間中など利用状況によって適宜増設対応(104 席へ)を行っている。特に、2003(平成 15)年度より、第 1 閲覧室全体を大学生専用閲覧室として設定し、高校生の利用を制限しており、大学生のためにより静かで落ち着いた学習環境を提供するよう配慮している。

各閲覧室の配架、館内設備、情報検索設備等

各閲覧室には分野別に資料が配架されている。工学系資料は第 2 閲覧室、スポーツ系資料は AV 閲覧室(共に 1 階)に配架され、法学系資料は第 1 閲覧室(2 階)に図書が、法令集・判例集と教育系・人文系図書が第 3 閲覧室に配架されている。2 階、1 階のすべての閲覧室および第 3 閲覧室は全面開架式であり、利用者は図書や雑誌を直接手にとって利用することができる。地下書庫については、学術雑誌製本化バックナンバー等を配架する電動式集密書架であり、これも大学生以上の利用者は直接手にとることができる。

2010(平成 22)年、2 階カウンター前に念願の新作図書展示コーナーを設置し、利用者用インターネット接続端末 2 台も配備した。付近には本学専任教員の博士論文約 70 冊を集めたコーナーもある。また、1 階には教員採用試験のための試験問題集、検定教科書等を配置したコーナーも設けている。地下 1 階には、グループ閲覧室(12 席)、特別閲覧室(12 席)を用意しており、図書館資料を用いた学生のグループ学習、ゼミ単位での授業などに使用されている。さらに、教職員向けには研究個室(1 階、4 室)も備えている。

1 階 AV コーナーの視聴覚機器については、2009(平成 21)年に VHS ビデオテープ専用であった機材を DVD 対応機材に一新し、1 人用を 8 席、3 人用を 3 席設け、スポーツ、古典芸能などの DVD のほか、スポーツ健康政策学部で行っている公務員講座の授業を録画した DVD などを供用している。利用者は各ブースにて専用ヘッドフォンを用いて視聴できる。

情報検索用設備としては、オンライン所蔵目録(OPAC)検索用パソコンを各階に 1 台ずつ、計 3 台設置している。さらに、2009(平成 21)年度、インターネット接続の可能な情報検索用パソコンを 2 台整備し、2 階カウンター前にコーナーを設置した。このパソコンでは、MAGAZINEPLUS (雑誌記事索引データベース)、BOOKPLUS (昭和元年からの図書検索データベース)、J-DreamII (国内外の科学文献検索データベース)、毎日新聞記事 DVD (1991-2008)、朝日新聞 CD-ROM (1985-2005)を利用でき、電子ジャーナルの閲覧等も可能である。

《資料 49》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)規程 P3401-3402

《資料 50》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)利用規程

PP3427-3432

3)国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

NACSIS-CAT/ILL への接続

目録作業については、1997(平成 9)年度より国立情報学研究所(旧学術情報センター)の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)に接続して、全国的な総合目録データベースに参加し、その書誌データを本学の図書館システムに取り込むことにより、目録データベースを形成している。これによって目録作業の効率化と書誌記述の標準化がはかられている。学術雑誌については NACSIS-CAT にオンライン登録を行っており、総合目録上で他大学等からの検索が可能となっている。また、同システムを用いて、文献複写や図書貸借の依頼・受付業務をオンラインで行っており、従来の郵送による申込みに比べて格段に

迅速なサービスを提供できるようになった。現在では、ほとんどすべての処理に NACSIS-ILL システムを利用しており、料金相殺システムにも参加することで経費処理の簡略化が可能となった。

図書館の相互利用

本学は、神奈川県内大学図書館相互協力協議会に加盟しており、原則として共通閲覧証の提示のみで相互に利用することができる。共通閲覧証の発行は、従来、大学院生と教職員のみに限っていたが、2009(平成 21)年度より学部生にも発行できることとなった。2005(平成 17)年度、横浜市内大学図書館コンソーシアムに加盟し、こちらは原則として学生証の提示のみで利用できる。また、加盟館以外の大学や研究機関等からでも利用紹介状があれば受け入れている。2008(平成 20)年度の学外利用者の実数は 38 名(延べ 46 回)、共通閲覧証および紹介状発行件数は 20 件である。その他、生涯学習講座受講生については通年での利用を認めており、一般社会人についても事前連絡を条件として利用を認めている(閲覧、複写のみ可)。

《資料 123》大学情報センター(図書館)入場者数の推移

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

1)教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

法学部、工学系学部に関しては、既設建物にて従来より教育研究を行ってきており、特に大きな問題は発生していない。法学部については、大講義室での一斉授業のほか、少人数のゼミ形式での授業が多く、これに伴い、講義室とゼミ室がバランスよく配置されており授業が展開されている。また、メモリアルアカデミウムの陪審法廷やサヴィニー文庫など貴重な施設もあり、特に大学院レベルの教育研究などで活用されている。工学系学部では、3 年次以降、研究室での研究活動が主になってくることから、各研究室での学生のスペースを十分確保している。スポーツ健康政策学部については、開設当初は既設建物でやりくりをしてきたが、2010(平成 22)年 4 月に新たに大学中央棟が完成し、この建物を中心に授業等が展開されている。大学中央棟には、ラウンジ、ピアノレッスン室など、コミュニケーションを楽しみながら情報・音楽・語学を学べるスペースや実習室、講義室、研究室など教育研究のためのスペース、他にもクリエイティブスタジオという多目的に使えるスペースを備えている。

2)ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

本学では、講義、実験、実習、演習、試験監督その他の教育活動に関する補助業務を行う者として、ティーチング・アシスタント(TA)に大学院生を採用し、これとは別にティーチング・アシスタント・エキストラ(T.A.E)として学部生等を採用している。各担当者は、次年度の授業計画に基づき、TA および T.A.E を申請することになるが、学生への教育指導に関して必要な人数を申請することになり、学生には十分な配置といえる。

《資料 51》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタントに関する内規
PP2902-2932

《資料 52》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタント・エキストラに関する内規
PP2933-2940

3)教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

現在は、研究費と研究旅費を合わせて教員研究費として配分しており、区分としては、一般、専門および実験、非実験で分けている。研究費の他に、特に教員研究費では対応できない特別の事情がある場合、特定研究費を用意している。学部によっては、学生実験経費や実験実習科目等経費などが別に配分されており、学生の教育研究に使われている。

研究室は、ほぼ全員が個室の研究室を持っており、研究の環境についても整備されている。特に、新たに建設された大学中央棟のスポーツ健康政策学部の教員研究室は、研究室内でゼミが出来るよう、若干広めの部屋となっている。工学系の学部については、各教員は、教員研究室の他に、研究室として学生の研究スペースが確保されている。また、高価な研究設備等については、共通機器室に設置して、教員、学生がある程度自由に使用できる環境を整えている。

各教員の担当授業時間は、実験・実習を含めて、週 10 コマ以上担当する教員が、工学系学部で 11 名となっており、法学部およびスポーツ健康政策学部では、週 10 コマ以上担当する教員はいない状況である。また、他大学への非常勤講師としての出講は、原則、週 1 日としており、教員の研究時間の確保に努めている。

《資料 53》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員個人研究費取扱要領 PP4063-4080

(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

1)研究倫理に関する学内規程の整備状況

現在、研究倫理に関する学内規程は、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則」および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則」が整備されており、それぞれの倫理審査委員会設置のため、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則」および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則」が整備されている。そして、その根本的な考え方として、「桐蔭横浜大学教職員倫理規程」を定め、本学の教職員として、教育研究に携わる職務と責任を自覚し、業務の定常な執行に務めるよう定めている。また、研究を行ううえで、外部資金の調達も重要なことになるが、このような外部資金の適正な執行などを含めて、「桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」を定め、研究遂行上、不正がないよう定めを設けている。

《資料 58》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則

PP3741-3743

《資料 59》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則 PP3744-3745

《資料 60》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則 PP3746-3764

《資料 61》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則 PP3765-3766

《資料 62》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教職員倫理規程 PP2654-2656

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 PP2401-2404

2)研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

現状、学内審査機関を設置するという問題が発生していないため、実施はされていない。ただ、危機管理という面からも、日頃から問題が発生した場合の対応について、考えてお

かなければならない。

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

2010(平成 22)年 4 月に新たに大学中央棟が完成し、施設環境は格段に良くなったと思われる。大学中央棟内には、学生の自習スペースが確保されているため、学生が自由に学習出来るようになっている。この自習スペースは、無線 LAN の設備も整備されているため、インターネット接続することも可能である。また、この大学中央棟の完成に合わせて、法学部および工学系学部でも学生の自習スペースが確保できるようになった。教員研究室についても、従来、スポーツ健康政策学部の教員の多くが共同で一部屋を使用していた状況であったが、大学中央棟に教員研究室を確保し、個室での利用が可能となった。この大学中央棟の教員研究室は、学生とのゼミも出来るよう、若干広めの設定となっている。事務体制も大学中央棟の完成により大きく変わったといえる。従来は、部署ごとに別々の部屋となっており、場合によっては別の建物に設置されている部署もあった。しかし、今回の大学中央棟では、事務部門の集中化が図られ、総務部、学務部、学生部といった学生に直接関係する部署が一つの部屋にまとまることになった。これにより、学生の手続きをまとめて処理できるようになり、効率的な対応が可能となった。結果的に事務室が距離的に離れてしまったという教員も多いが、それでも集中化したメリットを最大限に活かしながら、教育研究活動に支障のないよう対応している。また、健康管理センターおよび学生相談室についても、大学中央棟内に設置されたため、学生の利用に供する結果となった。健康管理センターについては、従来、学園の一部門として、大学から離れた高校の建物に位置していたため、問題が発生した段階でスタッフに大学に来てもらう、または、離れた場所まで学生を連れて行かなければならないという状況であったが、大学中央棟内部に設置されたことによって、ケガなどへの対応も早くなり学生に対しての環境整備にもつながっている。特に、スポーツ健康政策学部では体を動かす授業も多く、ケガ等の対応はどうしても必要なものになっている。学生相談室も大学中央棟建築中は、大学から離れたメモリアルアカデミアムにあったため、大学中央棟完成に合わせて大学へ戻ってきた形となった。こちらも当然、学生の利用という面からは効果が上がっていると言える。

大学情報センターの特長は、第一に資料開架率の高さである。約 153,000 冊の所蔵資料のうち 97,000 冊を開架閲覧室に配架しており、現在の開架率は 64.8%である。県内の大学・短大 36 校の平均開架率は 53.7%(県図書館協会「神奈川の図書館 2009」より集計)であり、これを大きく上回っている。図書館の役割は資料と利用者を結びつけることであり、利用者が資料を直接手にとることのできるメリットは大きい。第二は電子化の推進である。外国語雑誌の価格高騰は著しく、その中で学内のすべての要望を満たすことは困難であるが、それでも購読タイトルの見直しや電子化ジャーナルへの転換により、2010(平成 22)年度、閲覧可能な外国語雑誌のタイトル数は冊子体 75 誌に加え、電子ジャーナル 755 誌となり、より良好な条件で学術情報(フルテキスト)の活用が可能になったことは評価できる。第三は年中無休での開館を行っていることである。大学情報センターでは、1995(平成 7)年より

年末年始をも含み通年 9 時から 21 時までの開館を続けているおり、2007(平成 19)年度の全国の大学図書館における年間平均開館日数は 268 日であるため、本学はこれを大きく上回っている。相互協力(ILL)の実施については、2008(平成 20)年度、他館への文献複写依頼は 112 件、他館からの文献複写受付は 167 件であったが、NACSIS-ILL システムの稼働前は、学外からの文献複写受付件数は毎年数件程度であった。他館より依頼のあった文献はおおむね当日中に処理し、翌日には発送されており、他大学との協力体制は有効に機能していると言える。

改善すべき事項

第一に、大学中央棟が完成し、施設面としては環境が整備されつつあるが、現在実験室等で使用している N 棟、W 棟は老朽化しており、取り壊す計画となっている。N 棟、W 棟を取り壊した後は、新たに実験室等の整備を計画しているが、学生の教育研究に不利益にならないよう、十分配慮しながら計画を進めていく必要がある。

第二に、新たに食堂棟として使用を開始した建物については、現状、まだ学内 LAN 等の情報設備が整っていないため、今後の整備が望まれる。

第三に、スポーツ健康政策学部の施設についても、今後、学内に施設を増やしていくというのは非常に難しい状況にあり、学内利用の調整および外部施設の利用を含めて早急な検討が求められている。

第四に、施設・設備等の維持・管理について、外部業者に委託をしている状況であるが、現状では、複数の業者が混在している。それぞれの業者がしっかりと業務を遂行しているが、建物間の連携がなかなか図れないケースも考えられる。また、事務局の対応としても二度手間になる可能性も十分考えられる。今後、できれば業者を 1 社にした方が、対応がスムーズに行くのではないと思われる。

第五に、研究費について、適正な利用を実施するために、運用上の見直しを適宜実施していく必要がある。

第六に、研究倫理の遵守については、規程の見直しを行うとともに、外部資金等の不正利用についての研修会などの開催も検討する必要がある。

第七に、研究倫理に関する規程等については、制定されてから時間が経っており、現状に合わせた見直しなど検討が必要である。また、今のところ大きな問題が発生していないといっても、いつ問題が発生するとも限らないため、常に問題が発生したことを念頭に置いた対応を心掛けなければならない。また、教員にもこのような問題が発生する可能性があるということを常に認識してもらうよう啓蒙活動にも努めなければならない。

第八に、大学情報センターの問題点として、まず、大学生の利用の少なさが挙げられる。入館者数の推移については資料「大学情報センター(図書館)入場者数の推移」に示すとおりであるが、2004(平成 16)年度以来、学生利用者数は長期漸減傾向にある。2008(平成 20)年度の大学生および院生利用者数は 11,942 名であるが、年間利用者数(81,239 名)の 78.4 パーセントは高校生(中等教育学校後期課程をも含む)が占めている。大学生用の座席の確保には腐心しているものの、学生に対する PR は現状では不十分である。なお、大学生専用席の設定数(86 席)については、授業期間中の平均利用者数 63.7 名(高校生を除く)を上回っている。また、年間で大学生の利用が 86 名(大学生専用席数)を超過したのは 28 日間であり、うち利用者数が学生閲覧席数 395 名を超過したのは 3 日間のみであるが、これも、年

度当初の図書館見学等による短時間の利用が多いことを考慮すると、大学生専用席の設定は適切であったと判断される。さらに、館外貸出冊数の少なさが挙げられる。館外貸出冊数の推移については資料「大学情報センター(図書館)入場者数の推移」に示すとおりであり、1997(平成 9)年度までは毎年増加を続けていたが、その後減少傾向にある。2008(平成 20)年度、学生 1 人当たりの年間貸出冊数は 1.3 冊であった。全国の大学図書館における学生 1 人当たりの館外貸出冊数は 7.8 冊(2007(平成 19)年度、文部科学省「平成 20 年度学術情報基盤実態調査結果報告」より集計)であるところから、低調な数値と言わざるを得ない。魅力ある新刊図書を充実させることが望まれる。

第九に、メモリアルアカデミウムの設置されている陪審法廷やサヴィニー文庫などの活用も今後の大きな課題である。特に、陪審法廷は法学教育への活用のみならず、歴史的遺産として教員、学生の教育研究に資することが求められている。サヴィニー文庫についても、希少価値の高い書籍でもあり、保存状態を守りながら、教育研究に資するような活用が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

第一に、実験実習室を整備し、将来構想を踏まえた施設の有効活用について検討する。

第二に、情報設備に関して、今後の機種変更、選定などを含めて、情報処理教育委員会では、設備面だけでなく、大学としての情報教育のあり方や必要な設備について、検討を行う。なお、情報設備の経費算出については、法人財務と連携して進めていく。

第三に、研究費の適正な利用については、年度初めに研究費の適正な使用についてのマニュアルを全教員に配布し、使途や処理事項を詳細に示している。しかし、研究費の執行方法について全学の統一的基準が十分に浸透していないと考えられるので、今後は説明会を開催するなど、周知徹底を図る。

第四に、倫理規程に関しては、詳細な規程が用意されている。特に DNA については、明確に記載されているが、最近の実情と合わなくなっている部分もあるため、関係学部において専門チームを編成し、見直しを図るとともに大学の規程検討委員会において、法律的な見地をふまえて検討のうえ、改訂を予定する。

第五に、大学生にも満足して図書館を活用してもらうためには、様々な方法での利用 PR、地道なサービス改善努力が必要である。図書館利用の PR については、現在も新入生向けにゼミ単位での図書館見学(法学部)そして図書館ガイダンス(医用工学部、スポーツ健康政策学部)を実施している。さらに、新入生向け案内や夏期長期貸出し、秋の読書週間など時期に応じたポスターを作成し、館内掲示板のみならず、各校舎、学生課、交流会館など図書館外にも掲出し、学生の目に留まるようにしたい。また、簡便な利用案内パンフレットを作成するほか、ホームページについても利用案内英語版や各種申請フォームの作成など内容充実を図りたい。サービスの改善については、2010(平成 22)年 1 月よりメモリアルライブラリーを学部生にも利用できるように改めたが、他にも、学生用図書購入リクエストをホームページから行えるようにし、大学生が利用できない中学・高校 3 図書室(文芸書など

充実)との資料相互貸借を実施する予定である。さらに、蔵書の魅力を高めるための施策としては、学生向け新刊図書を増やすこと、新着図書展示やテーマ展示を行うこと、蔵書の新陳代謝を図ることが必要である。2009(平成 21)年 12 月から図書館運営委員会の選定による学生向け新刊図書の定期購入を開始したが、これを継続し、さらに文庫本や新書などを学生が手に取りやすい資料を増やしていきたい。また、学生用図書のリクエストについてもポスターなどにより周知を図りたい。図書の展示については、カウンター前に整備した展示架を活用し、新着図書、お薦め図書、今日の一冊(歴史上の人物、事件など「今日」にちなんだ本を展示)など、書架に埋もれがちな既蔵書にも光を当て、利用の促進を PR していきたい。現在、書架の収容余力は満杯に達しつつあるが、複本、経年資料の除籍・整理、文芸誌等のバックナンバーの廃棄を行い、それによって捻出した収納スペースを用いて開架閲覧室の経年資料を収納するなど、限りある書架を有効に活用しつつ蔵書の新陳代謝を図っていきたい。

第六に、スポーツ健康政策学部の実技科目における運動施設の利用方法については、桐蔭学園理事長より学園内運動施設の共同利用について調整を図るよう学長に要請があり、2010(平成 22)年 11 月 24 日、学長からスポーツ健康政策学部長および同学部教授学長補佐に学園担当者(校務部長)との間で有効な施設利用についての調整を図るよう指示が行われた。

第七に、研究倫理に関しては、発生することを前提に進めていく必要がある。危機管理に関する検討会議を設けて進めていく。

《資料 107》教員研究費等の請求手続について(マニュアル)

4. 根拠資料

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程

《資料 49》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)規程

《資料 50》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)利用規程

《資料 51》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタントに関する内規

《資料 52》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタント・エキストラに関する内規

《資料 53》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員個人研究費取扱要領

《資料 58》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則

《資料 59》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則

《資料 60》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則

《資料 61》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則

《資料 62》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教職員倫理規程

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

《資料 107》教員研究費等の請求手続について(マニュアル)

《資料 123》大学情報センター(図書館)入場者数の推移

8 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか

1)産・学・官等との連携の方針の明示

学則に社会の進展と福祉への貢献、社会的使命の達成という方針が明示されている。具体的な実施については、各機関と協議をしながら協力体制を整え推進している。

工学系学部において、各種産業と連携して本学の研究等における成果を活用し、また協働(コラボレーション)で研究開発に取り組んでいる。

スポーツ健康政策学部においては、学校や社会施設において学生たちが「サービス・ラーニング」という教育型プログラム実習を通して活動を行っている。

また、法学部においては、県内の公立・私立高校との間で高校生との視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めることを目的としたシチズンシップ教育(政治・司法参加教育)を円滑に実施するために、協定を締結して取り組んでいる。

官公庁との連携は、神奈川県、横浜市、横浜市青葉区とにおいて連携事業を展開している。これは、現在主流となっている官と大学との連携事業を実施するに際し、協定を締結するなど、実行委員会や運営委員会の構成メンバーの一員となり、行政とともに様々な企画を立てて、協働で実施している。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

2)地域社会・国際社会への協力量針の明示

地域社会への協力については、上記産・官・学との連携の項で記載したとおり、大学全体で取り組んでいる。授業で学んだことを地域の学校や施設等において子供たちに指導、教示したり、学生ボランティアグループが、地域のイベントに参加して住民との交流を深めたり、病院・施設等への慰問を行っている。このほかに特筆すべきこととしては、工学系学部においては、(社)横浜市工業連合会という市内の中小企業で構成されている団体と交流を持っている。この団体との交流は、本学の教員が当該団体の企業と関係があり、それが縁で現在では工学系学部において緊密な協力関係を築いている。

企業の多くは、中小企業のため高い技術力を有しているが、新技術等を開発する能力が足りない。このため、本学の教育研究を企業と協働開発することによって経済効果を高めるなど、企業の成長を支援する大きな役割を果たしている。

具体的には、学生が企業に出向き、企業側も優秀な技術者が大学を訪れ、大学の設備等を利用しての協働作業を行っている。

このように本学が企業と密接な関係を持つことにより、大学の知名度が向上し、本学の教育研究の認識が高まる。加えて、学部生の就職にも大きく貢献しており、さらには、企業の優秀な社員が本学大学院の社会人学生として入学するというケースもある。なお、このような地域の団体との協働研究等は、全て双方の篤志で実施されている。

学校等との連携については、東京工業大学協力の下、バイオテクノロジー、再生医学、組織工学、生体材料、環境技術の研究分野において最新の研究発表事業として「桐蔭医用工学国際シンポジウム」を2006(平成18)年より実施している。その他、個々の大学等との

具体的な連携事業は行ってはいないが、数年前から行政等を軸に行われている大学間連携事業において、それぞれの大学の特色を持った企画を立て、より社会に大学の研究成果等を発信する事業を実施している。

海外の大学等とは、現在 13 校と協定・覚書を締結して学术交流を行っている。2010(平成 22)年度は、新たに中国の西北政法大学と広東商学院ならびに韓国の慶南大学校との間で協定を締結する予定である。

行政等との連携については、後述の事項(2)に詳細を記載しているが、各大学の特色を活かした研修・講習会等を行っている。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 1 条, 第 1 条の 2 P1701

《資料 108》TOIN International Symposium on Biomedical Engineering 2009 Abstract Book

《資料 129》海外大学との協定書・覚書

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

1)教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動は、以下のとおりである。

無料法律相談

一般市民は、法律事務所や裁判所などへの敷居が高い。そこで、何か悩みや法的問題が生じたとき、何をしたらよいか、何処へ相談したらよいかといったことを気軽に相談できる場所として「桐蔭法律相談所」を開設した。本学内に設置されている「法律プロフェSSIONALセンター」に附置されている法律相談所において、一般市民を対象に原則毎月 1 回開催している。相談員には、法科大学院の専任および非常勤教員などの実務家教員が担当している。また、大学職員の中から 1 名を事務長とし、相談者と相談員との連絡にあてている。

この無料法律相談は、1993(平成 5)年から継続して行われており、横浜市民のほか、近隣都市や東京方面からも相談者が訪れている。

近隣地域の行政機関においても無料法律相談が実施されているが、本学の無料法律相談が広く社会に支持されて 15 年も続いているのは、大学という信用される機関が実施しているのと、知識と経験豊富な法曹実務家教員が携わっているからであると考えられる。

本学の法律相談所の活動は、一般社会に対して、広く大学の門戸を開き、市民の社会的ニーズを汲み取る最前線としての役割の一翼を担っており、地域社会への貢献という大学の責務を果たす大きな活動となっている。

おもしろ理科教室

本事業は、日頃の大学で行われている研究等を小中学生等に直接実験等に参加してもらいながら学んでもらうことを目的として実施されている。この事業は 1999(平成 11)年から実施されており、近隣地区の小中学生および父母を対象に夏休みの 1 日に開催されている。主な内容は、工学部、医用工学部、工学系大学院を中心とした教員有志、学生・研究生が自主的に企画し、理科系科目のおもしろさ、不思議さを参加者と一緒になって学び、興味を持ってもらうことを主眼に行われている。

本事業に対して、大学は、広報、受付、救護、会場設営・撤収等の後方支援に職員が全面協力をを行い、大学全体で本事業を支えている。

桐蔭生涯学習センター

2000(平成 12)年に桐蔭学園が新たな試みとして地域の住民との交流、地域への知的貢献を目指し、学園の社会貢献の一部門、大学の持つ高度かつ豊富な知識や情報を広く社会に提供し、地域の学術および文化振興に寄与することを目的として設立された。

当初は安定した受講生の確保が難しく、開講できない講座も増えた。その後、全国大学公開講座研究会にも加盟し、受講者の希望を取りそれを参考に講座開講の企画をするという開講方式に改め、受講生の少ない講座の内容の見直しや、趣味芸術講座の新設を行ったところ、開講率も上昇し順調に受講者も増加した。

サービス・ラーニング実習

サービス・ラーニングとは、学生が学外のさまざまな社会貢献活動に参加することを通じて学ぶ体験型教育プログラムのことを言い、本事業は2008(平成 20)年度に開設されたスポーツ健康政策学部の教育プログラムとして実施されている。

1年目の昨年は、69名の学生が17の受入先の活動に参加した。受入先では、30時間の実習を行うことになっている。この事業は、ボランティア活動とは異なり、事前学習、実習先の選択、体験活動の巡回指導、事後総括、報告発表という一貫した教育指導のもとに、1年かけたプログラムとして展開されている。

サービス・ラーニングは、受入先の理解のもと両者のメリットを最大に活かした仕組みづくりが重要であり、この事業の成果が社会貢献に寄与している。

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP46-48

《資料 42》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学桐蔭プロフェッショナルセンター規程 P2228

《資料 109》第 12 回おもしろ理科教室パンフレット

《資料 110》桐蔭横浜大学 2010 年度 桐蔭生涯学習パンフレット

《資料 124》無料法律相談実績資料

《資料 125》桐蔭生涯学習センター公開講座統計

2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

学外組織との連携協力による教育研究の推進は、以下のとおりである。

神奈川県主管の「かながわ大学生涯学習推進協議会」は、大学と行政(神奈川県)が連携を取り合いながら、大学が行う生涯学習の取組みを総合的に推進するために組織されている。

主な事業は、年 2 回「社会人のための大学フェア in 神奈川」という名称で実施され、現役社会人に大学・大学院における教育の PR として、本学の生涯学習センターが行っている事業紹介や受講促進を行っている。

横浜市青葉区主管の「あおば街づくり連絡協議会」において、「横浜市青葉区と区内六大学との連携協定」に基づき、「桐蔭横浜大学と横浜市青葉区との連携・協力に関する基本協定書」を2010(平成 22)年1月に調印した。この協定の目的は、地域行政と本学が双方の持つ知的、人的、物的資源を有効活用し、人材の育成、学術研究の向上ならびに活力があり豊かな地域社会の育成および発展に寄与することにある。

主な事業は、六大学においてリレー講座を開催し、青葉区民をはじめ、多くの方々にそれぞれの大学の特色を活かした内容の講習会を開催している。

神奈川県政策局主管の「かながわ発・中高生のための大学セミナー実行委員会」にメ

ンバーとして参画している。当該実行委員会は、高校生の理工系分野への進学を促進するために、神奈川県内の理工系学部を設置している大学により組織されている。

主な事業は、年1回、「かながわサイエンスサマー」という名称で神奈川県関連の施設を会場に、中学高校生向けの理科実験教室を開催している。本学においては、医用工学部の教員・学生が大学で行っている授業・研究を中学生、高校生にも理解可能な内容で説明し、理工系学問に興味を持ってもらうように努めている。同様に年1回、「神奈川県学長・知事懇談会」が開催され、この席上において、現在大学がおかれている状況について、神奈川県知事と会員大学長との意見交換が行われ、大学運営および地域との連携についての理解、要請を行っている。

横浜市都市経営局主管の「大学・都市パートナーシップ協議会」は、横浜市内の大学と横浜市が連携して、大学の教育研究を通して地域に還元する事業を行っている。

主な事業は、「横浜開港塾」という名目で各大学が講座を行っている。本学は、横浜という特長を活かした内容、すなわち横浜が外国との交流が盛んな地域という位置づけで、国際交流に関連した内容の講座を開講している。特に本年は、横浜で APEC が開催されるため、同協議会からも APEC 関連講座の開設要望があり、この要望に沿った講座を開講した。

神奈川県県民局主管の「女性の理工系進路選択支援事業(大学連携の取組み)」に参加している。これは、男女共同参画社会の実現に向けた取組みであり、女性の進出が少ない科学技術の分野において、中・高校生が、本人の適性と意欲を生かした広い可能性のなかで進路選択ができるよう支援するものである。この趣旨に基づいて、神奈川県と県内にある大学が連携・協力し、理工系で学ぶ女子大学生・大学院生等のグループによる理工系の進路選択支援の取組みを実施している。この事業の一環として本学では「ジュニア公開講座"TOIN OPEN COLLEGE 2010"」という名称で医用工学部が取り組んでおり、年10講座を実施している。主な内容としては、本学の専門教員が中心に、現代医療に用いられているさまざまな理工学技術について、高等学校などで学ぶ物理学、化学、生物学などと結びつけながら紹介し、講義終了後、本学で学ぶ女子学生が理工系学部の面白さ・楽しさ、理工系進路選択に対する心構え等をわかりやすく紹介している。なお、この実施に当たっては、授業料は一切不要で、年齢制限も設けていない。

民間企業との共同研究については、工学系学部・大学院教員が民間主催の研究会に参加することにより、企業が本学の研究に関心を寄せてもらうように努めている。また、教員の中には個人的に企業との技術交流や共同研究を行っている。企業との共同研究にあたっては、大学に設置してある研究推進部が契約関係や秘密保持等についての業務に従事している。

企業からの共同研究、受託研究依頼は、本学にとって研究の推進力となり、積極的に受け入れていくことが学長方針として示されている。

《資料 111》よこはま大学開港塾 2010 パンフレット

《資料 112》桐蔭横浜大学医用工学部ジュニア公開講座"TOIN OPEN COLLEGE 2010"

《資料 113》第 13 回社会人のための大学フェア in かながわ第 1 弾 2010

《資料 114》横浜市青葉区と区内六大学との連携協定締結(記者発表資料)

《資料 115》青葉 6 大学連携講座開講チラシ

- 《資料 116》第 10 回かながわサイエンスサマーチャリ
- 《資料 130》桐蔭横浜大学と横浜市青葉区との連携・協力に関する基本協定書
- 《資料 131》かながわ大学生涯学習推進協議会設置要綱
- 《資料 132》あおば街づくり連絡協議会会則
- 《資料 133》「かながわ発・中高生のための大学セミナー実行委員会会則」および「かながわ発・中高生のための大学セミナー実行委員会事務処理規程」
- 《資料 134》大学・都市パートナーシップ協議会会則
- 《資料 135》神奈川県女性の理工系進路選択支援事業

3)地域交流・国際交流事業への積極的参加

前述の横浜市青葉区と連携している「あおば街づくり連絡協議会」の会員である地元商店街との友好協力関係の一環として、学生ボランティア「桐蔭横浜大学ボランティア同好会 Arch」が月に一回地域奉仕活動に参加して、地域との連携を深めている。これは、大学が間接的に関わっているものである。なお、Arch は 10 年ほど前から継続的に活動しており、毎年近隣の介護施設、養護施設を始め、他地域の施設等を訪問し、さまざまなイベントを通して、心のふれあいをモットーに活動している。また、最近では、青葉区に組織されている商店街等からの協力依頼を受け、夏祭りや清掃活動等を通じて、地域との交流を深めている。なお、このような学生主体のグループについては、学生部が協力している。

また、市内 2 つの中学校の 3 年生が、毎年秋に「上級学校訪問」と題して本学を訪れ、大学が行っている授業・研究についての学習、および大学施設の見学を行っている。この事業は、横浜市教育委員会の指導の下、各学校単位で実施されているものであり、地域に存在する大学ではどのようなことを行っているのか、大学とはどのような存在かについて周知し、大学が身近な存在であるということを知ってもらう効果は大きいと理解する。

《資料 132》あおば街づくり連絡協議会会則

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

神奈川県、横浜市、横浜市青葉区等との幅広い連携については、本学の教育研究を広く社会に周知させる有効手段の一つと言える。大学のプレゼンス、存在感が増してきており、教育研究の成果の還元については順調に推移し、効果が上がっていると考える。この点においては効果が確実に上がってきている。各行政機関とは、今後もより有効な方法を構築させて推進していきたい。

また、学生のボランティア活動は、近隣地域に「桐蔭横浜大学」の存在感を高めるのに十分な効果がある。地域と大学とは密接な関係を維持する必要があるので、学生主体の行動は十分に効果がある。

社会に対する公表手段の一つとして、地域タウン誌への記事の提供を行い、掲載してもらう関係を築きつつある。また、本学のホームページにも報告事項を掲載し、広く多くの

方々に本学の取り組みを周知している。

改善すべき事項

最近の社会情勢の変化により、大学に求められる事柄も以前と比べて様変わりしている。開かれた大学という考えをより明確にし、それを明示して、社会との連携・協力に関する内容を公表することを検討したい。

「おもしろ理科教室」については、内容について大学内部においてより深く検討する機会を持つことが重要であるとする。

企業との共同研究や企業等からの受託研究は、最近の経済情勢の影響で少なくなっているが、社会発展のためにも本学の有する知識の有効活用をしてもらうために、PRの強化策を考える必要が大切とする。

社会貢献委員会の組織機能充実策については、現在学内組織として設置してある社会貢献委員会機能を充実させる必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

社会貢献、連携は非常に間口が広く、奥行きも深い。まず、大切なことは、大学としてどこまで行うべきものかについて明確な方針を立てる必要がある。大学の使命である教育研究を主体的に実施し、これらを受けた学生が知識を社会に活かすことが貢献であり、連携である。

今後は、社会が大学に何を望んでいるかについての的確なリサーチを行い、その要望に沿う協力を行うシステムを構築する。そのためには、今後はPR、特に地域媒体であるコミュニティ誌やOB・父母会との密接な連携をとり展開する。

4. 根拠資料

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

《資料 42》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学桐蔭プロフェッショナルセンター規程

《資料 108》TOIN International Symposium on Biomedical Engineering 2009 Abstract Book

《資料 109》第 12 回おもしろ理科教室パンフレット

《資料 110》桐蔭横浜大学 2010 年度 桐蔭生涯学習パンフレット

《資料 111》よこはま大学開港塾 2010 パンフレット

《資料 112》桐蔭横浜大学医用工学部ジュニア公開講座"TOIN OPEN COLLEGE 2010"

《資料 113》第 13 回社会人のための大学フェア in かながわ第 1 弾 2010

《資料 114》横浜市青葉区と区内六大学との連携協定締結(記者発表資料)

《資料 115》青葉 6 大学連携講座開講チラシ

《資料 116》第 10 回かながわサイエンスサマーチラシ

《資料 124》無料法律相談実績資料

- 《資料 125》桐蔭生涯学習センター公開講座統計
- 《資料 129》海外大学との協定書・覚書
- 《資料 130》桐蔭横浜大学と横浜市青葉区との連携・協力に関する基本協定書
- 《資料 131》かながわ大学生涯学習推進協議会設置要綱
- 《資料 132》あおば街づくり連絡協議会会則
- 《資料 133》「かながわ発・中高生のための大学セミナー実行委員会会則および「かながわ発・中高生のための大学セミナー実行委員会事務処理規程」
- 《資料 134》大学・都市パートナーシップ協議会会則
- 《資料 135》神奈川県女性の理工系進路選択支援事業

9 管理運営・財務

9 - 1 管理運営

1. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

1)中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

中・長期の管理運営方針については、将来構想会議を組織して方針の策定を検討している。現在、中・長期構想の策定に基づいて短期目標(単年度事業計画)を設定することが課題になっており、2011(平成 23)年度に向けて、この課題遂行に取り組んでいるところである。なお、2010(平成 22)年度中に大学運営会議を中心として具体的な実施方策を決定することにしている。この決定については、大学評議会、教授会および研究科委員会において合意をみている。

このように、本学の管理運営は、大学運営会議が基本的な指針を示す役割を果たしている。大学運営会議は、学長が議長となり、学部長、研究科長、学長補佐、大学事務局長および学長室長で構成されており、学長の下で迅速果敢な大学の自立・自主運営が進められており、前述の将来構想会議の設置など時代に即応した大学のあり方を常に模索する機能を有している。

管理運営方針の周知については、次のように行われている。まず、教員については、教授会、研究科委員会および教員会議(学科会議または全体会議)を通して全員に管理運営方針が周知されており、特に学内情報システムの整備が進み決定事項について瞬時に Web を通して確認することができるようになっている。また、大学職員については、大学事務局長を中心に各事務部門の部門長で構成されている事務連絡会が毎週火曜日を開催されており、その席上で報告された後に部門長により全職員に周知されている。なお、毎年 4 月に学長より全教員に対し、年度初めの教員会議において、当該年度の基本方針が伝えられる。一方、学園全体としては、やはり年度初めに全教職員に対し、理事長より学園全体の運営方針が示される。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 10 条の 3 P1773

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則 PP2101-2102

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則 PP2113-2114

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年度)

2)意思決定プロセスの明確化

大学運営方針は、学長、学部長、研究科長、学長補佐、大学事務局長、学長室長で構成されている大学運営会議で協議され、前述のメンバーに加えて各学部の学科長、専攻長を構成員とする大学評議会において審議された後、各学部の教授会において最終審議および決議されるプロセスになっている。

大学運営に関する重要案件は大学運営会議において諮られ、大学評議会、教授会および研究科委員会において審議のうえ決議される。この方式は、教授会等において円滑に議案を決議し、スムーズな実行体制を図るためのものである。このトップダウンのプロセスが

らは、教授会等は最終的な決議を行う場であるかのように見える。しかし、ボトムアップのプロセスとして、各学部の委員会、あるいは全学の委員会(たとえば魅力づくり会議など)からの提案事項については企画検討会議における提案の機会が設けられるとともに、学部・研究科の企画等については、各学部長および各研究科長より前述の大学運営会議および大学評議会に諮るルートを恒常的に設けており、トップダウンとボトムアップをクロスさせる循環的な運営の形態が完成している。

3) 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

本学は学校法人桐蔭学園の一部門という位置づけであり、大学を含めた学園の運営方針を決定する理事会の構成員に大学からは理事として学長と教授 4 名が、評議員には教授 5 名および大学事務局長が就任している。これらの構成員により、評議会および理事会に対して大学に関連する企画案、学則変更案、大学運営全般に関する報告等が行われている。以前は、理事長が学長を兼務していたため、大学運営については全て法人の権限により運営されていたが、前理事長・学長の逝去後は、法人理事長と学長の兼務は解消され、大学運営は教学のトップである学長を中心に行われるプロセスが確立しつつある。

《資料 78》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園寄附行為 PP101-132

4) 教授会の権限と責任の明確化

教授会は、学則に示している通り、「教員人事、教育及び研究に関する事項」、「教育課程に関する事項」、「学生の入・退学、休学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項」、「試験、卒業に関する事項」、「教授会規則等の制定改廃に関する事項」、「及び理事長に諮問した事項」等について審議し決定する権限を有する。

大学の運営に関する事項は、先に記載したとおり、大学運営会議において諮られ、大学評議会、教授会および研究科委員会において審議のうえ決議される。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 11 条 P1733

《資料 23》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部教授会規則 PP2501-2503

《資料 24》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学医用工学部教授会規則 PP2504-2523

《資料 25》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学工学部教授会規則 PP2524-2526

《資料 26》スポーツ健康政策学部教授会規則

《資料 27》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院法学研究科委員会規則 PP4301-4302

《資料 28》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院工学研究科委員会規則 PP4326-4327

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

全 5 編から構成されている学校法人桐蔭学園の規程集の中に大学、大学院が各々 1 編ずつ記載されている。規程の制定・改廃は、関係法令や学内および社会環境の変化に応じて関係各部署において案を策定の後、規程検討委員会において検討され、大学運営会議での協議、大学評議会・教授会の審議・決議を経た後、必要に応じ法人理事会にて審議・決議後に決定される。その後、基本的には年 1 回追録・加除が行われ、差し替え作業を行っている。

《資料 19》桐蔭学園規程集 / 第 2 編 大学 PP1701-4085

《資料 19》桐蔭学園規程集 / 第 3 編 大学院 PP4101-4765

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年度)

2)学長、学部長・研究科長、理事(学務担当)等の権限と責任の明確化

学長は、大学および大学院において行われるすべての事項に関しての最高責任者として位置づけられており、このことは規程集に記載されている。また、学部長、研究科長については、規程集の中に学部および大学院運営に関する諸規程が定められており、また、大学、大学院を運営するに必要な各種委員会との規程も明文化されており、その中に運営に対する責任関係が記載されている。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 11 条 P1733

《資料 23》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部教授会規則 PP2501-2503

《資料 24》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学医用工学部教授会規則 PP2504-2523

《資料 25》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学工学部教授会規則 PP2524-2526

《資料 26》スポーツ健康政策学部教授会規則

《資料 27》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院法学研究科委員会規則 PP4301-4302

《資料 28》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院工学研究科委員会規則 PP4326-4327

3)学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長選考については、学校法人桐蔭学園寄附行為施行細則、学長候補者選考規則に基づいて、大学運営会議が推薦する候補者に対して大学評議会が学長を選考するという方法で行われている。

学部長の選考については、学部長候補者選考規則上学部教授会が選挙で選ぶことになっているが、学部設置および学部改組が大学設置以来連続して行われてきたため、「当分の間、学長が当該学部の教授の中から、学部長候補者を選考し」、大学評議会および各学部に諮る取り扱いとしてきた。

《資料 32》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学長候補者選考規則 PP2527-2528

《資料 67》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園寄附行為施行細則 P133

《資料 68》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学部長候補者選考規則 PP2529-2530

《資料 69》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における学部長候補者の選考に関する取り扱いについて P2533

《資料 70》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における各学部学科長候補者の選考に関する取り扱いについて P2534

《資料 71》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院における研究科長候補者の選考に関する取り扱いについて PP4503

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

1)事務組織の構成と人員配置の適切性

現行の事務組織は、専任・嘱託職員等(派遣 1 名を含む)61 名、パート 17 名の総勢 78 名で構成されている。具体的な部門と構成員数は、大学事務部門の最高責任者として事務局長 1 名を置いている。学長業務の補助、行政等との連携業務、その他一般業務を行う学長室に専任・嘱託職員 6 名、パート 1 名、大学の総務・管理業務全般を司る総務部に専任・嘱託職員 6 名、パート 3 名、教務および入試広報関係を行う学務部は、教務課とアドミッションオフィスにより構成されており、教務課には専任・嘱託職員 6 名、パート 1 名、ア

ドミッションオフィスは、専任・嘱託職員 5 名、パート 1 名を配置している。学生部は、学生の一般生活に関する業務を司る学生課と就職関連業務を担うキャリア情報センターが設置されており、学生課は、専任・嘱託職員 5 名、キャリア情報センターには、専任・嘱託職員等(派遣1名を含む)5名が配置されている。教育研究を実施するに際し、科学研究費、受託研究費等に関する業務を行う研究推進部には、専任・嘱託職員 1 名、パート 1 名が設置されている。生涯学習センターには、専任・嘱託職員 1 名、パート 2 名が設置されている。大学図書館(大学情報センター)には、専任・嘱託職員 7 名、パート 3 名、学生への情報機器指導を行う情報電算室に専任・嘱託職員 5 名、学生等への日常生活をサポートする大学購買部には、専任・嘱託職員 3 名、パート 2 名が配置されている。法科大学院は、学務、学生、図書館業務については独自で行っているため、専任・嘱託職員 10 名、パート 1 名の体制を執っている。なお、学務部長、学生部長、研究推進部長、生涯学習センター長、大学情報センター長には、大学教員が就任している。

現行の事務局体制が、本学の事務業務遂行に対して十分か否かについての明確な解答を提示することは難しい。人材が多ければ業務が円滑に進むかについては議論を有することである。学校法人の財務体制から考えると、大学事務職員の増員は難しい。このため、限られた職員数で多くの実績を確保することを至上命題として、質の向上を図るとともに、オールグラウンドで考え、行動できる構成人員の育成を図るために、組織体制の見直しについては検討事項となっている。

なお、現行の専任・嘱託職員、パートで不足する業務については、必要に応じ派遣社員を雇用することにより専任・嘱託職員、パートの過大な動労を防止し、円滑な業務の遂行に努めている。

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程 PP2123-2134

2)事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

最近の大学教育指導内容は、社会情勢の多様化に伴い間口が広がり、奥行きも深まってきている。また、今年度には、それまでであった企画調整部を学長室に統合したため、今まで両部門で行ってきた業務を見直して他部門への分散を行い、業務の効率化を図った。

3)職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

採用については、学校法人桐蔭学園の規程に基づいて同法人理事長、法人事務局長、法人人事労務部長、大学事務局長により審議・決定され、同学園の職員として採用された者が大学部門に配属されている。

昇給、昇格については、同学園内に設置されている人事委員会において審議・決定されている。同委員会は、理事長、法人事務局長、法人人事労務部長、学園教務部長、学園進路指導部長、大学事務局長等により構成されている。人事委員会がこのような大所帯で構成されているかは、前述したように、大学教員を除く法人の全ての教職員を包括的に審議する場であることによる。配属については、大学事務局長が原案を作成し、学長補佐および学長の承認を得て、理事長、法人事務局長、法人人事労務部長、法人事務部長、大学事務局長で構成される会議において審議、決定される。

《資料 72》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園就業規則(職員)PP534-576

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

1)人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

毎年度 1 回、人事考課を全職員に対して行っている。考課内容は、被考課者申告による職務に対する希望、業務等に対する自己申告及び一次考課者による考課点・所見、二次考課者による所見である。考課は、一般職員については、各部門の直属上司が一次考課、大学事務局長が二次考課を行い、必要事項を記載のうえ学長・理事長に報告する。部門長については、大学事務局長が一次考課、学長が二次考課を行う。理事長に報告する。大学事務局長、学長室長については、学長が考課を行い理事長に報告する。

適正な業務評価については、部門内においては上司と部下による報告・連絡・相談の徹底により職員の業務に対する意欲、資質についてのチェック機能の充実を図っている。また、部門長については、大学事務局長宛の報告・連絡・相談の徹底を指導し、かつ日誌(業務日報)により、日々の業務についての報告が行われている。大学事務局長、学長室長は日誌(業務日報)を法人事務局長経由で理事長に提出しており、これらの書類等により適切な業務評価が行われている。

2)スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性

外部講師を招聘してマナー研修・ハラスメント研修等様々なテーマによる研修会を開催するとともに、私立大学協会等外部団体が実施する各種研修会に担当者を積極的に参加させることにより、職員各自のスキルアップを図っている。

部門長は週 1 回行われる事務連絡会後に順番で大学運営に関する問題提起や解決対策、自身の仕事観、人生観について発表する場を設けている。一方、部門長を除く全職員は自主的に各部署の業務内容の周知、外部研修会の報告、プレゼン発表、問題提起や討論など、自分たちでテーマを提案して原則月 1 回勉強会を実施している。それぞれの立場で情報の共有、自己研鑽が行われている。

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

職員の意思決定のプロセスに関しては、毎週 1 回大学事務局長を中心に部門長に対して事務連絡会という名称で実施されており、またその席上において、お互いの意見交換、議論がされており、事務連絡会の決定事項が一般職員およびパートを含めた職員全員に周知されている。

スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性は、部門長と一般職員の両者において実施されている。特に一般職員については、自主的に開催されており、今後も継続して実施するとともに、今以上に SD を業務に活かすことが大切である。

改善すべき事項

事務機能の充実について、職域相互の理解を深めて各職員のスキルアップを図り、円滑に業務を遂行するための方策を立てるのが喫緊の課題である。

事務組織の適切性については、現行の組織体制および事務分掌のさらなる見直しが必要である。

3．将来に向けた発展方策

中・長期計画を策定し、明確に示して最高学府としての運営を行うために、将来構想会議を設置して検討を行っている。今後は、この機関を積極的に開催し、学内の意見を集約することにより、教育研究も今以上に充実すると考える。

大学を取り巻く経済等の環境を考え、今後は、インターネットなど IT、デジタル情報通信を積極的に活用する。また、職員の資質を向上させることによって多くの業務を遂行可能な人材の育成を図る。さらに、教職協働の観点から大学運営に関わる各種委員会活動に積極的に参画する意識を醸成する。

4．根拠資料

《資料 19》桐蔭学園規程集

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

《資料 23》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部教授会規則

《資料 24》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学医用工学部教授会規則

《資料 25》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学工学部教授会規則

《資料 27》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院法学研究科委員会規則

《資料 28》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院工学研究科委員会規則

《資料 32》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学長候補者選考規則

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則

《資料 67》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園寄附行為施行細則

《資料 68》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学部長候補者選考規則

《資料 69》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における学部長候補者の選考に関する取り扱いについて

《資料 70》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における各学部学科長候補者の選考に関する取り扱いについて

《資料 71》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院における研究科長候補者の選考に関する取り扱いについて

《資料 72》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園就業規則(職員)

《資料 78》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園寄附行為

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年度)

9 - 2 財務

1 . 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

1)中・長期的な財政計画の立案

中・長期的な財政計画の立案については、大学の運営を含めて全てを学校法人桐蔭学園が財務管理を行っている。

法人は、学園全体の財政管理を行っており、大学の運営、事業計画についても中心になっている。もちろん、大学の事業・運営計画は学長を通して理事長に伝えられる。しかし、大学が要望する設備や事業に関しては、法人全体予算の枠組みの中で決裁する必要があり、大学の運営における法人の役割は非常に大きい。大学の財政計画は、法人を中心に行わなければならないのが現状である。

大学は、法人の一部門という位置づけにあり、大学それ自体の財務管理は行っていない。すなわち、会計処理は行うものの出納自体は法人財務が行っている。

しかし、ここ数年来大学の自立の気運が高まってきており、本学も新学部の設置を期に大学運営の充実化を明確にするため、大学による予算編成を行うことになった。将来に向けて安定した財源の確保と適切な予算執行を目標に掲げ、教育研究の充実を図っていく。今までは、理事長と学長が同一人であり、事業を行うに際しても、その都度決裁を仰いで実施するという流れになっていたため、大学が自ら予算を立ててそれを実行していくという仕組みを構築することができなかった。ようやく 2010(平成 22)年に大学の予算体制づくりが開始した。数年は試行期間という位置づけで予算に基づく事業展開を行い、おおよそ 3 年を目途に大学独自の予算体制を確立したいと考える。

《資料 73》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園経理規程 PP1101-1153

《資料 74》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園経理規程細則 PP1154-1157

2)科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

科学研究費補助金については、過去 3 年間で年間平均 30 件程度申請され、採択率は 20 パーセント弱と決して高い数字ではない。研究活動は、高等教育過程においては重要な点であるので、なるべく多く申請するように促している。大学としては、同補助金を採択した教員については、通常の教員研究費にプラスして採択された金額に見合った特別研究費を支給するという措置を行い、科学研究費補助金の申請促進のための策を講じている。

受託研究については、特に工学系学部において、民間企業との協働実施による研究活動が行われている。2009(平成 21)年度は 12 件が独立行政法人や民間企業から受け入れた。このうち 1 件は外国(台湾)の企業である。このように本学の教員の多くは個々人の研究テーマは学術的に高い評価を受けている。

《資料 75》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学受託研究に関する規程 PP3001-3011

《資料 76》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学科学研究費補助金取扱規程 PP4081-4083

《資料 127》平成 21 年度 受託(共同)研究費一覧表

《資料 128》科学研究費補助金交付内定一覧(20~22 年度)

3)消費収支計算関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

本学は、学校法人桐蔭学園の一教育機関という位置づけのため、大学部門においては独自の会計、財務処理を行っておらず、全て法人の財務部門で処理している。このため、消費収支や貸借対照表関連について、教職員の財務に対する意識が低いと考えられる。

消費収支については、法人財務部門において別々に処理しているが、資産・負債関係を示す貸借対照表関係については、その所有権者は全て法人のため、大学単体の資産・負債は発生していない。

大学の消費収支計算関係比率は、以下のとおりである。

人件費比率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは 70 パーセントを超えていたが、2009(平成 21)年度は 69.2 パーセントと若干減少した。しかし、この比率は全国平均(48.7 パーセント)を大きく上回っている。特に教員の人件費増が大きな要因と考えられる。

人件費依存率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは 90 パーセントを超えていたが、2009(平成 21)年度は 88.4 パーセントとなり、若干改善している。しかし、依然として全国平均(61.8 パーセント)を大きく上回っている。学生納付金のほとんどが人件費に回っているのが現状である。

教育研究費比率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは 40 パーセント台で推移しているが、2009(平成 21)年度は 39.7 パーセントと 40 パーセントを下回ってしまった。しかし、全国平均(33.1 パーセント)よりは高い水準で推移している。大学の研究活動の重要性から鑑みれば、問題はないと考える。

管理経費比率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは、9 パーセント以上で推移していたが、2009(平成 21)年度は、5.9 パーセントとなり全国平均(7.3 パーセント)を下回っている。

管理経費は、教育研究活動以外の大学・学校法人の運営のために要する経費であり、これは、経費の節減を行った結果と考える。

借入金利息比率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは、本学は基本的に借入を行わずに、自己資本で運営経費を捻出してきた。2009(平成 21)年度において、0.01 パーセントとなっているのは、大学中央棟を建設するに際し、金融機関からの借り入れを行った結果の数字である。

帰属収支差額比率

2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までは、27 パーセント以上であった。2009(平成 21)年度は、21.6 パーセントとなり改善されてはいるものの、依然として全国平均(8 パーセント)とは大きな開きがある。これは、大学の収入に比して人件費の占める割合が大きく、そのために収支差額がマイナスになっているためである。2008(平成 20)年度までの増加はスポーツ健康政策学部の専任教員を拡充し、完成年度と同等の体制を整えたためである。2009(平成 21)年度はそれ以前と比べてマイナス数値が減少しているが、これは、まだ完成年度に達していないスポーツ健康政策学部(入学定員 240 名)が開設から 3 年間安定して定員を確保したために学納金による収入が増加したものと考える。

れる。2011(平成 23)年度までは学納金収入の増加が見込まれるので、数値的にももう少し改善されると考える。

消費支出比率

この比率も 2005(平成 17)年度～2009(平成 21)年度にかけて大きな数字の変化がない。現状において、100 パーセントを大きく超えており、大学会計からは設備投資が不可能と考えられる。

消費収支比率

この比率は、全国平均が 104 パーセントである。2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度は、全国平均を上回る数字で推移していたが、2009(平成 21)年度は一挙に通年の倍以上になった。これは、同年度に大学新棟(大学中央棟)が建設されたため、固定資産の取得で基本金組み入れ額が一挙に増えたためであり、一時的なものである。

学生生徒納付金比率

年度が経過するごとに上昇している。これは工学系学部の収容定員未充足による補助金の減額や圧縮、そしてスポーツ健康政策学部が完成年度まで経常費補助金が対象外であることなどにより、学納金収入の割合が高まったものである。比率そのものは全国平均(78.8 パーセント)と大きな差はない。スポーツ健康政策学部が完成年度を超えて経常費補助金の対象となれば、補助金分の帰属収入が増加するので、数値が多少減少することが考えられる。

寄付金比率

寄付金は 2005(平成 17)年度から 2009(平成 21)年度までの間、大きな変化は見られない。全国平均(2.2 パーセント)を下回っている。現在は、学部新生を対象に教育環境の拡充を目的とした任意の「桐蔭横浜大学教育振興寄付金」の実施している。しかし、趣旨には賛同しつつも今日の社会情勢や経済状況等により家計から学費以上の支出は限られているのが現状である。なお、2010(平成 22)年度から、桐蔭横浜大学基金を設立し、現役教職員、卒業生、父母会に対して周知し、寄付金集めの活動を展開している。

補助金比率

全国平均は 9.2 パーセント、本学においては 2005(平成 17)年度から 2009(平成 21)年度までの間、平均を上回っているが数値的には減少している。これは工学系学部での収容定員未充足による補助金の減額および総学生数に対して未完成であるスポーツ健康政策学部の学生数が占める割合が高まってきていることが考えられる。

基本金組入率

全国平均は 11.5 パーセント、本学においては 2005(平成 17)年度から 2009(平成 21)年度までの間平均を上回って推移しており、特に 2009(平成 21)年度の比率が大きく突出している。

これは、2009(平成 21)年度に大学中央棟が建設されたためである。この数値が大きいと消費支出に影響を及ぼすことも考えられ、なるべく平均値に持っていくようにすることが健全経営につながると考える。

減価償却比率

全国平均(12.2 パーセント)に近い比率で推移している。今後については、大学中央棟の償却費が計上されるため、全国平均により近づくことが予想される。

貸借対照表関係比率については、前述の通り大学単体の貸借対照表はない。このため、以下に記載する項目は、法人全体の処理による比率である。

固定資産構成比率

2009(平成 21)年度は 86.7 パーセントであり、全国平均と同一の数値である。2008(平成 20)年度、2009(平成 21)年度において比率が増加した要因は、小学校校舎の新設、大学新校舎の新設が大きく影響している。このため、一元的現象と考えられ、今年度以降は改善すると考える。

流動資産構成比率

2009(平成 21)年度は 13.2 パーセントであり、全国平均が 13.3 パーセントのため、平均的な数値である。

固定負債構成比率

2008(平成 20)年度 11.0 パーセント、2009(平成 21)年度 12.0 パーセントであり、全国平均は 7.2 パーセントと平均を上回っている。これは、小学校校舎及び大学新校舎の新設において金融機関からの借入れを行ったために固定負債額が増加したためである。

流動負債構成比率

2009(平成 21)年度は 7.5 パーセントと過去 4 年間の中で数値が増加している。全国平均は 5.6 パーセントである。これは、スポーツ健康政策学部の新設に伴う設置経費の未払額が計上されているためのもので、一時的な数値の増加である。

自己資金構成比率

2009(平成 21)年度は 80.4 パーセントと過去 4 年間の中で数値が減少している。全国平均は 87.3 パーセントである。これは、自己資金を構成する大学の消費収支の差額が悪化していることに起因している。悪化の原因は、人件費の増加が大きい。また、大学中央棟の建設があったため、これも大きな要因と考えられる。

消費収支差額構成比率

2009(平成 21)年度は 31.3 パーセントと数値的には悪化している。全国平均は 6.8 パーセントである。これは、スポーツ健康政策学部の新設に伴い経費負担が大きくなったためである。同学部が完成年度を迎えない時期から完成年度の人員配置に近い体制を敷いており、このことが大学の人件費負担増になっている。

固定比率

2009(平成 21)年度は 107.8 パーセントであり、全国平均は 99.4 パーセントである。これは、大学中央棟の新設に際して、借入金を投入したことによる比率の上昇であり、一時的な数値の増加である。

固定長期適合率

2009(平成 21)年度は 93.8 パーセントであり、全国平均は 91.8 パーセントである。この数値は固定比率とも関連しており、大学中央棟の新設に際して借入金を投入したため数値増加である。

流動比率

2009(平成 21)年度は 176.2 パーセントで、過去 4 年間は平均を維持してきたが、大きく減少した。全国平均は 238.6 パーセントである。スポーツ健康政策学部の新設に伴い設置経費負担が大きくなったためである。設置経費は、現金で賄わなくてはならず、こ

のため流動資産の取り崩しを行った結果である。

総負債比率

2009(平成 21)年度は 19.5 パーセントであり、全国平均は 12.7 パーセントである。これは、大学中央棟新設のために借入れを行った結果である。

負債比率

2009(平成 21)年度は 24.3 パーセントであり、全国平均は 14.6 パーセントである。過去 4 年間で 2007(平成 19)年度は、10 パーセント台になったが、2008(平成 20)年度には 22.4 パーセントになった。これは、小学校舎新設および大学中央棟新設のために借入れを行った結果である。

前受金保有率

2009(平成 21)年度は 367.4 パーセントであり、全国平均は 295.5 パーセントである。数値的には、平均を超えており比較的良好に見えるが、過去 4 年間で徐々に数値が下がってきているのは、桐蔭学園全体の生徒・学生数減少の結果によるものである。

退職給与引当預金額

本学園においては、退職給与引当金は実施しているが、退職給与引当預金は行っていない。退職金が発生した場合は、現金・預金支出で対応している。

基本金比率

2009(平成 21)年度は 91.4 パーセントであり、全国平均は 96.8 パーセントである。基本的には 100 パーセントにあるが、現状において校舎設置に関する借入金の返済が始まっていないため、基本金要組入額に参入することは出来ない。返済が始まれば組入れられるため、数値は平均に近くなると考える。

減価償却比率

2009(平成 21)年度は 33.5 パーセントであり、全国平均は 42.9 パーセントである。2009(平成 21)年度中に大学中央棟が完成し、また、既存の校舎の取り壊しも行われたため、2010(平成 22)年度は、新たな減価償却費と除却損が計上される。

《資料 2》大学基礎データ表 6

《資料 2》大学基礎データ表 7

《資料 2》大学基礎データ表 8

(2) 予算編成および予算執行を適切に行っているか

1) 予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、決算の内部監査

予算編成は、現状では一部の項目(図書費、広報費、アルバイト代)を除き、大学独自の予算・決算の執行はなされておらず、実施される事業ごと、設備購入等ごとに学長または理事長宛に原議申請を行い、案件ごとの決裁を仰いでいる。

しかし、このようなやり方では、現実の大学運営費が適正に処理されているか否かの判断が難しい。このため、本学では、教職員にコスト意識を認識させ、円滑な大学運営と磐石な財政基盤の確立を前提に、2011(平成 23)年度より大学経費の予算化に着手することになった。

この予算化については、学長室を中心とした大学予算化検討チームを編成し、予算化執行に関する構想について企画検討を重ね、予算化実現に向けての基準、記載のための原案

を作成した。

予算化の実行に向けては、大学運営会議に諮り合意を得、その後大学評議会において執行に関する具体的説明を行い承認された後に各学部の教授会に諮り了承を得た。また、職員については、事務連絡会を通じて全職員への周知を行った。

法人の監査は、監査法人による監査が毎年、12月、3月、5月に実施されており、所定の報告書が理事会に提出され、理事会の決議を経て適正に処理されている。

2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

今まで大学自体に予算化システムが構築されていないため、予算執行に伴う効果の分析はなされていない。予算化されている一部の項目については、予算内での執行に尽力しておりおおむね達成されているが、年度末に当該年度の執行状況を評価し、次年度の予算の適正化を図っている。

検査システムの確立については、前述の内部監査において記載したとおり、決算に対する検査システムは整っている。

決算の内部監査については、私立大学経常費補助金事務局長担当者研修会における「会計検査院の実地検査について」を参考に、経常費補助金、科学研究費補助金、教員研究費を中心に2007(平成19)年度より内部監査規程に基づき実施している。

《資料77》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学内部監査規程 PP2398-2400

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

来年度の予算化を始めたことによって、その作業を通してこれまでの支出状態も明確になると考えられる。加えて、教職員間には、コスト意識が生まれ、適切な支出の考え方が浸透し始めてきている。また、予算化は、無駄を排除し、限られた資金の中で最大の効果を産む方法を考える良い機会と捉えることが出来る。予算化が教職員自身の雇用にも好影響を及ぼすということが理解されつつある。

改善すべき事項

中・長期計画の策定とともに大学財政の健全化を進めていく必要がある。大学独自の予算化については、開始したばかりのためシステムが十分ではなく、予算を計上する教職員の考え方と査定を担当者の間に考え方の食い違いが多く散見された。今後は、財政健全化の趣旨に沿ったシステムの構築を大学全体で考える必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

大学としての予算体制は、ここに来てようやくスタートという、一般的見地からすると遅きに失した感は否めない。このため、2011(平成23)年度実行する事業予算の入口部分を整理し、今後の予算化の流れを確立することにした。この予算化については、今後数年はあくまでも試行期間という位置づけで行い、この間に表面化するであろう問題点や改善点

を修正し、可能ならば3年後を目途に大学財務の自主運営のための予算体制を確立させる予定である。

また、次年度以降、予算執行基準を明確にすることにより事業予算の出口部分を整理し、適正な予算の執行体制の確立を目指したい。

科学研究費補助金は、昨今の厳しい経済状況下におかれている大学にとって、研究を行う際の大きな支援である。また、企業等からの受託研究は、大学の教育の充実や一般社会のCSRを置き換えた大学のCSR(大学の一般社会に対する責任)に大きく貢献するものである。これからの大学運営は、大学本来の目的である教育研究に支障を及ぼさない範囲で外部からの資金をうまく取り入れて、大学財政の負担軽減を視野にいれた活動を行う策を構築していく必要がある。具体的な方策としては、教員の研究成果をまとめた『学术交流レポート』や研究論文の概要をまとめたものを広く社会に公表していきたい。

予算体制整備は、事業計画にも大きく関連しているので、法人とも密な連絡を行いながら事業計画を立てていきたいと考える。

今後は、前述したように、2011(平成23)年度から予算化を行い、予算に従った事業運営、財政支出を行うことになっているため、次年度以降は、予算執行に伴う効果を分析は可能になると解する。ただし、今まで予算という概念が乏しかったため、すぐには、検証する仕組みの確立は難しいと思う。予算化についても、とりあえず向こう3年間は「試行期間」という位置づけで実施し、その間に不都合がある場合は修正等を行い、システムを確立する予定である。「試行期間」を終えた段階で詳細な検証を行う仕組みを形成し、健全な財政のもとに円滑な大学運営を推進する。

4. 根拠資料

《資料2》大学基礎データ

《資料73》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園経理規程

《資料74》桐蔭学園規程集 / 学校法人桐蔭学園経理規程細則

《資料75》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学受託研究に関する規程

《資料76》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学科学研究費補助金取扱規程

《資料77》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学内部監査規程

《資料127》平成21年度 受託(共同)研究費一覧表

《資料128》科学研究費補助金交付内定一覧(20~22年度)

1. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか**1)自己点検・評価の実施と結果の公表**

本学は、開学から3年後の1991(平成3)年以来、毎年、教員の研究活動を『学术交流レポート』として公刊し、1993(平成5)年には第1次自己点検評価委員会を組織し、『桐蔭学園横浜大学の歩み』と題する最初の自己点検・評価報告書を公表した。同時に、教育についての自己点検活動として「授業アンケート調査」を開始し、また、個別の教員を対象とした自己点検・評価報告書の作成を毎年前期末と後期末の2回に分けて実施してきた。

2000(平成12)年には第2次自己点検評価委員会を組織し(平成12年9月「桐蔭横浜大学自己点検評価規程」制定)、学部学科・大学院の再編、カリキュラム改善、入試改革など新たな展開を経て、2003(平成15)年に『桐蔭横浜大学の現状と課題 - 自己点検・評価報告書 2003.2 -』と題する報告書をまとめ公表した。同年、第3次自己点検評価委員会を組織し、改めて大学の現状についての検討を経て、2004(平成16)年4月認証評価制度発足の第一陣として大学基準協会に相互評価の申請をし、2005(平成17)年3月に大学基準に「適合」している旨の認証評価を得た。同年4月、相互評価の結果を大学ホームページ上に公表し、あわせて『桐蔭横浜大学自己点検評価報告書-大学基準協会による相互評価ならびに認証評価結果』として公刊した。

なお、2008(平成20)年、本学法科大学院については大学基準協会に認証評価の申請をし、2009(平成21)年3月に「適合」とされ、結果を法科大学院ホームページ上に公表している。

このように本学は2005(平成17)年に「適合」の評価を得たが、23項目について「助言」が付されていた。教育内容・方法について10項目、学生の受入れについて2項目、学生生活について3項目、研究環境について2項目、社会貢献について1項目、施設・設備について1項目、図書・電子媒体について1項目、管理運営について1項目、財務について2項目、情報公開・説明責任について2項目である。2008(平成20)年、自己点検評価委員会は、これらの「助言」項目について改善状況を踏まえた報告書を大学基準協会へ提出している。

2007(平成19)年、大学に「魅力づくり会議」が設置され、小さな事柄から大学論にわたる大きな事柄まで、各学部から選ばれた委員が自由な立場で議論する、新しい形の自己点検・評価活動が始まった。そして、2008(平成20)年3月、学長の交代が行われ、新学長のリーダーシップの下に、大学のあり方について全学的に全面的な検討が開始された。そのころ中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年)が発表され、本学においても、学部教育段階の遅滞参加の例や大学からのドロップアウトなど、ユニバーサルアクセスの構造化といわれる諸問題が顕在化し、従来の教育規格を再検討する必要性について全学的に強く認識されるようになった。特に、毎月1回開かれる「企画検討会議」において、全学的立場から教務、アドミッション、学生、および就職等の代表委員による事例検討を通じて、本学の問題が明らかになってきた。

こうした背景のもと、2008（平成 20）年 11 月、大学運営会議において大学の認証評価の準備を進めることが決定し、翌年（平成 21 年）2 月、同会議において、質保証に関して、「入口（入学者受け入れの方針）」「中身（教育課程の編成・実施の方針）」「出口（学位授与の方針）」のトータルな管理をいかに構築するかを本学の課題とすることに決定した。

そこで具体的な活動の一步として、第一に、大学の現状の問題把握、過去の取組みの評価、将来の目標、すなわち大学の課題の過去、現在、未来の鳥瞰図の作成を行うことになった。第二に、これまで学期末に行ってきた教員による自己点検・評価報告を新たに試行中の「教員評価制度」に取り込み、「教育」「研究」「社会貢献」および「大学運営」について点検・評価シートを作成することにした。これに併せて、教員別目標シートの作成と目標達成について自己点検・評価を実施することになった。研究活動については継続している『学术交流レポート』の公表のほかに、随時ホームページに学術活動を掲載する仕組みが整備された。

なお、FD 活動の一環として、授業アンケートの実施とホームページにおけるその公表のほかに、各学部取組み例として、特に 2006（平成 18）年から始まった法学部の教員相互の授業見学制度をあげなければならない。この制度は、設定された 1 週間の授業のなかで教員はいずれかの授業を見学し、感想を書面で書いて法学部教務委員会（教務課経由）に提出するものである。感想はとりまとめられて授業担当教員に伝えられるほか、法学部教務委員長より教授会（法学部全体会）で毎年の授業見学の総括が行われ、授業改善に資するものとなっている。

《資料 91》法科大学院ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/law/>

《資料 93》大学ホームページ（点検・評価）

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌（平成 22 年度）

2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

現在、大学の諸活動に関する基本情報は、ホームページ、ペーパーとしてキャンパスガイド（『桐蔭横浜大学新聞』、『広報誌「キリコ」』を含む）や『学术交流レポート』で公開されている。主たる情報公開方法は、ホームページで行い、学生が安心して学べる環境にあることを広く国民一般に公開している。ホームページで公開されている大学の基本情報は以下のとおりである。

建学の精神目的等に関する情報（学長メッセージ、建学の精神、沿革）

自己点検・評価等に関する情報（大学基準協会認証評価、自己点検評価報告書、および 2007 年度以降 2009 年度までの授業アンケート結果）

基本組織に関する情報（学部、学科、研究科、研究所、施設）

教員に関する情報（学部学科研究科ごとの教員氏名、研究分野、プロフィール、研究室ページへのリンク）

受け入れ方針（アドミッションポリシー）に関する情報（全学的ポリシーのほか、学部・学科別のアドミッションポリシー）

カリキュラムに関する情報（学部学科ごとの卒業後の進路設計にあわせた履修内容、授業科目）

学習環境に関する情報(大学情報センター『大学図書館』の利用に関する情報や新着情報)

学生支援に関する情報(奨学生制度情報、就職サポート情報、クラブ・サークル情報、近隣アパートに関する情報)

財務情報(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を学校法人桐蔭学園ホームページに掲載)

入試情報(入試日程、選抜方式、出願要件のほか、前年度入試結果については募集形態別の志願者数、受験者数、合格者数など。なお、学生納付金については入試要項にも掲載)

大学の新しい取り組みや社会的貢献等についての情報(日々のニュースとして取り上げるほか、プレスリリースを設けて社会に発信)

なお、情報公開請求への対応については、大学の社会的責務として対応することとしているが、保護すべき個人情報については、学生等個人情報の保護に関する規程を制定し、個人の権利利益を保護することにしている。もちろん、学生等本人から個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人データを開示することにしている。これらについては、2005(平成 17)年に桐蔭横浜大学プライバシーポリシーとして規定し、ホームページにも公表している。

《資料 55》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学プライバシーポリシーPP2327-2349

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 98》桐蔭学園ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/>

《資料 105》学術交流レポート 2009

《資料 117》桐蔭横浜大学新聞

《資料 118》広報誌「キリコ」

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか

1)内部質保証の方針と手続きの明確化

2009(平成 21)年 2 月、大学運営会議において「質の保証」が議題とされ、大学評議会、および教授会において「入口」「中身」「出口」のトータルな内部質保証の方針が決定され、各学部・学科、学務部(教務課、アドミッションオフィス)、学生部(学生課、キャリア情報センター)など全学的にこれまでの問題の洗い出しが始まった。この作業に際して、第一に、設置認可時の遵守事項の観点、第二に、大学・学部(研究科)等の目的達成の観点、第三に、教育成果(学士力等)の観点、第四に、国際的通用性の観点に留意することにした。そして、前述のように、大学の課題の鳥瞰図の作成は、各学部等の自己点検評価委員会を中心とした検討を経て、大学運営会議、大学評議会、教授会で承認され、2009(平成 21)年 9 月に「大学の課題 35 項目一覧表」として完成した。これにより P(計画)D(実行)C(点検)A(改革)のサイクルを動かす前提が整った。中・長期的な骨太の教育経営戦略については、新たに設置を決めた将来構想検討推進会議で引き続き検討することが決まった。課題一覧は次のとおりである。

桐蔭横浜大学 将来構想検討推進会議の発足～特別補助金(ゾーンの選択)、学部の拡充、科研費など検討など

学内規程の見直しと改正

学内活動の可視化・透明化 - 学長室の機能

委員会の活性化～全委員会(公式・非公式問わず)に年 2 回の報告を義務化し、活性化を図る～

医用工学部拡充

プレスリリース～学内広報システムの一本化と担当者の決定～

法学部のバイリーガルスクール～学内における理解を深めること及び学生募集について(法学部・他学部・大学院・一般)

アドミッション関係～2010 年度入試に向けて、これまでの活動等の反省と改善・工夫をしての対応について～

英文等による学生募集書類の作成・配布～主に大学院レベルにおける英文等による学生募集書類の作成～

ホームページ～2 段階のチェック(業者の技量、教員による評価改善)～

クラブ活動結果などの情報伝達

桐蔭横浜大学文庫の発行～i)学術シリーズ、ii)文化施設シリーズ、iii)教育活動シリーズ、iv)実学シリーズ、v)実用シリーズ、vi)社会貢献シリーズ、vii)英文シリーズ、viii)映像シリーズ、ix)学生シリーズ～

桐蔭横浜大学新聞～今後の発行計画と内容の充実～

KIRIKO～今後の発行計画と内容の充実～

大学図書館のあり方～前年度末に行った会議においての懸案。検討事項の報告と新年度への引き継ぎ～

学生海外研修制度(全学)～アドヴェンチャースクールの制度化、今年度の準備進捗状況～

学生海外研修(スポーツ健康政策学部)～学部オリジナル留学プログラムの準備進捗状況について～

学生経済支援

インディ・カフェ～これまでの課題に対する対応結果および今後の課題～

学生表彰制度の創設

①大学院修了者の就職促進・支援体制の確立

②学位審査の促進と適正化

③法学部のメディアエーション授業の展開について(法学部)

④法学部のメディアエーション(他学部開放型)の活動の展開について

⑤スポーツ健康政策学部のサービスマーケティング～現状および課題について～

⑥医用工学部の国家試験対策～アピールポイントである国家試験(臨床検査技師、臨床工学技士)の合格率向上対策～

⑦教員在学研究制度～在外研究制度の見直しと充実～

⑧学会などによる学術シンポジウム

⑨卒業生との関係強化(桐蔭工学会との関係、同窓会、桐蔭法学会など)

⑩大学基金～基金募集のための準備の進捗状況と今後の対応～

⑪地域貢献の向上～全学による「おもしろ理科教室」の実施、その他の地域貢献につい

て～

- ⑫「神奈川県 女性の理工系進路選択支援事業」の対応
- ⑬エコ通学、エコ通勤(省エネ化)
- ⑭ペーパーレス化、室温規制(省エネ化)
- ⑮記念品

これらの課題ごとに、委員、推進役やコーディネーターが選任されるとともに担当事務部門の決定などが行われた。個々の推進状況(プランおよび実行)について、学長(=自己点検評価委員会委員長)に報告することになっている。

2)内部質保証を掌る組織の整備

大学に内部質保証を掌る組織として自己点検評価委員会を置く。ただし本学は比較的小規模の大学である特性を活かし、大学の運営にあたる責任者(大学運営会議構成員および大学評議会構成員)をすべて自己点検評価委員に任命し、内部質保証の効果的迅速な PDCA が行える体制をとっている。自己評価委員会の構成は、委員長=学長、委員=各学部長、各学科長、研究科長、専攻長、学長補佐、大学事務局長、学長室長を基本構成員とし、前学務部長のほか各学部から1名、そして自己点検・評価の事務を担う学長室の職員の2名で構成されている。なお、自己点検評価委員会に前学務部長を責任者とする自己点検評価報告書作成小委員会を設け、また副委員長(学長補佐)を責任者とする進行管理チームを置いている。

各学部および各研究科に自己点検評価委員会を設け、学部等の固有の質保証を点検する。また各学部等にFD委員会が設けられ、授業改善についての企画立案と実施を担っている。

なお、全学横断的な会議体として「企画検討会議」が学長のもとで毎月開かれ、教務、アドミッション、学生、就職、研究、大学総務等の委員がさまざまな問題について報告し、問題解決を迅速に果たしている。したがって、内部質保証の専従部署は置いていないものの、小規模大学の特性をいかした組織が整備されている。

《資料 33》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学自己点検評価規程 PP2319-2322

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則 PP2101-2102

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則 PP2113-2114

《資料 66》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学企画検討会規則 PP2115-2116

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年)

3)自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

本学のP(計画)D(実行)C(点検)A(改革)のサイクルは、前述したように「入口」「中身」「出口」のトータルな管理を目標とし、個別的課題として2009(平成 21)年の「大学の課題 35 項目一覧表」の作成でもって「計画」され、それぞれ大半の課題は「実行」に移されている。その「点検」「改革」への流れは、教授会(学科会議・学部内の各種委員会)での担当委員報告 学務、学生、キャリア情報、アドミッション(入試)、研究推進、図書館運営、魅力づくり会議等全学の各種委員会 企画検討会議での問題提起 大学運営会議での報告 大学評議会での議論 自己点検評価委員会での集約 大学運営会議での改革方針の提起 大学評議会・教授会での審議を経て改革へと繋げるシステムとしている。

たとえば図書館の学生の利用を進める改革についてプラン・実行されたものについて、利用状況の確認作業を経て、より利用促進をはかるために、現在のような毎月の図書新着

情報の発信や教員図書コーナーの設置などの「改善・改革」が行われた。もっとも、中・長期的課題も多く残されており、大学の予算体制づくりについても始まったばかりである。したがって、「点検」「改革」へ繋げるシステムの真の確立はこれからの課題である。

4) 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底

本学では、毎年、大学事務局でチームを結成し内部監査を実施し、会計処理の適否、会計記録の正否、財務保全状況の適否についてチェックし、教員等の意識向上を促している。公益通報の処理、公益通報者の保護に関する規程を整備してコンプライアンス意識の徹底を図っている。

研究費等の不正使用防止対策についての学内規程を整備し、不正行為に関する通報窓口、研究費に関する相談窓口を設け、学長を最高責任者とし、統括管理責任者として研究推進部長および事務局長をあてる責任体系を定めている。この他、倫理委員会等を設置して、倫理コードに関する国の方針について情報を提供している。

セクシュアルハラスメントについては、当該委員会を置いて学生だけでなく教職員についてもアンケートの実施、リーフレットの配布など意識づけを行ってきた。現在、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントなどの問題を包括的に取り扱えるようハラスメント委員会に一本化する機構整備を行っている。

なお、神奈川県喫煙防止条例にもとづき、校舎内を全面禁煙とするとともに分煙の徹底を図り、教職員・学生について実施している。

その他、2008(平成20)年に、省エネルギー宣言をとりまとめ、2012年度末までに2007年度を基点にCO2排出量を約5%削減することを目指している。

個人情報については、「学生等個人情報の保護に関する規定」を制定し、プライバシーポリシーを策定して取り組んでいる。

《資料34》桐蔭学園規程集/セクシュアル・ハラスメント防止等規程 PP2657-2659

《資料35》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程 PP2660-2664

《資料36》桐蔭学園規程集/セクシュアルハラスメントの防止に関わる指針 PP645-647

《資料54》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学倫理委員会規程 PP2175-2176

《資料55》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学プライバシーポリシー PP2327-2349

《資料56》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程 PP2362-2365

《資料57》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程細則(研究活動上の不正行為に係る通報に関しての細則) PP2366-2397

《資料63》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 PP2401-2404

《資料77》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学内部監査規程 PP2398-2400

《資料96》省エネルギー宣言(www.cc.toin.ac.jp/univ/save_ene.html)

《資料126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成22年度)

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

前回の認証評価において大学基準協会から本学の自己点検・評価の体制は「個々の教員

が自己点検・評価の重要性を認識するにとどまり、組織的な自己点検・評価につながっていない」と評価された。長所として評価された個人レベルでの取組みについては継続するとともに、組織的レベルでの自己点検・評価活動についてさらに充実を図っている。

具体的には、個人レベルでの取組みとして各年度に個人目標の達成度、教育研究・社会貢献・大学運営および授業評価について、それぞれ自己点検・評価を行い、学部長等を経て最終的に自己点検評価委員長である学長に提出する活動を行っている。また、組織的レベルでの充実については、大学の課題 35 項目一覧表の作成によって全学的な PDCA サイクルの回転が起動を始め、比較的小規模な大学の特性を活かし、大学運営と自己点検・評価活動が組織的に連動する形態としている。

2)教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教育研究活動のデータ・ベース化については、「学術活動 web 報告プログラム」を取り入れており、データ・ベース化の条件は整い始めている。なお、本学法学部の学術雑誌「桐蔭法学」および「桐蔭論叢」については、法学紀要データ・ベースや法学資料データ・ベースでの利用ができるようになっている。またサヴィニー文庫については、蔵書の一部をデータ・ベースとして公開している。

《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項 PP3202-3203

《資料 97》西洋法史研究所(サヴィニー文庫 <http://savigny.toin.ac.jp/savigny/>)

《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月

《資料 119》桐蔭法学第 17 卷 1 号(通巻 33 号)

3)学外者の意見の反映

本学はこれまで学外者の意見を反映する仕組みを置いていない。ただし、個別の教職員がさまざまな大学教育に関する研修会および研究会に参加し、学外の識者の意見をうかがい、間接的に大学の教育に関する質保証システムに機能させている。

4)文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

前回の認証評価において大学基準協会から「助言」された事項については、改善を経て、2008(平成 20)年に改善報告書を提出した。

法科大学院についても認証評価で「適合」を受けた大学基準協会からの指摘事項につき、改善を経て、2009(平成 21)年に改善状況報告を行っている。

文部科学省へは、設置完成前のスポーツ健康政策学部について履行状況調査を提出しているほか、2010(平成 22)年に学校法人実態調査において自己点検・評価について報告を行った。また、文部科学省から法科大学院の入試実態および教育内容等について指摘を受け、実態調査の回答のほかヒアリングに応じている。

2.点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

質保証の目標を「入口」「中身」「出口」のトータルな管理に設定し、全学的な課題を鳥瞰する作業を行うことによって、本学の弱点であった組織的な取組みも行われるようになった。前回の認証評価を受けた当時に比べ、教職員の内発的な問題発見と課題の提示も積

極的に行われるようになってきている。一部で取り入れられているブレインストーミング的な会議形式が功を奏している。

大学情報の積極的な公開についても前回の認証評価時に比べ格段に進んでいる。授業アンケートに加え、授業見学も一部の学部で取り入れられている。

改善すべき事項

大学情報の積極的な公開は進んでいるが、不十分な面もある。就職状況について詳細な情報公開がされていない。また、教育内容の面で、シラバスについて外部への公開は行われていないが、2011(平成23)年度から公開の方針が決定された。

国際競争力強化のための情報発信について英語および中国語での公開は一部分に限られている。

教育研究活動のデータ・ベース化は不十分であり、Web登録の促進を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

まず、迅速な課題解決のために、全学的課題についての工程表を策定することによって、より一層自己点検・評価活動の効果を上げたいと考える。また、大学の質保証の根幹である「入口」「中身」「出口」についてはこれらを立体的に捉えることによって、相互の位置づけを明確にする。「入口」「中身」「出口」のトータルな管理といえどもその中心は「中身」であり、中でも授業内容の充実が大学の質保証の原点である。授業内容の充実のために教員個人の研鑽を求め、よって「中身」を豊饒化させ「出口」に結実させる。これが社会的な評価を得て「入口」への Seeds(種)となる。

4. 根拠資料

《資料 33》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学自己点検評価規程

《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程

《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程

《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針

《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項

《資料 54》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学倫理委員会規程

《資料 55》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学プライバシーポリシー

《資料 56》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程

《資料 57》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程細則(研究活動上の不正行為に係る通報に関しての細則)

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則

- 《資料 66》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学企画検討会規則
- 《資料 77》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学内部監査規程
- 《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>
- 《資料 91》法科大学院ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/law/>
- 《資料 96》省エネルギー宣言(www.cc.toin.ac.jp/univ/save_ene.html)
- 《資料 97》西洋法史研究所(サヴィニー文庫 <http://savigny.toin.ac.jp/savigny/>)
- 《資料 98》桐蔭学園ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/>
- 《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月
- 《資料 105》学術交流レポート 2009
- 《資料 117》桐蔭横浜大学新聞
- 《資料 118》広報誌「キリコ」
- 《資料 119》桐蔭法学第 17 卷 1 号(通巻 33 号)
- 《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年度)

終章

桐蔭横浜大学は、2004(平成16)年度に財団法人大学基準協会にて大学評価の審査を受け、同協会の設定する大学基準に適合する旨の評価を得た。総合的には適合評価を得たが、評価基準項目の中には「助言」を付された事項もあり、評価後はこの指摘事項を改善すべく、大学全体において取り組んでいる。

今般、第二回目の認証評価を前回と同様に財団法人大学基準協会にて審査を受けるに際し、同協会の定めた評価項目に従いそれぞれの教育研究組織等において評価を行い、最終的に大学全体としてのとりまとめを経て、記載方法に従い「点検・評価報告書」を作成した。

各評価項目については、効果が上がっている事項とともに改善すべき事項を確認し、そして将来の発展方策を提示することができた。今回の「点検・評価報告書」の作成を振り返り以下に要点的に述べる。

「1 理念・目的」については、各学部、各研究科それぞれの目的に応じた個性化への対応策を着実に実践している点が評価できる。将来の発展方策としては「点検・評価報告書」の作成という機会に限ることなく恒常的な営みとしての位置づけで年数回の検討機会を設けて、全学、各学部および各研究科における理念・目的の点検・評価を行い、大学に対する社会的な要請に迅速、かつ実効的に応えるよう見直しを行うことである。

「2 教育研究組織」については、社会環境の変化に対応し、工学部の学科募集停止やスポーツ健康政策学部の設置等を行い、教育研究組織の再編を図ったことが評価に値する。将来の発展方策として、法学部、医用工学部、スポーツ健康政策学部を教育研究組織の三つの柱とする大学としての厚みのある実質をもち、共通の基調が根底に流れるシステムを発展させていくことを確認した。

「3 教員および教員組織」については、教員個々の教育力・研究力の充実が大学の力の基礎であることをあらためて確認することができた。比較的規模の小さな大学の強みを発揮するため、パースン・ツー・パースンの温かみのある指導の徹底によって学生の気持ちを把握し、その成長を後押ししていきたい。

「4 教育内容・方法・成果」については、自己点検・評価においてもっとも中心をなすところであり、項目を分けて要約する。

まず、「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」について述べる。法学部の教育課程の編成については、時代の変化の中で実情に合わせた適切な再編成を成し遂げてきたことと評価することができる。幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成を柱とする新しいカリキュラム編成は、もはや法律プロフェッションの養成を一義的な目標としない法学部にとって適切な選択であり、また少人数教育の強化も法学部の特色を際立たせている点が評価に値する。医用工学部では専門分野の知識と経験に軸足を置いた果敢な目的設定と持続的実践を通じて自律的にキャリアパスを開拓できる人材の育成を推進するため、教育課程を再編成し、目的意識の高い入学者を獲得に強くこだわり、これに成功しつつある点が評価に値する。

次に「教育課程・教育内容」について述べる。法学部では、まず、初年次教育の充実と基礎学力底上げの努力、次にロールプレイングなどの体験型授業を通じて法学教育の充実

を図る「模擬裁判」と「ミディエイション交渉」、また、「ジェンダー論」や「グローバル化論」など時代の要請に対応した授業科目の充実、そして、基本的に英語で授業を行うバイリーガル・コースは、新機軸の工夫に根ざし、全体として多角的な教育目標に照らして効果を上げている。医用工学部では能力別に徹底した少人数教育を行い、基礎学力を徹底する初年次教育の充実を確認することができた。また、学生に自律的な学習の環境を与え、インストラクターによって支援するインディ・カフェは、医用工学部の教育プログラムを補完するシステムとして定着している。スポーツ健康政策学部では入学直後から開始されるクラスミーティングの意義を確認し、この指導形態をいっそう充実させることが必要であることを確認した。

教育内容の発展方策として、法学部では学生の海外への関心を広げること、医用工学部では資格取得を通じたキャリアパスの開拓、そしてスポーツ健康政策学部では専門教育に関する選択科目を増やすことが確認された。

第三に「教育方法」について述べる。法学部については、履修指導と教育改善の組織的な取り組み、そして多様な単位認定を通じた教育効果の増大が評価に値する。医用工学部については、医療系資格の取得を目標とし、それに伴う様々な模擬試験や学習を実施し、学習のモチベーションを高めている点が評価に値する。スポーツ健康政策学部については、学年完成を待って評価すべきことではあるが、サーブス・ラーニングなど独自の工夫は評価に値する。

最後に「成果」については、教育研究組織ごとの教育目標に沿った成果の測定方法の開発に努めている。しかし、学生の自己評価、就職先の評価および卒業生評価については、組織的な取り組みが不十分である。将来、外部の評価を取り入れた「成果」の測定が課題であることを確認できた。

「5 学生の受入れ」については、アドミッションポリシーすなわち求める学生像について学部ごとに明示し、Web上に周知することによって適切な選抜が実施されており、また、多様な選抜方法を設けることによって大学全体としては収容定員を満たしている点が評価できる。もっとも、A0 募集の志願者が増加している一方で、一般募集の志願者が伸び悩んでおり、この現状を打開する突破口を見出すことが喫緊の課題である。

「6 学生支援」については、成績不良者に対する父母を交えた三者面談を早期に実施することにより退学の防止を図っており、また学生相談室やクラス担任による面談の機会を設けさまざまな悩みの相談に応じており、小規模大学の特性を生かした親身のケアの体制を取っている点が評価に値する。さらに、経済状況の悪化により退学せざるを得ない学生に対する経済的な支援策として本年度設置した基金の拡充・活用を検討したい。

キャリア教育・支援については、一年次から仕事の意義を考えさせる科目の導入をはじめ、体系的なキャリア教育の導入やインターンシップ準備セミナーの開催など全学をあげて実施している。

なお、補習・補充教育の充実やセクシュアル・ハラスメント対策の整備についても確認することができた。

「7 教育研究等環境」については、大学中央棟が完成し、施設環境は格段に良くなった。大学中央棟内の学生の自習スペースのほかに法学部棟および技術開発センターでも学生の自習スペースが確保できるようになった。また、健康管理センターおよび学生相談室

についてはこれまで大学の建物から離れた場所にあったが、新たに大学中央棟内に設置され、学生の利便は大いに増した。大学情報センターは学生向け新刊図書の展示、テーマ展示などの活動成果を上げ教育資源の拡充を図っている。なお、大学図書館の資料開架率が極めて高いことおよび電子化の推進が評価できる点である。

将来の発展方策として、実験室の整備、情報教育設備の充実、陪審法廷やサヴィニー文庫の教育・社会的利用などにさらに力を注ぐことが課題であることも確認された。

「8．社会連携・社会貢献」については、本学は神奈川県、横浜市、横浜市青葉区等との幅広い連携および社会貢献を行っており、地域社会にも十分認知されるようになった。大学の人的・物的資源を広く社会に提供することは、大学にとっても社会とのつながりの中で教育研究を見つめなおす機会を持つのであり、さらに積極的な展開を図りたい。

「9 管理運営・財務」については、まず、大学運営の意思決定がトップダウンとボトムアップの交流したシステムを通じて行われている点が評価に値する。運営体制や中・長期の将来構想については教授会、研究科委員会、学科会議、各種の大学運営に関わる委員会および大学事務連絡会等において周知され確認されている。次に、財務については、大学の予算体制を整える作業を通して教職員間にコスト意識が生まれきた点が評価に値する。予算体制の整備は事業計画にも大きく関連しているので、学校法人とも密な連絡を行っていききたい。もっとも大学単体の財政状況は極めて厳しいものがあり、財務的な自立のためには新しい発想が求められていることが強く認識された。

「10 内部質保証」については、質保証の目標を「入口」「中身」「出口」のトータルな管理に設定し、全学的な課題を鳥瞰する作業を行うことによって、本学の弱点であった組織的な取組みも行われるようになった点が評価に値する。今後は、まず、迅速な課題解決のための工程表を策定することによって、自己点検・評価活動のPDCAサイクルを定着させることが課題である。また、「入口」「中身」「出口」のトータルな管理といえどもその中心は「中身」であり、中でも授業内容の充実が大学の質保証の原点であることを確認した。

これらの確認を経て、次のように報告書のまとめとする。

周知のように大学運営を左右する要因は「アドミッション」と「就職」の結果である。アドミッションポリシーに従った入学者の確保とディプロマポリシーに沿った新卒社会人の輩出を着実かつ安定的に行うことができなければ、大学は社会的に意味ある存在として存立できない。そこで、ややもすると「入口」「出口」に議論は集中する。しかし、学位を担保する教育研究指導の充実、すなわち「中身」の充実を怠ると教育水準の低下を招き、教育内容の貧困化に陥り、ひいては社会への「出口」の閉塞に至り、社会的評価を失いかねない。本学では「入口」と「出口」については、創意ある方策と実践を引き続き行うことが全学の合意された優先課題であるが、「中身」の充実を中核として教育の質の向上に全力を傾注することに尽きる点を看過すべきでない。これがまさにユニヴァーサル化時代に改めて取り組むべき課題であり、本学としても広く世に問う21世紀モデルの探求に取り組んで行かなければならないのである。

大学運営は、全教職員に大学組織の進むべき方向や実施すべき事項が周知され、全教職員がそれらを十分に理解し、一丸となって目的達成のために邁進することなくしては成り立たない。今回の「点検・評価報告書」を作成する過程において、このような大学の目標

の達成、問題点の把握、評価すべき事項のさらなる発展策について全学に議論の機会を提供し得たことを記し、今回の「点検・評価報告書」の結びとする。